

(案)

第 3 期釜石市子ども・子育て支援事業計画
『釜石市子ども・子育て応援プラン』

令和 7 年 3 月

釜 石 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	8
3. 計画の対象.....	8
4. 計画の期間.....	8
第2章 釜石市の子育てを取り巻く現状と課題.....	9
1. 人口等の統計データの推移.....	9
2. 教育・保育サービス等の状況.....	16
3. 人口推計.....	34
4. ニーズ調査結果の概要.....	36
5. ヒアリング調査結果の概要.....	44
6. こどもの生活状況調査結果の概要.....	49
7. 第2期計画の評価.....	70
8. 第2期計画 重点プロジェクトの評価.....	81
9. 幼児教育振興プランの評価.....	94
第3章 計画の基本的考え方.....	97
1. 計画の基本理念.....	97
2. 計画の基本的な視点.....	97
3. 計画の基本目標.....	98
4. 重点施策.....	100
5. 施策の体系.....	101
第4章 施策の展開.....	106
基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境体制の充実.....	106
基本目標Ⅱ 健やかな成長を育む子育て支援、教育・保育サービスの充実.....	113
基本目標Ⅲ 援助を必要とする様々な家庭への支援体制づくり.....	123
基本目標Ⅳ 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり.....	131
基本目標Ⅴ 生活も仕事も充実し両立する環境づくり.....	142
施策の方向に基づいた目標値の設定.....	144
第5章 事業計画.....	149
1. 教育・保育提供区域.....	149
2. 幼児期の学校教育・保育.....	151
3. 地域子ども・子育て支援事業.....	161
第6章 計画の推進.....	173
1. 計画の推進体制.....	173
2. 計画の進行管理.....	173
資料編.....	174
1. 計画策定の経過.....	174

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

近年、我が国においては、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっておらず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻になっており、常にこども最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に捉えて、強力に進めていくことが急務となっています。

本市は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「第2期釜石市子ども・子育て応援プラン（釜石市子ども・子育て支援事業計画）（以下、「第2期計画」という）」を策定し、様々な子育て支援に関する取組を行ってきました。また、令和3年3月には「釜石市幼児教育振興プラン」を策定し、幼児教育の充実を図る取組を行っています。

このような中、国においてはこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行しました。また同時期に「こども家庭庁」も創設されました。令和5年12月には、こども施策を総合的に推進するため「こども大綱」及び「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」及び「こども未来戦略」を閣議決定しました。

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、今後3年間の集中的な取組を示した「加速化プラン」が示されており、具体的な施策として「児童手当の抜本的拡充」や「妊娠期からの切れ目ない支援の拡充」、「すべての子育て家庭を対象とした保育の拡充」などが掲げられています。

本市では、これらの動向や第2期計画、釜石市幼児教育振興プランの進捗状況及び課題を整理し、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、こどもの貧困の解消に向けた対策、地域で子ども・子育て支援の充実を図っていくため、第2期計画と釜石市幼児教育振興プランを包含した「第3期釜石市子ども・子育て応援プラン」（以下、「本計画」という）を策定しました。

【釜石市の主な取り組み】

- 平成 20 年 少子化対策推進本部設置
総務企画部少子化対策・男女共同参画推進室設置
*子育て応援カード（かまりんカード）事業
*出会いの場創出事業
- 平成 21 年 教育委員会幼児教育推進室設置
*保育所にきょうだい同時入所の場合第2子以降保育料無料化
- 平成 22 年 次世代育成支援後期行動計画えがお輝きプラン策定
*保育所、幼稚園等にきょうだい同時入所の場合第2子以降保育料無料化
- 平成 23 年 保健福祉部子ども課及び発達支援室設置
*子ども・子育て支援新制度に対応する窓口を一元化し、子ども課新設
*発達支援室新設により、臨床心理士による発達支援と支援体制を強化
- 平成 26 年 小規模保育事業所の設置促進・認可
- 平成 27 年 子ども・子育て支援新制度の開始にあたり保育料の見直し
・保育所保育料の金額見直し
・公立幼稚園保育料の金額見直し
・私立幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所の保育料設定
- 平成 29 年 釜石市子育て世代包括支援センター設置
*保育料算定にあたってのみなし寡婦（夫）控除の導入
*祖父母手帳の作成配布
*赤ちゃんの駅認定・移動式赤ちゃんの駅の貸出開始
- 平成 30 年 *釜石市子育て応援カード（ホッとカード）事業
- 令和元年 *釜石市日中一時支援サービス自己負担金補助金の交付
- 令和 2 年 第2期釜石市人口ビジョン・オープンシティ戦略策定
*保育所、幼稚園等にきょうだい同時入所の場合、第2子以降の副食費を無償化
*妊産婦家事支援サービス事業
- 令和 3 年 *「すこやか子育て基金」の設置
*妊産婦応援給付金事業
- 令和 4 年 *高校生年齢帯までの医療危難等での保険診療の医療費一部負担金助成
- 令和 5 年 子ども家庭総合支援拠点設置
・保健福祉センターにはぐくみルームを設置
*年齢にかかわらず、世帯が監護する第2子以降の保育料無償化
*市内小中学校に通学している第3子以降の給食費無償化
- 令和 6 年 保健福祉部こども家庭課及びこども家庭センター設置
・妊娠から出産、子育てに関連する窓口を一元化し、こども家庭課を新設
・こども家庭センター設置により、子育て世代包括支援センターの機能と子ども家庭総合支援拠点の機能を統合

（注）*は、釜石市独自の取り組み

■国の少子化対策の主な取組

年月	内容
2003(平成15)年9月	■少子化社会対策基本法施行 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
2005(平成17)年4月	■次世代育成支援対策推進法施行 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後10年間において重点的に推進
2006(平成18)年6月	■新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
2006(平成18)年10月	■「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設
2007(平成19)年	■「放課後子どもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
2007(平成19)年12月	■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進
2008(平成20)年2月	■「新待機児童ゼロ作戦」 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
2010(平成22)年1月	■「子ども・子育てビジョン」閣議決定 「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	■子ども・子育て新システム検討会議設置 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始

年月	内容
2010(平成22)年4月	■子ども・若者育成支援推進法施行 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
2012(平成24)年8月	■子ども・子育て関連3法公布 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布
2014(平成26)年1月	■子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
2014(平成26)年4月	■次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を2025（令和7）年3月31日まで10年間の延長
2014(平成26)年7月	■「放課後子ども総合プラン」の策定 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
2015(平成27)年4月	■子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
2016(平成28)年4月	■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
2016(平成28)年6月	■ニッポン一億総活躍プランの策定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率1.8」の実現に向けた10年間のロードマップを示す
	■児童福祉法等の一部改正の公布 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める

年月	内容
2017(平成29)年6月	■「子育て安心プラン」の策定 2020（令和2）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和4）年度末までの5年間で25～44歳の女性就業率80%に対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備
2017(平成29)年12月	■「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや3～5歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
2018(平成30)年9月	■「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後5年間の計画を策定
2019(令和元)年10月	■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化
2019(令和元)年11月	■「子供の貧困対策に関する大綱」の策定 現在から将来にわたり、すべての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す。子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期的に実施 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援や支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮などを方針としいる
2020(令和2)年5月	■「少子化社会対策大綱」の策定 「希望出生率1.8」の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚ができ、かつ希望するタイミングで希望する数の子供を燃える社会をつくることを目標とする
2020(令和2)年12月	■「新子育て安心プラン」の策定 2021（令和3）年度から2024（令和6）年度末までの4年間で25～44歳の女性就業率82%に対応できる約14万人分の保育の受け皿を整備

年月	内容
2021(令和3)年4月	■「子供・若者育成支援推進大綱」の策定 すべての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指し、子供・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりで子供・若者の健全育成に取り組むため、第3次となる大綱を策定
2022(令和4)年6月	■児童福祉法等の一部改正の公布 児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の養護が図られた児童福祉施策を推進するため、市町村による包括的な支援のための体制の強化等に関する事項などを定める
2023(令和5)年4月	■「こども基本法」の施行 「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力的に実施していくための包括的な基本法として制定 ■こども家庭庁の発足 こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として発足
2023(令和5)年12月	■「こども大綱」閣議決定 こども基本法に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもので、我が国初の大綱を閣議決定 ■「こども未来戦略」閣議決定 次元の異なる少子化対策を推進するため、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指し策定 ■「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定 すべてのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として策定

年月	内容
	■「放課後児童対策パッケージ」の策定 放課後児童対策の一層の強化を図るため、早期の受け皿整備の達成に向け、放課後児童クラブの受け皿整備等の推進を盛り込んだ内容を策定 ■「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定 すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するための指針を策定
2024(令和6)年5月	■「こどもまんなか実行計画2024」の策定 こども基本法に基づくこども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示した初めてのアクションプランを策定
2024(令和6)年6月	■「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正の施行 法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改めるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれた
2024(令和6)年7月	■「こども政策DXの推進に向けた取組方針2024」の策定 こどもまんなか社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、べんりなものにしていくことができるような方針を策定

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画とし、国から示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、令和7年4月から釜石市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況等を勘案しながら計画的に取組を推進していくものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画（地域行動計画）や、「こども基本法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえたこどもの貧困の解消に向けた対策計画の性格を持ち合わせるものとします。

なお、本計画と釜石市幼児教育振興プランを統合し、釜石市総合計画や釜石市オープンシティ戦略、かまいし男女共同参画推進プラン、釜石市地域福祉計画、釜石市障がい福祉計画、健康かまいし21プランなど上位計画や関連計画と整合性を図りながら推進します。

3. 計画の対象

本計画における「子ども」とは、18歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもとその保護者とします。なお、本計画における次に示す語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義します。

子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
※こども	年齢で区分せず心と身体の発達の過程にある者
乳児	1歳未満の者
幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
妊娠婦	妊娠中または出産後1年以内の女性
子ども・子育て支援	すべての子どものすこやかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

※この計画では、子ども・子育て支援法に基づき「子ども」表記を基本としますが、内容によっては、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡の通知に基づき、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」にしています。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

第2章 釜石市の子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口等の統計データの推移

(1) 人口と世帯の動向

①人口

総人口は令和元年に 34,118 人でしたが、年々減少し令和 4 年には初めて 3 万 1 千人を下回り、令和 5 年は 30,066 人となっています。

年齢3区分別人口を見ると、年少人口及び生産年齢人口、老年人口とも各年で減少しており、年少人口は、令和元年に 3,134 人でしたが、令和 5 年は 2,525 人となっています。

年齢3区分別人口割合を見ると、年少人口割合は令和元年に 9.2%で、令和 3 年までほぼ横ばいを推移していましたが、令和 5 年には 8.4%に減少しています。一方で、老年人口は令和元年に 38.7%でしたが、令和 5 年には 40.1%に増加しています。

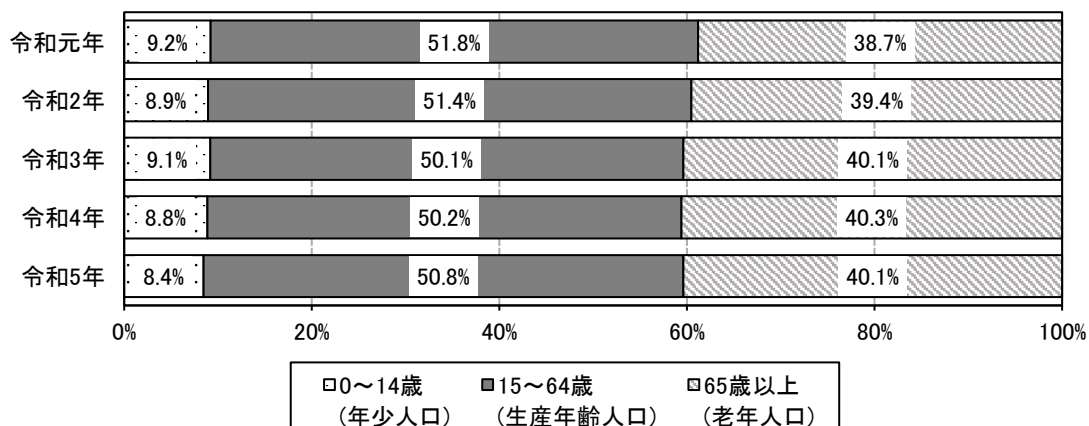
表 年齢3区分別人口

(単位：世帯・人)

年度	世帯数	総人口	年齢区分			
			0～14 歳 (年少人口)	15～64 歳 (生産年齢人口)	65 歳以上 (老年人口)	年齢不詳
令和元年	16,384	34,118	3,134 9.2%	17,679 51.8%	13,190 38.7%	115
令和 2 年	16,185	33,337	2,975 8.9%	17,133 51.4%	13,114 38.7%	115
令和 3 年	15,991	31,305	2,861 9.1%	15,669 50.1%	12,558 40.1%	217
令和 4 年	15,803	30,521	2,699 8.8%	15,307 50.2%	12,298 40.3%	217
令和 5 年	15,802	30,066	2,525 8.4%	15,267 50.8%	12,057 40.1%	217

資料：「岩手県人口移動報告年報」(各年 10 月 1 日)

年齢3区分別人口割合



②世帯

一般世帯（施設等の世帯除く）は、平成7年に17,839世帯となっていますが、令和2年には14,684世帯と3,155世帯減少しています。

親族世帯のうち、核家族世帯の割合が増加しており平成7年には74.9%でしたが、令和2年には83.9%と9.0ポイント増加しています。さらに、核家族世帯の中でもひとり親と子どもからなる世帯の占める割合が増加傾向にあります。

6歳未満親族のいる世帯と18歳未満親族のいる世帯ともに各年で減少しており、令和2年には6歳未満親族のいる世帯は773世帯、18歳未満親族のいる世帯は2,128世帯となっています。

表 形態別家族構成

(単位：世帯・%)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	17,839	17,616	16,975	16,070	16,048	14,684
親族世帯	13,917	13,240	12,237	11,284	9,942	8,827
核家族世帯	78.0	75.2	72.1	70.2	62.0	60.1
夫婦のみ世帯	10,423	10,116	9,449	8,879	8,272	7,409
夫婦と子どもからなる世帯	74.9	76.4	77.2	78.7	83.2	83.9
男親と子どもからなる世帯	4,349	4,436	4,200	3,886	3,525	3,167
女親と子どもからなる世帯	41.7	43.9	44.4	43.8	42.6	42.7
夫婦と子どもからなる世帯	4,638	4,148	3,656	3,339	3,092	2,606
男親と子どもからなる世帯	44.5	41.0	38.7	37.6	37.4	35.2
女親と子どもからなる世帯	185	215	236	245	277	25.2
その他の親族世帯	1.8	2.1	2.5	2.8	3.3	3.4
その他の親族世帯	1,251	1,317	1,357	1,409	1,378	1,384
その他の親族世帯	12.0	13.0	14.4	15.9	16.7	18.7
その他の親族世帯	3,494	3,124	2,788	2,405	1,670	1,418
その他の親族世帯	25.1	23.6	22.8	21.3	16.8	16.1
非親族世帯	25	32	28	24	64	64
単独世帯	0.1	0.2	0.2	0.1	0.4	0.4
単独世帯	3,897	4,344	4,710	4,762	6,033	5,786
単独世帯	21.8	24.7	27.7	29.6	37.6	39.4
6歳未満親族のいる世帯	1,873	1,734	1,467	1,168	1,021	773
6歳未満親族のいる世帯	10.5	9.8	8.6	7.3	6.4	5.3
18歳未満親族のいる世帯	5,085	4,299	3,668	3,121	2,671	2,128
18歳未満親族のいる世帯	28.5	24.4	21.6	19.4	16.6	14.5

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③婚姻と離婚

釜石市の婚姻件数は、平成 27 年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、平成 30 年から減少しており令和 3 年には 101 件となっています。また、婚姻率は令和 3 年に岩手県よりも高くなっていますが、その後は全国や岩手県よりも低くなっています。

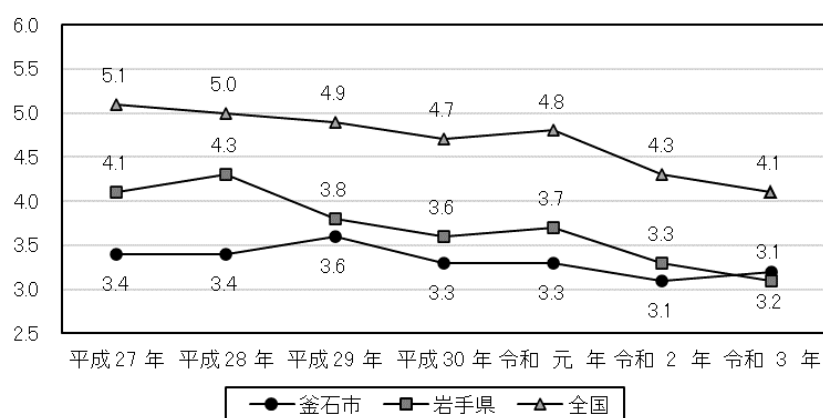
釜石市の離婚件数は、平成 29 年は増加しましたが、年々減少傾向にあり令和 3 年には 33 件となっています。離婚率は平成 29 年に岩手県よりも高くなっていますが、その後は全国や岩手県よりも低く推移しています。

表 婚姻率・離婚率の推移（対人口千人）

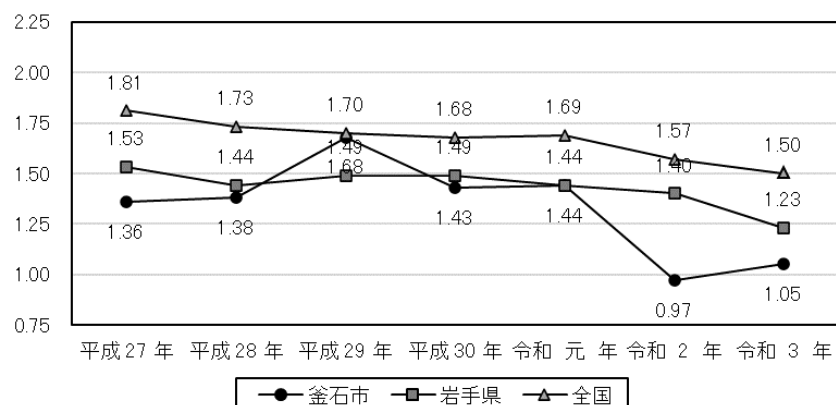
	釜石市				岩手県		全国	
	婚姻率	件数	離婚率	件数	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成 27 年	3.4	125	1.36	50	4.1	1.53	5.1	1.81
平成 28 年	3.4	123	1.38	50	4.3	1.44	5.0	1.73
平成 29 年	3.6	128	1.68	60	3.8	1.49	4.9	1.70
平成 30 年	3.3	116	1.43	50	3.6	1.49	4.7	1.68
令和元年	3.3	112	1.44	49	3.7	1.44	4.8	1.69
令和 2 年	3.1	100	0.97	31	3.3	1.40	4.3	1.57
令和 3 年	3.2	101	1.05	33	3.1	1.23	4.1	1.50

資料：人口動態調査、岩手県保健福祉年報（各年 10 月 1 日現在）

婚姻率の推移(対人口千人)



離婚率の推移(対人口千人)



(2) 年少人口（0～14 歳）の動向

①出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

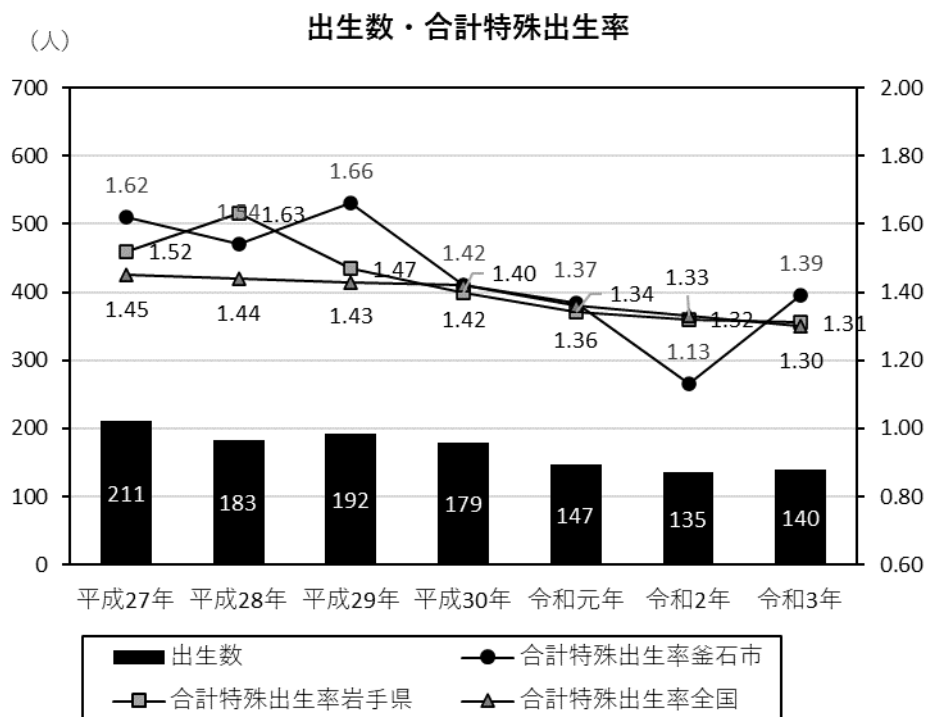
出生数は平成 27 年は 211 人、平成 29 年は 192 人となっておりますが、その後急激に減少し、令和 2 年には 135 人となり、令和 3 年は 140 人と横ばいとなっています。また、出生率も平成 29 年の 5.9 をピークに減少し令和 3 年には 4.8 となっています。

合計特殊出生率* は平成 29 年の 1.66 をピークに、それ以降は増減を繰り返しながら令和 3 年には 1.39 となっています。全国や岩手県と比べると釜石市の合計特殊出生率は高く推移してきましたが、平成 28 年は岩手県よりも低く、令和 2 年は国と岩手県よりも低くなっていましたが、令和 3 年には 1.39 と国や県よりも高くなっています。

表 出生数・出生率・合計特殊出生率の推移

年		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年
出生数（人）		211	183	192	179	147	135	140
前年比（人）		3	-28	9	-13	-32	-12	-5
出生率（人口 1,000 対）		5.7	5.0	5.9	5.1	4.6	4.1	4.8
出生率 合計特殊	釜石市	1.62	1.54	1.66	1.42	1.37	1.13	1.39
	岩手県	1.52	1.63	1.47	1.40	1.34	1.32	1.31
	全国	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30

資料：人口動態調査、岩手県保健福祉年報（各年 10 月 1 日現在）



②年齢別児童数

0～12歳の児童数の状況を見ると、平成30年度から令和5年度にかけて男子が274人減、女子が339人減となっており、男女合わせると613人減少しています。

表 年齢別児童数の状況

(単位：人)

年齢	男子			女子		
	平成30年度 a	令和5年度 b	増減 b-a	平成30年度 a	令和5年度 b	増減 b-a
0歳	82	69	-13	81	53	-28
1歳	93	50	-43	94	63	-31
2歳	92	79	-13	110	57	-53
3歳	89	58	-31	94	57	-37
4歳	108	71	-37	117	60	-57
5歳	93	80	-13	102	71	-31
6歳	115	82	-33	115	75	-40
7歳	116	86	-30	105	101	-4
8歳	84	86	2	101	87	-14
9歳	132	99	-33	116	105	-11
10歳	103	85	-18	98	97	-1
11歳	125	106	-19	122	105	-17
12歳	101	108	7	116	101	-15
総数	1,333	1,059	-274	1,371	1,032	-339

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

③児童数の推移

0～12歳の児童数は各年で減少し令和5年度は2,091人となっています。

表 0～12歳児童の推移と前年対比減数

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
0～12歳児	3,100	3,033	2,950	2,835	2,704	2,592	2,457	2,350	2,196	2,091
増減人数	-74	-67	-83	-115	-131	-112	-135	-107	-154	-105

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

④ 0～5歳児における0歳児比率

0～5歳児の人数も、0歳児の人数も増減を繰り返しながら平成28年をピークに増減をしながら減少しています。平成26年度には0～5歳児は1,366人でしたが、令和5年度には768人と598人減少しています。0歳児は平成26年度には217人でしたが、令和5年度では122人と95人減少しています。

表 就学前児童における0歳児比率

(単位：人)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
0～5歳児	1,366	1,297	1,312	1,249	1,155	1,084	973	918	834	768
0歳児	217	188	201	188	163	142	133	136	110	122
0歳児比率	15.9%	14.5%	15.3%	15.1%	14.1%	131.1%	13.7%	14.8%	13.2%	15.9%

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

※合計特殊出生率…人口に対して、生まれた子どもの数を表す指標の一つで、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(3) 女性の就業人口の動向

①女性の就業率の推移

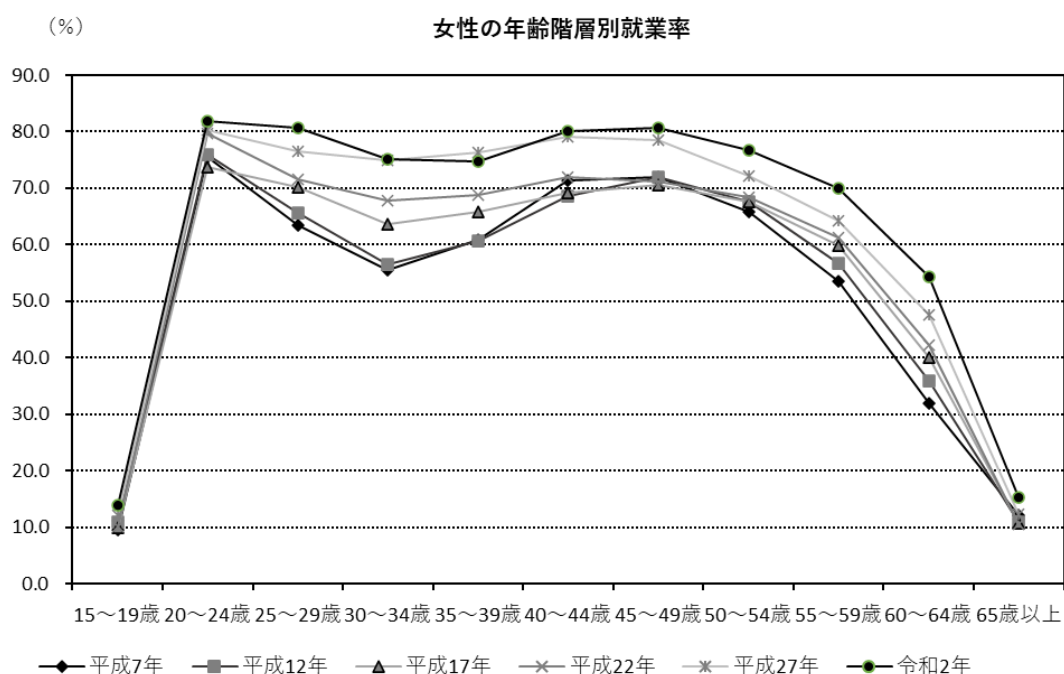
釜石市の女性の就業率は、各年齢で上昇傾向にあります。平成7年と令和2年を比べると「25～29歳」は63.4%から80.6%へ、「30～34歳」は55.6%から75.1%へ、「35～39歳」は60.9%から74.7%へと約13%以上上昇しています。グラフを見てもM字曲線がゆるやかになってきています。

表 女性の年齢階層別就業率

(単位：%)

	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成7年	9.5	75.6	63.4	55.6	60.9	71.3	72.0	65.8	53.6	32.0	12.1
平成12年	11.0	75.9	65.6	56.5	60.6	68.5	71.9	67.7	56.8	35.8	10.9
平成17年	9.9	73.8	70.2	63.6	65.9	69.2	70.6	67.7	59.9	40.1	10.7
平成22年	10.1	79.6	71.6	67.9	68.8	72.0	71.2	68.3	61.2	42.3	10.5
平成27年	12.0	80.2	76.5	74.9	76.3	79.1	78.6	72.2	64.3	47.5	12.2
令和2年	13.8	81.8	80.6	75.1	74.7	80.1	80.7	76.8	69.9	54.4	15.2

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



2. 教育・保育サービス等の状況

(1) 教育・保育施設の状況

①認可保育所の状況

市内に認可保育所は5か所あり、平成30年度の利用定員数は446人、在籍児童数は405人となっています。平成30年度からは、公営の保育所が認定こども園に移行したことから、すべて民間での運営となっています。令和6年度には1か所認定こども園へ移行しました。

表 認可保育所

保育所名	設置者	認可年月日	利用定員	受入年齢
釜石神愛幼児学園	社会福祉法人聖公会東北福祉会	S23.11.30	50人	生後8か月から
中妻子供の家保育園	社会福祉法人釜石愛育会	S23.11.30（現法人による設置認可 S56.10.1）	70人	生後2か月から
小佐野保育園			60人	生後2か月から
鶴住居保育園		S60.4.1	70人	生後2か月から
ピッコロ子ども倶楽部桜木園	株式会社ブライムツーン	H29.4.1	60人	生後2か月から

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（令和6年3月現在）

表 保育所入所定員・児童数の状況

（単位：人）

年度	利用定員			在籍児童数		
	総数	公営	民営	総数	公営	民営
元年度	380	0	380	357	0	357
2年度	370	0	370	355	0	355
3年度	350	0	350	318	0	318
4年度	340	0	340	309	0	309
5年度	320	0	320	286	0	286

資料：福祉行政報告例（各年度3月1日現在）

②認可保育所（年齢別保育所在籍児童数の推移）

保育所在籍児童数を年齢別に比較すると、「0歳児」が31人、「1・2歳児」が40人台、「3・4歳児」が50人台、「5歳児」が63人となっています。

表 年齢別保育所在所児童数

（単位：人）

年度	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
元年度	43	60	75	51	72	56	357
2年度	45	51	62	71	53	73	355
3年度	35	43	54	63	71	52	318
4年度	32	45	46	53	62	71	309
5年度	31	43	48	50	51	63	286

資料：福祉行政報告例（1・2歳児、4・5歳児は完了報告書）（各年度3月1日現在）

③小規模保育事業所の状況

平成26年度に1か所、平成27年度には2か所、令和元年度には1か所が開所しましたが、令和6年3月末に1か所廃止し、令和6年度は3か所の小規模保育事業所が開所しています。また、令和6年3月1日現在の利用定員数は59人、在籍児童数は37人となっています。

表 小規模保育事業所

類型	保育所名	設置者	認可年月日	利用定員	受入年齢
A型	スクルドエンジェル 保育園かまいし園	SOU キッズケア 株式会社	H27.12.1 (現法人による設置 認可R6.4.1)	19人	生後3か月から
B型	ベビーホーム・虹※1	特定非営利活動 法人 母と子の 虹の架け橋	H26.8.1 (B型としての設置 認可H29.6.1)	12人	生後3か月から
B型※2	虹の家		H27.6.1 (B型としての設置 認可H28.7.1)	16人	生後3か月から
B型	きらきら保育園	特定非営利活動 法人 きらきらぼし	R1.10.1	12人	生後3か月から

※1 令和6年3月末で廃止

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（令和6年3月現在）

※2 令和6年4月からA型へ変更

表 保育所入所定員・児童数の状況

(単位：人)

年度	施設数	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	在籍児童数
元年度	4	59	23	15	13	51
2年度	4	59	19	18	12	49
3年度	4	59	15	14	17	46
4年度	4	59	20	14	11	45
5年度	4	59	13	15	9	37

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度3月1日現在）

④認定こども園の状況

平成27年度から2か所、平成30年度から3か所の5か所でしたが、令和6年度からは1か所の認定こども園が開所し、令和6年度は6か所の認定こども園があります。

利用定員数は令和元年度が594人でしたが、令和5年度には513人に減少しています。

表 認定こども園（令和6年3月現在）

類型	保育所名	運営者	認可年月日	利用定員		受入年齢
幼 保 連 携 型	かまいしこども園	社会福祉法人 愛泉会	H27.4.1 （現法人による保育所としての設置認可 H10.3.1）	1号	25人	3歳児
				2・3号	80人	生後3か月から
	甲東こども園	学校法人 野田学園	H27.4.1 （現法人による幼稚園としての開設年度 S53）	1号	45人	3歳児
				2・3号	110人	生後3か月から
	上中島こども園	釜石市	H30.4.1 （保育所としての設置認可 S50.5.1）	1号	15人	生後8週から
				2・3号	85人	3歳児
幼稚園型	正福寺幼稚園	学校法人 釜石学園	H30.4.1 （現法人による幼稚園としての開設年度 S53）	1号	30人	満3歳児
				2号	30人	3歳児
保育所型	平田こども園	株式会社プライムツーワン	H30.4.1 （現法人による保育所としての認可 H28.4.1）	1号	15人	3歳児
				2・3号	78人	生後2か月から

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（令和6年3月現在）

表 認定こども園入所定員・児童数の状況

（単位：人）

年度	施設数	利用定員					在籍児童数				
		総数	1号	2号	3号		総数	1号	2号	3号	
					0歳	1・2歳				0歳	1・2歳
元年度	5	594	219	247	32	96	487	146	217	29	95
2年度	5	586	193	259	38	96	458	106	237	23	92
3年度	5	543	160	249	38	96	422	83	227	31	81
4年度	5	528	145	249	38	96	411	80	220	36	75
5年度	5	513	130	249	38	96	363	54	197	31	81

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度3月1日現在）

⑤幼稚園の状況

幼稚園では3・4・5歳児の幼児教育を行っており、預かり保育も実施しています。

現在の園数は市立が1園だけとなっています。私立は認定こども園への移行により0園となっています。在籍児数も定員に比べ少ない状況です。

表 幼稚園

(単位：施設、人)

幼稚園名	設置者	開設年度	認可定員	利用定員
鵜住居幼稚園	釜石市	昭和54年度	85人	46人

表一幼稚園の状況

(単位：施設、人)

年度	市立			私立			在園 児童数計
	園数	認可定員	在園児数	園数	認可定員	在園児数	
元年度	1	85	19	0	0	0	19
2年度	1	85	19	0	0	0	19
3年度	1	85	12	0	0	0	12
4年度	1	85	13	0	0	0	13
5年度	1	85	9	0	0	0	9

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

⑥特別保育事業の状況

ア 延長保育

市内の4か所の認定こども園及び5か所の認可保育所で延長保育を行っています。

表－延長保育の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	9	9	9	9	9
利用児童数（人）	380	252	238	258	217

資料：延長保育事業資料（各年度末現在）

イ 障がい児保育

釜石市では、保護者の就労などにより家庭での保育にかける障がい児で、集団保育が可能な幼児をすべての教育・保育施設で受け入れています。

利用児童数は15人前後で推移しています。

表－障がい児保育の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	5	8	6	8	5
軽度障がい児（人）	6	9	10	12	10
重度障がい児（人）	3	4	3	5	4

資料：教育・保育施設等振興事業（各年度末現在）

ウ 病後児保育

市では平成21年10月1日に病後児保育事業を開始し、平成28年度までは社会福祉法人釜石愛育会へ（病後児保育室 すこやかサポートセンター）、平成29年度からは株式会社プライムツーワンへ委託し、病後児保育室ほほえみ（ピッコロ子ども倶楽部桜木園内）開設しています。病気の回復期にあって病後児保育室の利用が可能であると医師が認める概ね1歳から小学校3年生までの子どもの預かりを行っていて、利用できるのは、月曜日から金曜日までの午前8時から午後5時30分までです。あらかじめ利用希望の事前登録が必要です。利用する場合は、医師の診察や利用の予約、利用料金が必要となります。

延べ利用児童数は、令和元年度から令和5年まで20人以下となっています。

表－病後児保育の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	1	1	1	1	1
延べ利用児童数（人）	17	7	17	7	16

資料：病後児保育事業資料（各年度末現在）

エ 体調不良児対応型保育

保護者が就労している場合、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保育等において緊急的な対応等を行う事業です。現在は、鶴住居保育園と神愛こども園（釜石神愛幼児学園）の2施設で実施しています。

延べ利用児童数は、令和元年度は61人でしたが、令和4年7月から1施設増えたことから令和5年度は153人と増加しています。

表一 病後児保育の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	1	1	1	2	2
延べ利用児童数（人）	61	55	100	102	153

資料：体調不良児保育事業資料（各年度末現在）

⑦就学前児童の早期療育教室の状況

すくすく親子教室（児童福祉法に基づく釜石市障害児通所支援施設）は、未就学児を対象に心身の発達に心配のある子どもが安心して日常生活を送るための支援・訓練を行う児童発達支援（月曜日から金曜日 9時～12時・13時～15時）、小学生対象の放課後等デイサービス（月曜日から金曜日 13時～18時）を行っています。

また、令和4年度からは園や学校等を訪問し、集団生活を送るための支援を行う保育所等訪問支援を行っています。

保護者の就労の増加等に伴い、通所利用が難しい家庭が増えたことから、児童発達支援と保育所等訪問支援の並行利用、または保育所等訪問支援のみの利用が増加しています。

表 就学前児童の早期療育教室の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	1	1	1	1	1
利用児童数（人）	30	25	20	27	27

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度末現在）

表 保育所等訪問支援事業の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	—	—	—	1	1
利用児童数（人）	—	—	—	5	14

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度末現在）

⑧事業所内保育施設の状況

市内では3つの事業所が保育施設を設置し、職員の子ども等の保育を行っています。令和5年度の利用児童数は14人となっています。

表 事業所内保育施設の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	3	3	3	3	3
利用児童数(人)	29	30	26	23	14

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度10月1日現在）

⑨地域子育て支援拠点の状況

市内には、現在5つの子育て支援センターがあり、子育て家庭の育児不安などの各種相談、親子の交流・遊びの場の提供、子育てサークル活動への支援等を行っています。利用料は各施設とも無料です。

表 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）設置状況

施設名	所在地	実施内容	開設日時
中妻子供の家 子育て支援センター	釜石市中妻町 1-13-22(中妻子供の家保育園内)	子育て相談 子育てサークル 交流・遊びの場の提供 子育てに関する情報提供 等	月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:00～15:30
かまいしこども園 子育て支援センター	釜石市天神町 2-13(かまいしこども園内)	子育て相談 交流・遊びの場の提供 子育てに関する情報提供 地域支援活動 等	月曜日～土曜日 9:00～16:00
鶴住居保育園 子育て支援センター	釜石市鶴住居町 3-10(鶴住居保育園内)	子育て相談 交流・遊びの場の提供 子育てに関する情報提供 等	月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:00～15:30
平田子育て支援センター	釜石市大字 2-25-142(ニュータウン改良住宅1階)	子育て相談 交流・遊びの場の提供 子育てに関する情報提供 等	月曜日～金曜日 10:00～15:00
かっし子育て支援センター	釜石市甲子町 10-8-4(正福寺幼稚園内)	子育て相談 交流・遊びの場の提供 子育てに関する情報提供 等	月曜日～金曜日 9:30～12:00 13:30～16:00

表 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用延べ人数	8,882	4,806	3,837	3,895	4,858
相談件数	104	88	136	213	140

資料：地域子育て支援拠点事業（各年度末現在）

⑩学童育成クラブの状況

昼間保護者のいない家庭の放課後児童健全育成のため、学童育成クラブが設置されています。令和5年度は、施設数が12施設、登録児童数が498人となっています。

表 学童育成クラブの状況

(単位：人)

名称	所在地	登録児童数	備考
鶴住居学童育成クラブ	鶴住居町 13-20-3	49	鶴住居小学校内
白山学童育成クラブ	嬉石町 3-6-1	20	
平田学童育成クラブ	大字平田 4-2	63	
唐丹学童育成クラブ	唐丹町字小白浜 314	34	唐丹小中学校敷地内
釜石学童育成クラブ	大渡町 3-14-8	45	釜石小学校内
双葉学童育成クラブ※	新町 1-58	33	双葉小学校内
小佐野第一学童育成クラブ	小佐野町 3-5-37	40	
小佐野第二学童育成クラブ		66	
上中島学童育成クラブ	上中島町 3-5-19	24	
甲子第一学童育成クラブ	甲子町 9-87-3	56	
甲子第二学童育成クラブ		52	
栗林学童育成クラブ	栗林町 16-46	16	
計	12 施設	498	

※令和6年3月末で廃止

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（令和5年5月1日現在）

表 学童育成クラブ登録児童数

(単位：人)

名称	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
鶴住居学童育成クラブ	53	65	56	55	64	49
白山学童育成クラブ	23	23	28	27	22	20
平田学童育成クラブ	48	53	50	51	53	63
唐丹学童育成クラブ	31	31	30	38	36	34
釜石学童育成クラブ	58	48	42	38	45	45
双葉学童育成クラブ※	67	52	26	26	30	33
小佐野第一学童育成クラブ	58	61	59	58	45	40
小佐野第二学童育成クラブ	60	66	55	68	69	66
上中島学童育成クラブ	33	31	30	30	22	24
甲子第一学童育成クラブ	106	109	100	103	56	56
甲子第二学童育成クラブ	—	—	—	—	52	52
栗林学童育成クラブ	8	9	6	7	9	16
計	545	548	482	505	503	498

※令和6年3月末で廃止

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度5月1日現在）

第2章 釜石市の子育てを取り巻く現状と課題

表 小学校児童数における学童育成クラブ登録児童数の割合 (単位：人)

名称	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
学童育成クラブ登録児童数	531	545	556	482	505	503	498
小学校児童数	1,372	1,320	1,321	1,252	1,263	1,170	1,173
学童育成クラブ登録児童割合	38.7%	41.3%	42.1%	38.5%	40.0%	42.9%	42.4%

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度5月1日現在）

⑪ファミリー・サポート・センター事業の状況

ファミリー・サポート・センターの会員数は、令和5年度でサポーター会員が17人、ユーザー会員は29人となっています。

預かり児童数においては、令和5年度は30人となっています。

表 ファミリー・サポート・センターの会員数等 (単位：人)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
会員	86	43	38	47	46
サポーター会員	16	11	10	12	17
ユーザー会員	70	32	28	35	29
活動件数	50	55	45	92	30
預かり児童数	50	55	45	92	30

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課

⑫就学児童等の放課後デイサービスの状況

市内には3つの放課後等デイサービス事業所があり、心身の発達に心配のある児童や生徒の放課後や長期休暇中の療育の場、放課後等の居場所となっています。

表 放課後等デイサービスの設置状況

施設名	設置者	定員／日※	開設日時	事業開始年度
釜石市 すくすく親子教室	釜石市	20人	月曜日～金曜日 13:00～18:00	昭和63年度
児童デイサービス さんこま	一般社団法人三陸駒舎	10人	月・火・木・ 金・土 13:00～17:30	平成29年度
放課後等デイサービス ライトハウス	特定非営利活動法人 障がい自立センターかまいし	10人	月曜日～金曜日 9:00～18:00	令和元年度

※多機能事業所としての定員

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課

表 放課後等デイサービスの状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	3	3	3	3	3
利用児童数（人）	16	16	15	12	24

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（各年度末現在）

⑬支援が必要な子どもの一時預かりの状況

ア．タイムケア（日中一時支援）

市内には現在4つのタイムケア事業所があり、発達支援が必要な子どもの保護者の就労等支援のため、放課後や長期休暇中の活動の場となっています。

表 タイムケア（日中一時支援）の設置状況

施設名	設置者	対象者	開設日時	事業開始年度
地域活動支援センター ふるはーと	社会福祉法人豊心会	就学児	月曜日～金曜日 8:30～17:30	平成20年度
地域活動支援センター 釜石※	医療法人仁医会	就学児	月曜日～金曜日 9:30～16:30	平成20年度
まりん	特定非営利活動法人 障がい自立センターかまいし	就学児	月曜日～金曜日 10:00～16:00	平成25年度
日中一時支援事業所 ライトハウス	特定非営利活動法人 障がい自立センターかまいし	未就学児 就学児	月曜日～金曜日 9:00～17:00	平成28年度
釜石広域基幹相談支援 支援センター	NPO法人 Plus One Happiness	就学児	月曜日～土曜日 8:30～17:30	令和6年度

※令和6年3月末で廃止

資料：釜石市保健福祉部地域福祉課

第2章 釜石市の子育てを取り巻く現状と課題

表 タイムケア（日中一時支援）の状況

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
施設数	4	4	4	4	4
利用児童数（人）	50	42	52	48	45

資料：釜石市保健福祉部地域福祉課（各年度末現在）

イ. 障がい者日中一時支援（短期入所）

市内には5つの障がい者日中一時支援の事業所があり、障がい者の家族の就労等支援及び介護負担の軽減のため、一時的に障がいのある方を預かります。

表 障がい者日中一時支援（短期入所）の設置状況

施設名	設置者	対象者	事業開始年度
自立支援施設 大松	社会福祉法人豊心会	就学児	平成 20 年度
独立行政法人 国立病院機構釜石病院	独立行政法人 国立病院機構釜石病院	就学児	平成 20 年度
まりん	特定非営利活動法人 障がい自立センターかまいし	就学児	平成 25 年度
児童デイサービス さんこま	一般社団法人三陸駒舎	就学児	令和 3 年度

資料：釜石市保健福祉部地域福祉課

表 障がい者日中一時支援（短期入所）の状況

	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
施設数	3	3	4	4	4
利用児童数（人）	2	4	4	0※	0※

※令和 4.5 年度は休止

資料：釜石市保健福祉部地域福祉課（各年度末現在）

(2) 就学の状況

① 小学校の状況

小学校は9校あります。小学校児童数は減少し続けており、平成30年度は1,320人でしたが、令和5年度では1,173人となっています。

表 小学校の状況

学校名	所在地	児童数	備考
釜石小学校	大渡町 3-14-8	86	平成 15 年 4 月 1 月大渡小、釜石小が統合。
双葉小学校	新町 1-58	130	平成 14 年 4 月 1 日八雲小、中妻小が統合。
白山小学校	嬉石町 3-6-1	32	
平田小学校	大字平田 4-2	160	平成 22 年 4 月 1 日尾崎小学校と統合。
小佐野小学校	小佐野町 3-5-37	285	平成 17 年 4 月 1 日小佐野小、小川小が統合。
甲子小学校	甲子町 9-87	249	平成 19 年 4 月 1 日甲子小、大松小が統合。
鵜住居小学校	鵜住居町 13-20-3	147	平成 19 年 4 月 1 日鵜住居小、箱崎小が統合、 平成 22 年 4 月 1 日白浜小学校と統合。
栗林小学校	栗林町 16-46	31	平成 22 年 4 月 1 日橋野小と統合。
唐丹小学校	唐丹町字小白浜 314	53	平成 13 年 4 月 1 日唐丹小、大石小が統合。
計	9校	1,173	

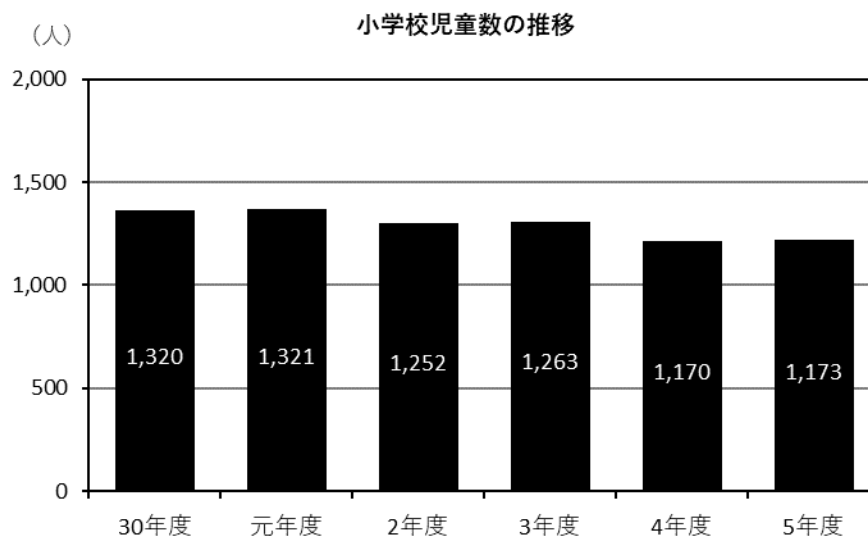
資料：学校基本調査（令和5年5月1日現在）

表 小学校児童数の推移

(単位：人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
釜石小学校	129	127	117	108	92	86
双葉小学校	214	189	151	147	135	130
白山小学校	32	32	37	34	30	32
平田小学校	155	153	148	153	148	160
小佐野小学校	302	318	310	323	288	285
甲子小学校	261	260	256	256	248	249
鵜住居小学校	138	154	144	146	140	147
栗林小学校	43	44	42	39	33	31
唐丹小学校	46	44	47	57	56	53
計	1,320	1,321	1,252	1,263	1,170	1,173

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



②中学校の状況

中学校は5校あります。中学校の生徒数は年々減少しており、平成30年度は743人でしたが、令和5年度は603人となっています。

表 中学校の状況

学校名	所在地	生徒数	備考
釜石中学校	中妻町 1-6-8	289	平成18年4月1日釜石第一中、釜石第二中、小佐野中が統合。
甲子中学校	甲子町 9-156	128	
釜石東中学校	鶴住居町 13-20-3	83	平成19年4月1日釜石東中、橋野中が統合。
唐丹中学校	唐丹町字小白浜 314	22	
大平中学校	大平町 3-6-1	81	
計	5校	603	

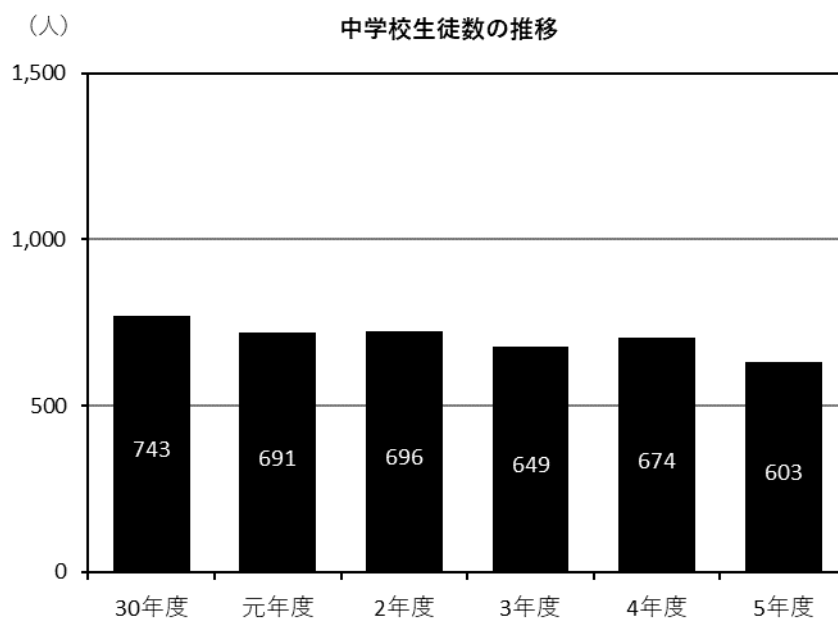
資料：学校基本調査（令和5年5月1日現在）

表 中学校生徒数の推移

(単位：人)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
釜石中学校	316	307	319	308	323	289
甲子中学校	164	152	140	122	129	128
釜石東中学校	117	99	107	97	101	83
唐丹中学校	35	32	25	16	20	22
大平中学校	111	101	105	106	101	81
計	743	691	696	649	674	603

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



③高等学校の状況

高等学校は2校あります。生徒数は平成30年度は873人でしたが、令和5年度には617人となっています。

表 高等学校の状況

学校名	所在地	生徒数	備考
釜石高等学校	甲子町 10-614-1	426	H20.4.1 釜石南高、釜石北高が統合
釜石高（定時制）	甲子町 10-614-1	15	
釜石商工高等学校	大平町 3-2-1	176	H21.4.1 釜石工業高、釜石商業高が統合
計	2校	617	

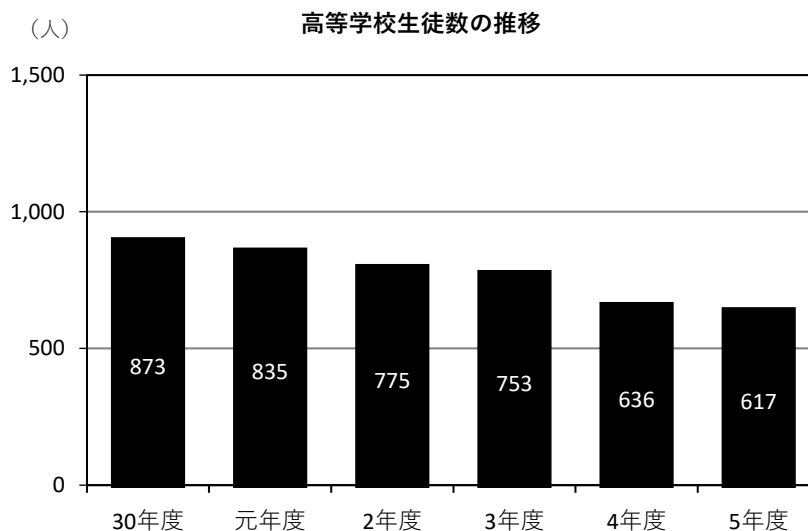
資料：学校基本調査（令和5年5月1日現在）

表 高等学校生徒数の推移

（単位：人）

学校名	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
釜石高等学校	490	507	475	493	423	426
釜石高（定時制）	43	27	26	26	12	15
釜石商工高等学校	340	301	274	234	201	176
計	873	835	775	753	636	617

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）



④特別支援学校の状況

釜石祥雲支援学校では、小学部 19 人、中学部 14 人、高等部 26 人の合わせて 59 人が在籍しています。

表 特別支援学校の状況

学校名	所在地	児童生徒数	備考
釜石祥雲支援学校	定内町 4-9-5	59	H20.4.1 釜石養護学校から校名変更

資料：学校基本調査（令和 5 年 5 月 1 日現在）

表 特別支援学校児童・生徒数の推移

（単位：人）

学校名	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
釜石祥雲支援学校	60	65	69	75	67	59

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）

（３）児童厚生施設等の状況

①児童館の状況

児童に健全な遊びの場を与え、健康増進や情操教育を行う児童館は、小学校の児童と、3歳児以降の幼児の保育を行っています。

児童館には、教育要領や保育指針の適用はありませんが、発達や成長に応じた教育や保育を行い、幼稚園や保育所と共通の役割を担っています。

児童館（健全型）は市内に4か所ありますが、そのうち、2か所の児童館（保育型）の保育児童数は各年で減少し、令和5年度からは受入れを休止しています。

表 児童館の状況

名称	所在地	形態	登録児童数	保育児童数	設置年月日	備考
鵜住居児童館	鵜住居町 13-20-3	健全型	49	-	H14.4.1	
唐丹児童館	唐丹町字小白浜 314	混合型	34	休止	H12.4.1	
栗林児童館	栗林町 8-51	混合型	16	休止	S48.4.1	
上中島児童館	上中島町 3-5-19	健全型	24	-	S52.4.1	
計	4 施設		123	-		

資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（令和5年5月1日現在）

表 児童館（保育型）の状況

（単位：施設、人）

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数	2	2	2	2	2	2
在籍児童数	18	10	9	6	5	0

（各年度5月1日現在）

②児童遊園の状況

児童に健全な遊び場を提供するため、児童遊園を4か所設置しており、利用者の利便と安全を確保するため施設の維持管理を行っています。市内にはこの他、子どもの遊び場となる場所として、都市公園を83か所設置しています。

表 児童遊園の状況

施設名	所在地	面積（㎡）	設置年月日
福祉の森児童遊園	甲子町 8-178-29	2,041	S51.4.1
小川児童遊園	小川町 1-5	540	S52.10.1
大平児童遊園	大平町 1-6-16	671	S36.1.1
大松児童遊園	甲子町 3-161-2	516	S52.12.1

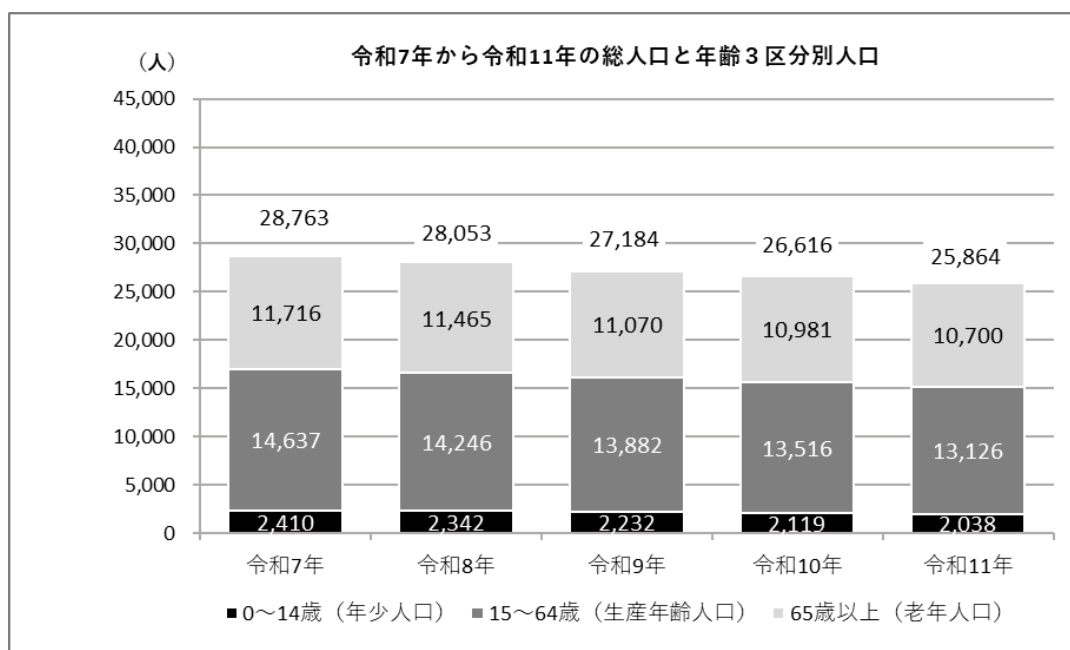
資料：釜石市保健福祉部こども家庭課（令和6年4月現在）

3. 人口推計

(1) 総人口等の推移

令和7年から11年までの総人口の推移を見ると、各年で減少し、令和11年は25,864人となっており計画期間中に2,899人減少すると予測されます。

年齢3区分別人口でも、年少人口、生産年齢人口、老年人口ともに減少をしており、計画期間中に年少人口が372人、生産年齢人口が1,511人、老年人口が1,016人減少すると予測されています



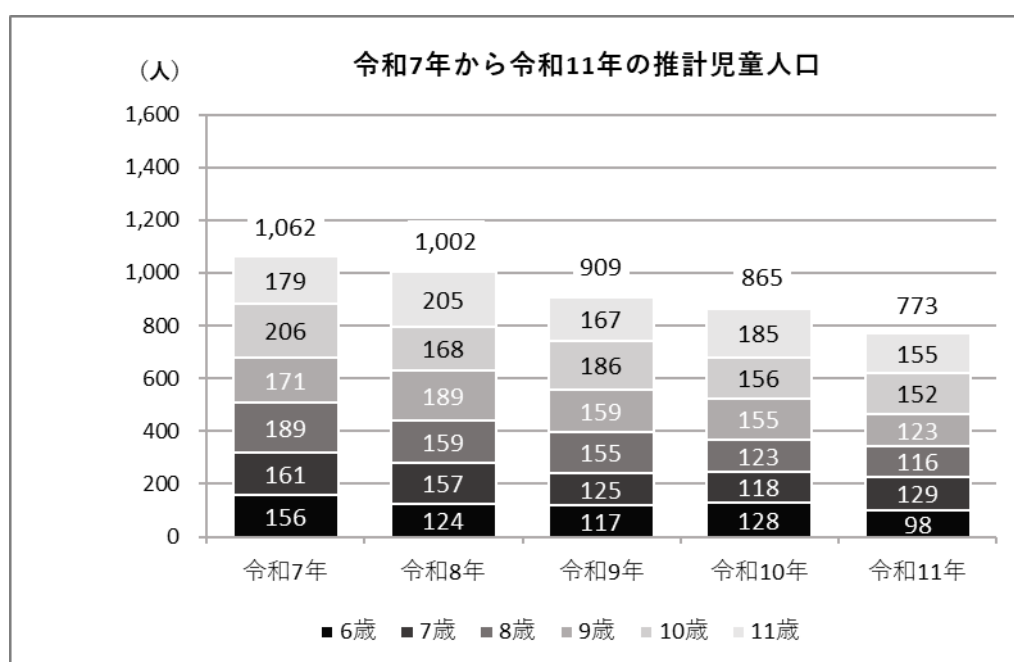
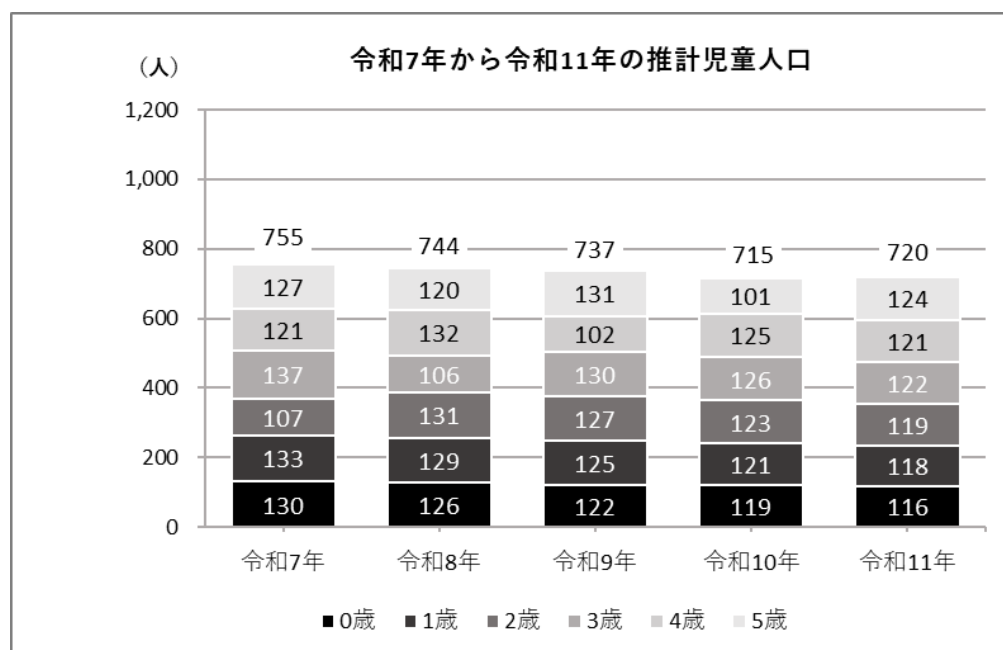
※本計画では、人口推計結果をもとに、「幼児期の学校教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の事業量を算定するため、住民基本台帳人口の3月末時点の実績を基に、コーホート変化率法によって推計を行いました。

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同時出生集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

(2) 児童数の推移

令和7年から令和11年までの推計児童数をみると、各年齢で増減はありますが、全体的に児童数は減少傾向にあります。

0歳から5歳の人口は令和7年には755人ですが令和11年には720人に減少し、6歳から11歳の人口は令和7年には1,062人ですが令和11年には773人に減少すると予測されます。



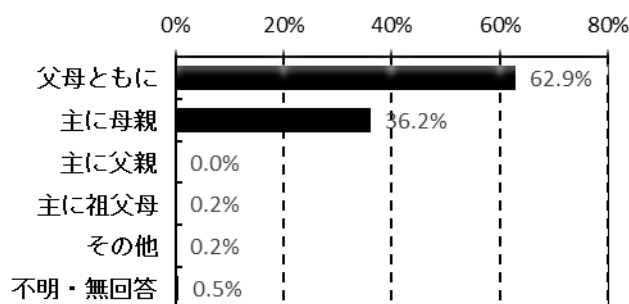
4. ニーズ調査結果の概要

令和5年12月4日から12月18日を調査期間とし、就学前児童の保護者723人を対象に郵送や通園（所）している施設を通して調査票を配付し、子育てや子育て支援等に関する状況や意向の把握に努めました。

■配付・回収数、回収率

配付数	回収数	回収率
723 票	434 票	60.0%

①子育て（教育を含む）を主に行っている人

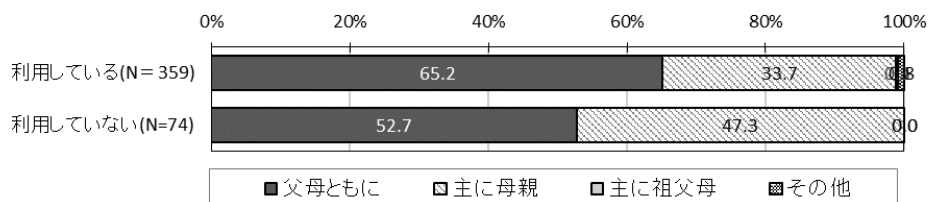


「父母ともに」が62.9%

「主に母親」が36.2%

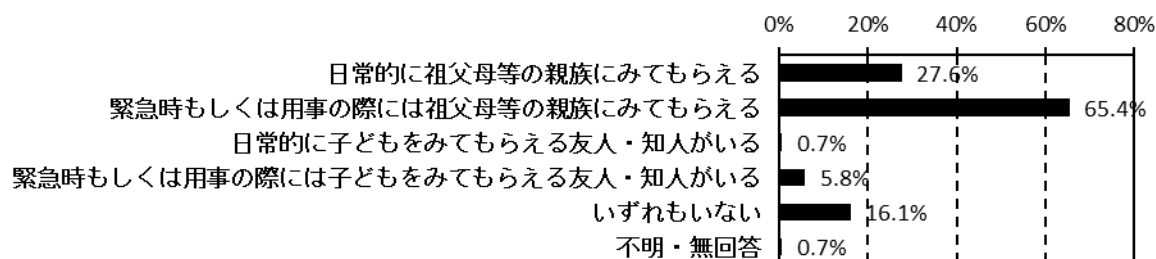
※定期的な教育・保育事業を使っていない場合には、「父母ともに」が52.7%、「主に母親」が47.3%

【教育・保育事業の利用状況×主に子育てしている人】



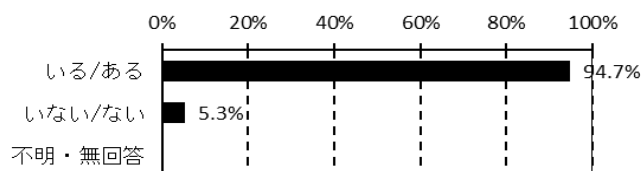
②子どもをみてもらえる親族・知人

「いずれもない」が16.1%

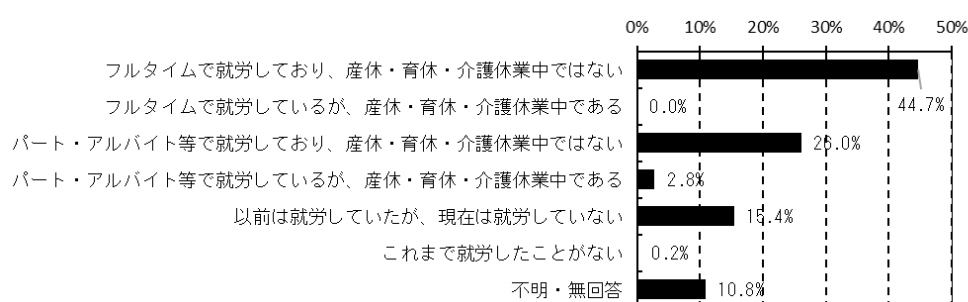


③子育てをする上での相談相手や相談場所の有無

相談相手や相談場所がある人は94.7% ※前回調査では93.4%



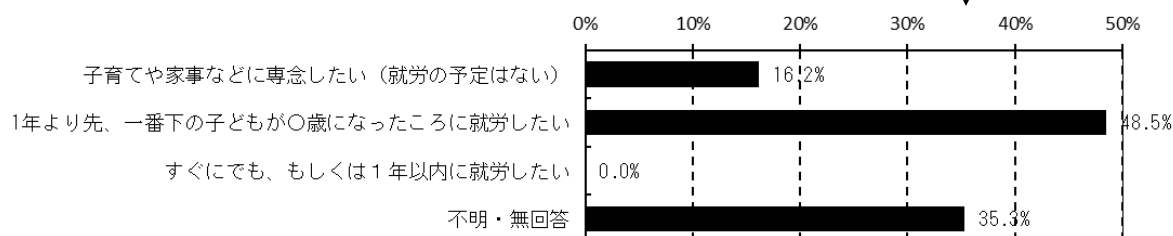
④母親の就労状況



・フルタイム(44.7%) ・パートアルバイト等(26.0%) ・未就労(15.6%)

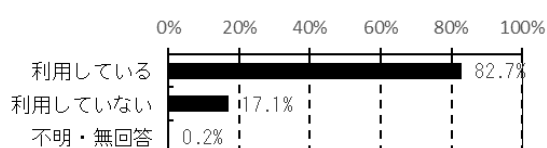
前回調査値：フルタイム(50.8%)、パートアルバイト(24.6%)、未就労(24.1%)

⑤母親の就労希望



・就労希望あり(1年以内)→33.8% ・就労希望あり(1年より先)→48.5%
・就労希望なし→16.2%

⑥教育・保育事業の利用状況

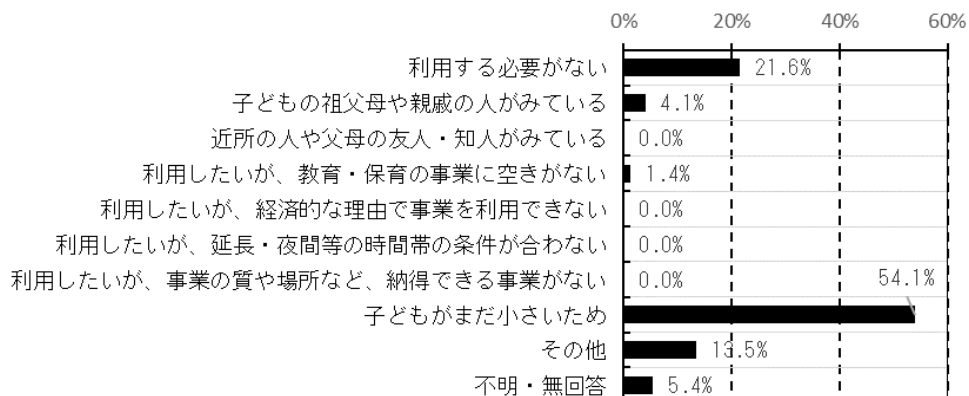


約8割が教育・保育事業を利用

- ・0歳→24.6%
- ・1歳→74.6%
- ・2歳→90.7%
- ・3歳→94.5%
- ・4歳→98.6%
- ・5歳→100.0%
- ・6歳→100.0%

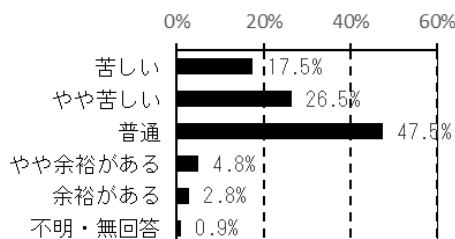
参考) ひとり親世帯は90.9%

⑦教育・保育事業を利用していない理由



- 1位 子どもがまだ小さいため(54.1%)
 2位 利用する必要がある(21.6%)
 3位 子どもの祖父母や親戚の人がみている(4.1%)

⑧経済状況

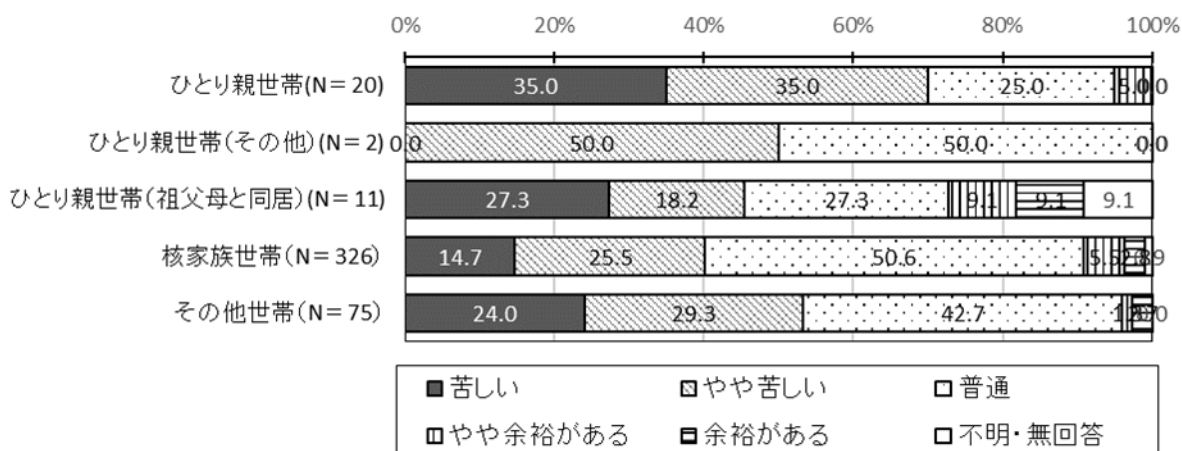


「苦しい（「苦しい」＋「やや苦しい」）が44.0%

家族構成では、ひとり親世帯のほうが比較的に「苦しい」と回答する傾向が見られる。

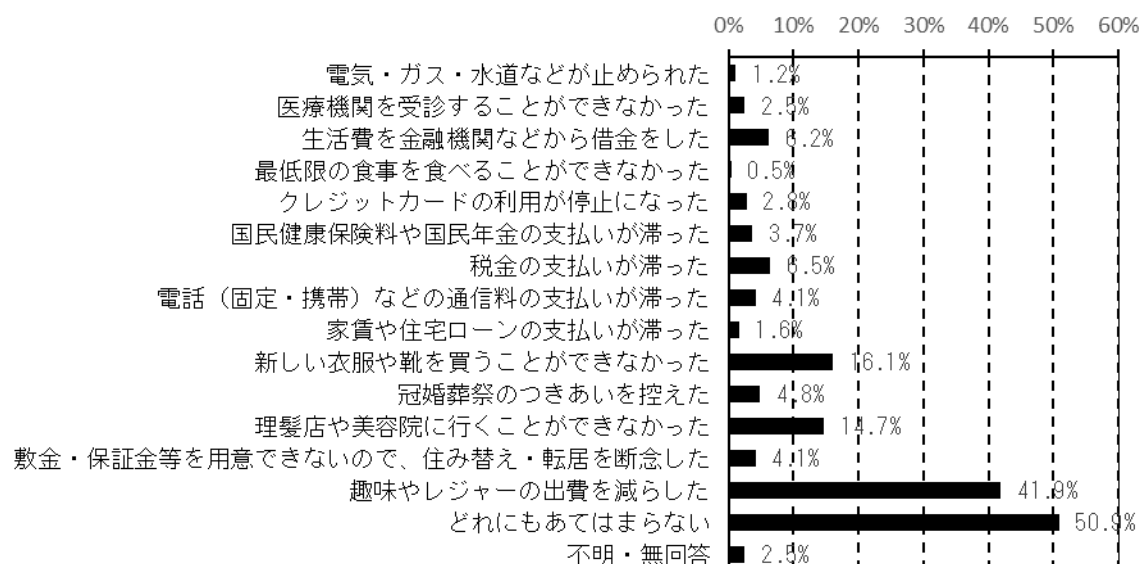
世帯収入では、収入が低いほど比較的に「苦しい」と回答する傾向が見られる。

【家族構成×経済状況】



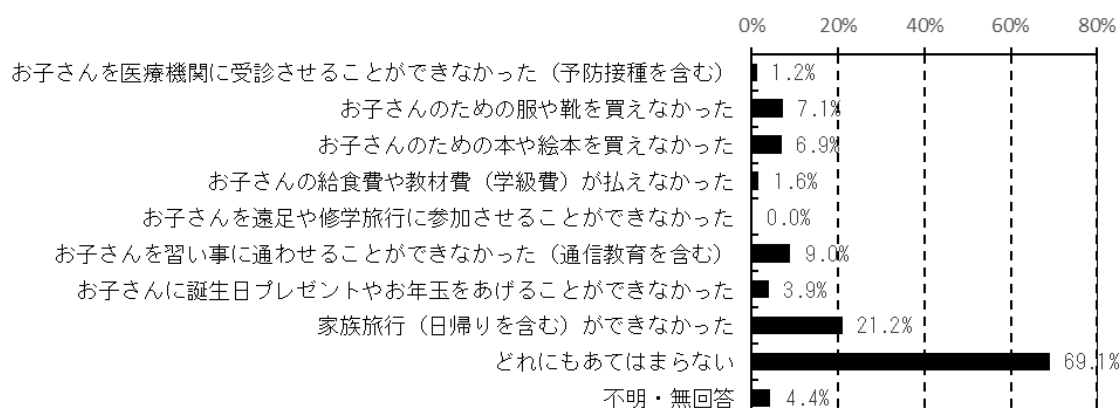
⑨経済的理由による経験

「どれにもあてはまらない」が50.9%で最も多くなっているものの、「趣味やレジャーの出費を減らした」(41.9%)や「新しい衣服や靴を買うことができなかった」(16.1%)など、おおむね1年間に経済的理由で下記のような経験をしている家庭も見られます。



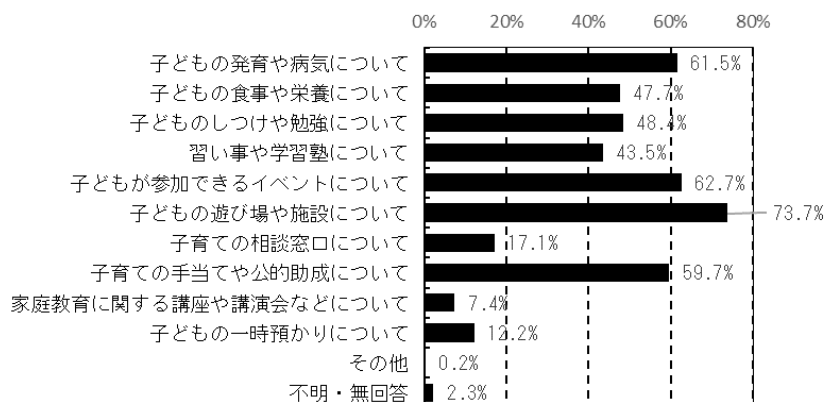
⑩経済的理由による経験（子）

「どれにもあてはまらない」が69.1%で最も多くなっているものの、家族旅行（日帰りを含む）ができなかった」(21.2%)や「お子さんを習い事に通わせることができなかった」(9.0%)など、おおむね1年間に経済的理由で下記のような経験をしている家庭も見られます。



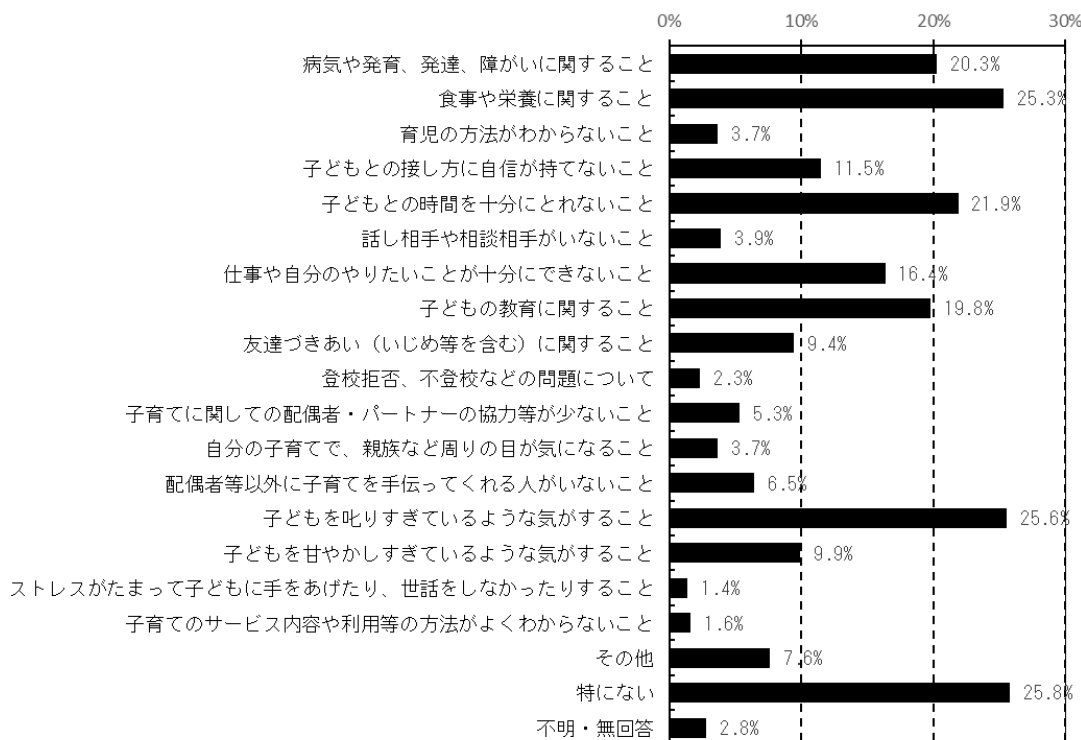
⑪ 欲しい情報

- 1位 子どもの遊び場や施設について(73.7%)
- 2位 子どもが参加できるイベントについて(62.7%)
- 3位 子どもの発育や病気について(61.5%)



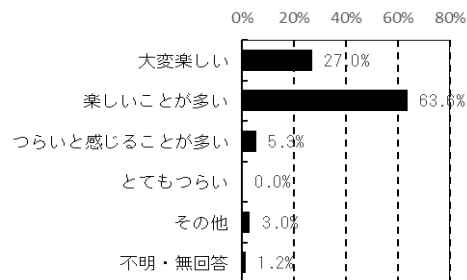
⑫ 子育てに関して悩んでいること

- 1位 子どもを叱りすぎているような気がする(25.6%)
- 2位 食事や栄養に関する(25.3%)
- 3位 子どもとの時間を十分にとれないこと(21.9%)



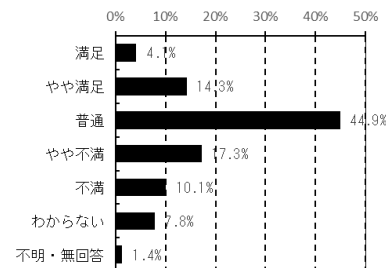
⑬子育ての楽しさ

子育てが楽しい（「大変楽しい」＋
「楽しいことが多い」）は90.6%



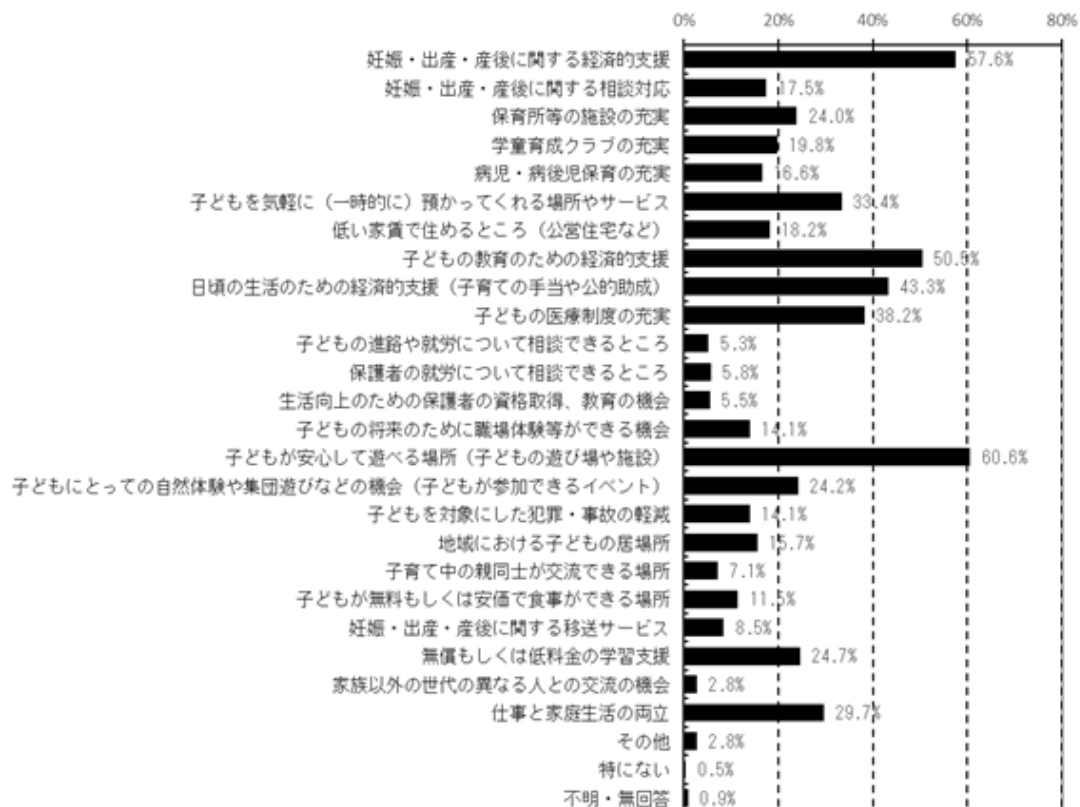
⑭子育て支援の満足度

「普通」が44.9%、「満足」が
4.1%、「やや満足」が14.3%、
『普通以上』が63.4%



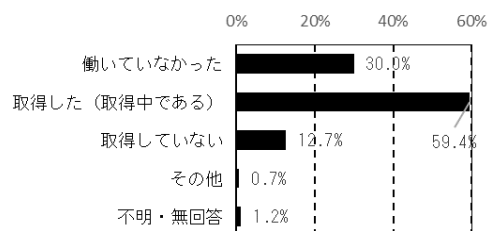
⑮充実を望む支援策

- 1位 子どもが安心して遊べる場所（子どもの遊び場や施設）(60.6%)
- 2位 妊娠・出産・産後に関する支援(57.6%)
- 3位 子どもの教育のための経済的支援(50.5%)



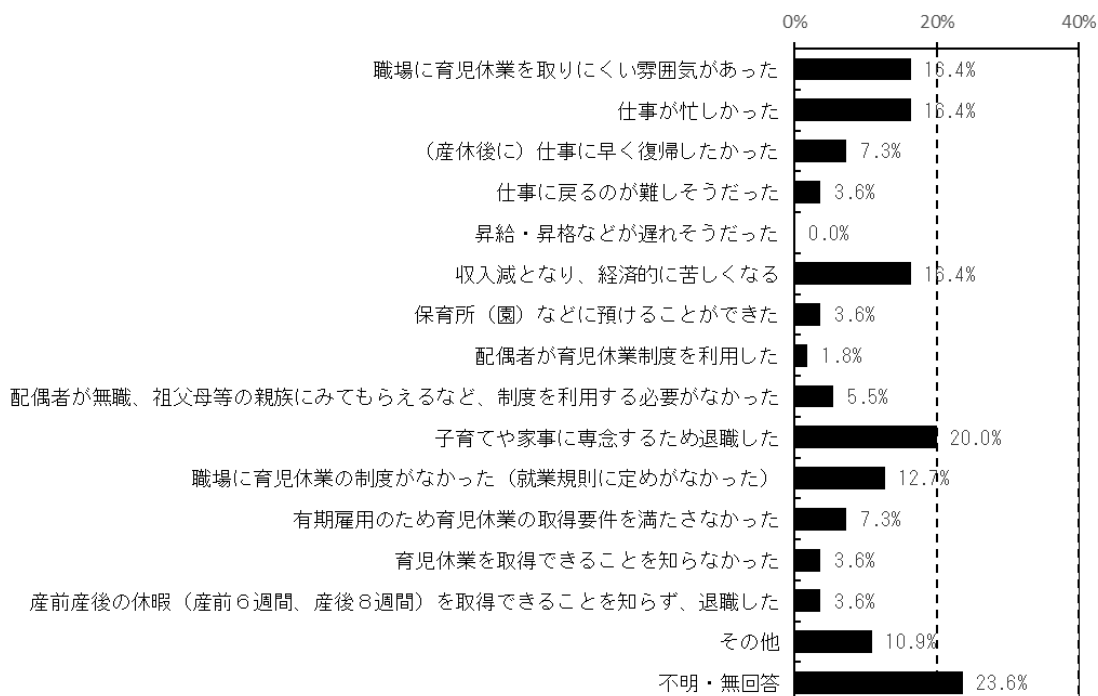
⑩母親の育児休業の取得状況

選択肢	回答数（人）	比率（％）
1 働いていなかった	113	26.0
2 取得した（取得中である）	258	59.4
3 取得していない	55	12.7
4 その他	3	0.7
不明・無回答	5	1.2
全体	434	100



働いていた人のうち「取得した割合」は82.4%、「取得していない割合」は17.6%

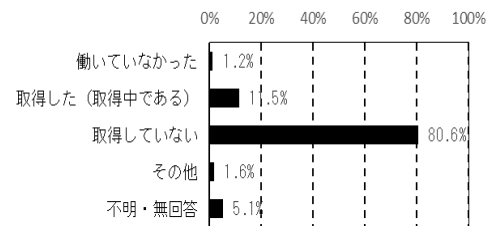
■ 育児休業を取得していない理由



- 1位 子育てや家事に専念するために退職した(20.0%)
- 2位 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった(16.4%)
仕事が忙しかった(16.4%)
収入減となり、経済的に苦しくなる(16.4%)

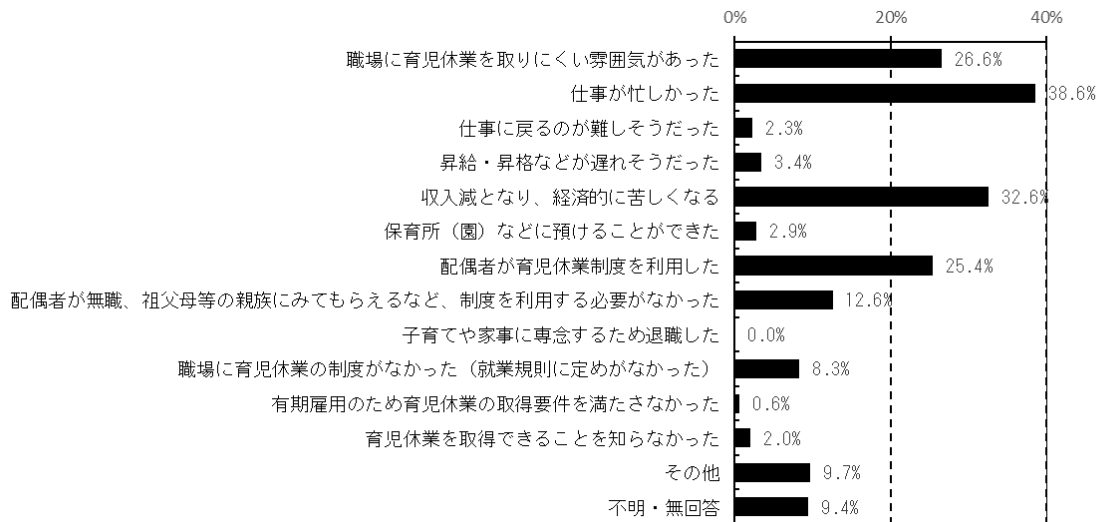
⑰父親の育児休業の取得状況

選択肢	回答数（人）	比率（％）
1 働いていなかった	5	1.2
2 取得した（取得中である）	50	11.5
3 取得していない	350	80.6
4 その他	7	1.6
不明・無回答	22	5.1
全体	434	100



働いていた人のうち「取得した割合」は 12.5%、「取得していない割合」は 87.5%

■ 育児休業を取得していない理由



- 1位 仕事が忙しかった(38.6%)
 2位 収入減となり、経済的に苦しくなる(32.6%)
 3位 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった(26.6%)

5. ヒアリング調査結果の概要

第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画（2024年度～5か年間）を策定するにあたり実施した「子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査」の結果を受け、教育・保育施設の職員が「子育て中の家庭を見て心配だと思うこと」や「施設の運営を行う上で、困っていることや課題と感じていること」の把握を目的に「子ども・子育て支援に関するヒアリング調査」を実施しました。

調査日時	調査場所	調査対象	調査方法
令和6年7月19日 14:30～16:40	鵜住居公民館	教育・保育事業実施施設等の代表者 5名	KJ法を用いたワークショップ形式で実施した。



施設長へのヒアリングの様子

（1）施設長ヒアリングの主な意見

①テーマ1「子育て家庭を見て心配だと思うこと」

【食事】

- ・親の好みで嫌いなものは出さない。
- ・食が細く、食べるものが同じ（外国の子なので、家庭の協力は難しい）。

【体調】

- ・風邪、咳、鼻水症状があっても無理して登園しているので、園内で感染する。
- ・土日に出歩くためか、月曜日に体調が悪い時等もある。

【メディア】

- ・子どものスマホを見ている時間が長い。
- ・0歳児からメディア慣れしている。
- ・子どもにスマホをとりあえず預ける。

【子どもとの関係】

- ・子どもへの関心が薄い。
- ・兄弟（姉妹）での対応の差を感じる。
- ・（自分の）子どもの話のみが全てだと思っている。
- ・子ども同士の関わりに全て親が入ってくる（小学生も同様に）。
- ・親の時間に合わせるので、寝る時間が遅い。
- ・保育の中で出来たことを家庭で手を貸してしまうため、また戻ったりする（例えば、トイレトレーニング、箸の使い方など）。

【親自身の課題】

- ・祖父母に育児を任せきりにしている。
- ・なくし物や忘れ物が多いと感じる。
- ・（母子家庭で）書類、パジャマ、コップなど忘れ物が多い。
- ・お金の使い方（使用目的）。
- ・保護者の方が話した内容をなかなか理解できない時がある。
- ・仕事と子育ての両立の大変さや難しさで、保護者の心のゆとりや“ホッと”する時間、リフレッシュが少ないように感じる。
- ・仕事をしているため、疲れていたり、育児を任せられていたり大変さを感じる。
（特に支援が必要な子のお母さん）

【夫婦・家庭内の課題】

- ・母親は子育てに頑張っているが、父親が子育てに協力しない。
- ・保護者以外見守る人がいない。

②原因として考えられること

【親自身の問題】

- ・生活の基本（リズム）は親中心。
- ・親の資質。
- ・相談出来る子育て支援センターを利用できないで一人で悩んでる方もいるのでは。
- ・親ファースト（子どもは2番目）。
- ・いろいろなことが制限されることが多い。
- ・親が若い方多い。
- ・親中心の生活。
- ・親の仕事が忙しい、疲れている。
- ・仕事優先（忙しい）。
- ・母親は子育てに頑張っているが、父親が子育てに協力しない。
- ・保護者以外見守る人がいない。

【協力体制】

- ・頼りになる身近な人がいない。
- ・地域移行。
- ・地域の子育てコミュニケーションが不足している。
- ・父の協力が必要。
- ・親（祖父母）がそばにいない。コミュニティがない
- ・隣近所との関わりが薄い。

【情報】

- ・子育て情報が不足している。
- ・何でも調べればわかってしまう。

【メディア】

- ・親と子どもと一緒にゲームをやっている。
- ・子どもが喜ぶと思ってスマホ等を見せる。
- ・子どもよりも親がゲームなどをする・したいため。
- ・子どもからの声がある。

③原因に対する解決方法について

【家庭】

- ・お父さんに協力してもらう（協力してもらって嬉しかったことや助かったことを褒めたりオーバーに感謝する）。
- ・ママ友に相談する。
- ・余裕を持つ（諦めることも大事）。

【教育・保育施設】

- ・未就園児親子だけではなく、支援センターを利用できる日を決める（例：土曜日）。
- ・悩みを話せる園でありたい（送迎の際の話や連絡帳での悩み相談等）。
- ・お便り等で健康、食事他の啓発をする。
- ・引き続き細かくお子さんのことを伝えていく。
- ・幼・保・小・中と連携し見守っていることを保護者に伝え安心してもらう。
- ・保護者同士の関わりの場の提供。
- ・働く保護者がリラックスできる講座の開催（その間、先生が保育をする）。

【釜石市】

- ・親子で楽しめる企画を開催。その後、保護者向けのミニ講話を実施する。
- ・保護者同士の関わりの場の提供。

【地域や企業】

- ・子育てしやすい企業や子育て「ごほう日」を設定する。
- ・子育てが終わった方とのふれあい活動を設定。
- ・地域の方々との交流できるイベント。
- ・育児時間や育児休暇など休みが取得しやすい職場環境にする。

④テーマ2「施設の運営を行う上で、困っていることや課題と感じていること」

【人材育成】

- ・若手の育成。
- ・保育教諭の育成（チーム力・シフト編成）。

【園児数の減少】

- ・園児数が年々減少してきている。
- ・子どもの入園数が少ない。
- ・小規模は途中退園が多い。
- ・園児数の減少による運営の在り方。
- ・少子化が加速しているため今後の施設運営が心配。

【施設の運営・業務】

- ・全体共有が難しい。
- ・職員の住んでいるところがバラバラ（市外に住んでいる職員も多い）。
- ・保育士の業務が多い。
- ・保育士が見つからない（早い時期に県外や大企業での採用があるため）。
- ・感染症対策の対応。

⑤教育・保育施設において、サービスの質を高めるために工夫や努力をしていること

【業務改善・業務の効率化】

- ・ICTの導入。
- ・職員の業務負担軽減。

【特色のあるサービスの提供】

- ・おむつ、おしりナップのサブスク（希望者のみ）。
- ・写真。
- ・ベットリース。
- ・敷布団の提供。
- ・教室の開催（もじかす教室、英語教室）し、月額料金を安価で提供。
- ・英語教室、体操教室の開催。
- ・音楽ピアノ教室。
- ・児童館との交流。

【研修の実施】

- ・社内研修（Zoom）、研修の参加。
- ・週案会議。

【その他】

- ・随時アンケートを実施し反映している。
- ・園児減少に伴い、逆に手厚い保育ができる部分もある。
- ・一人ひとりの園児と保護者への関わりをきめ細やかに実践している。
- ・気になる子をすくすく親子教室へつなげるために相談をしながら連携している。

⑥課題に対しての解決方法

- ・子どもの主体性を取り入れた保育を実践する。
- ・保育士の意識改革が必要。
- ・保育士の話に耳を傾ける。
- ・保育士が頑張っていることを褒めたり、認めてあげる。また、悪いところは注意・改善を行う。
- ・新しいものを保育に取り入れる。
- ・公開保育の開催（同じ立場の保育士から、意見・感想を聞いて保育に活かす）。

6. こどもの生活状況調査結果の概要

こどもの貧困の解消に向けた対策に関する施策を検討及び展開するため、令和6年6月20日から7月4日を調査期間とし、小学5年生と中学2年生及びその保護者を対象に各小中学校を通して調査票を配付し、子どもを取り巻く生活実態や経済状況などの把握に努めました。

■対象数、回収数、回収率

調査対象	※対象数	回収数	回収率
小学5年生	177人	169人	95.5%
中学2年生	172人	160人	93.0%
保護者	349人	161人	46.1%

※令和6年6月1日現在の児童生徒数

(1) 主な調査項目

① 小学5年生と中学2年生

学習環境・習慣、進路希望、食事の頻度、生活習慣、生活満足度、支援の利用状況

② 保護者

世帯の状況、就労状況、暮らし向き、進路希望、心理的な状況、生活満足度、支援の利用状況

(2) 調査の分析

- ・本調査では、収入階層及び世帯類型を以下の区分に分けて比較分析しました。
- ・回答は各質問の回答者数「n」を基礎とした百分率「%」で表示しています。

【収入階層区分】

世帯の年間収入の水準について等価世帯収入※を算出し、以下のとおり3区分としました。本調査における等価世帯収入の中央値は「265万円」、その1/2の値は「133万円」となりました。

全体では、「中央値以上」が50.3%と最も高く、「中央値未満」が34.8%、「中央値の1/2未満」が13.7%となっています。

ひとり親世帯では、「中央値以上」と「中央値の1/2未満」がそれぞれ42.1%と最も高く、「中央値未満」が10.5%となっています。

中央値の 1/2 未満 (133 万円未満)	回答者の等価世帯収入を昇順に並べたときの中央値の 1/2 未満
中央値未満 (265 万円未満)	上記中央値の 1/2 以上、中央値未満
中央値以上 (265 万円以上)	上記中央値以上

※ 本調査における等価世帯収入の算出方法

- ・世帯の年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする。
(例：「50～100 万円未満」であれば 75 万円、「50 万円未満」であれば 25 万円。)
- ・上記の世帯の収入の値を、生計を同一にしている家族の人数の平方根で除して得た値とする。

【世帯類型区分】

世帯の類型は、以下のとおり 4 区分としました。

世帯の構成は、「核家族」が 72.0%で最も多く、「その他の世帯」が 12.4%、「ひとり親世帯」が 6.8%、「ひとり親世帯（祖父母等と同居）」が 5.0%となっています。

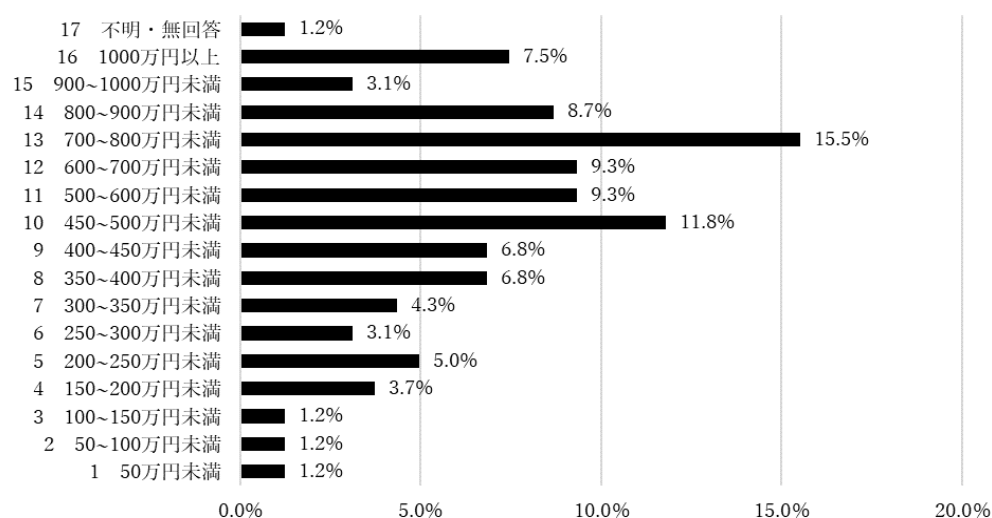
ひとり親世帯	父親又は母親とこどもからなる世帯
ひとり親世帯 (祖父母等と同居)	上記ひとり親世帯に加えて、祖父母等が同居している世帯
核家族世帯	夫婦とこどもからなる世帯
その他の世帯	上記以外の世帯

(3) 主な調査結果

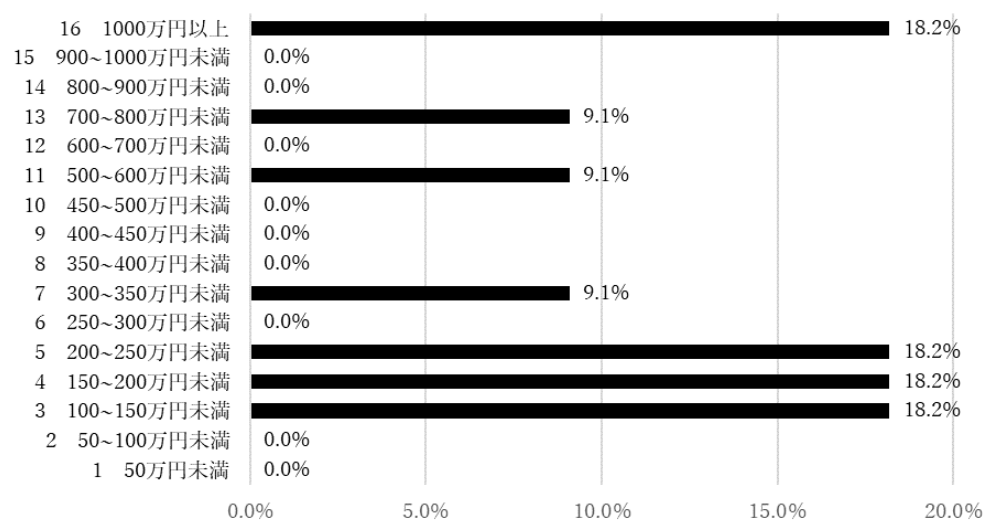
①世帯の経済状況（保護者）

1位【全体】700～800万円未満(15.5%)	【ひとり親】1000万円以上(18.2%)
2位【全体】450～500万円未満(11.8%)	【ひとり親】200～250万円未満(18.2%)
3位【全体】600～700万円未満(9.3%)	【ひとり親】150～200万円未満(18.2%)
【全体】500～600万円未満(9.3%)	【ひとり親】100～150万円未満(18.2%)

【全体】n=161

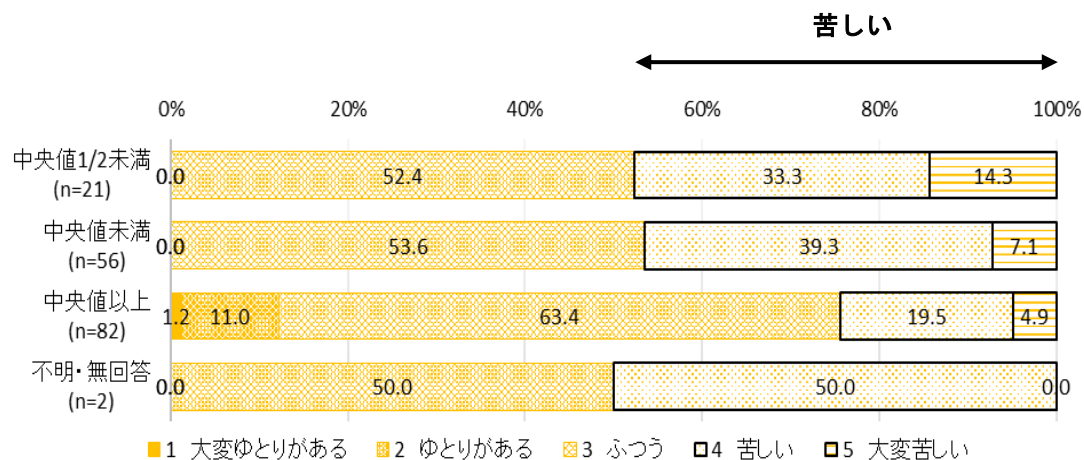


【ひとり親世帯】n=11

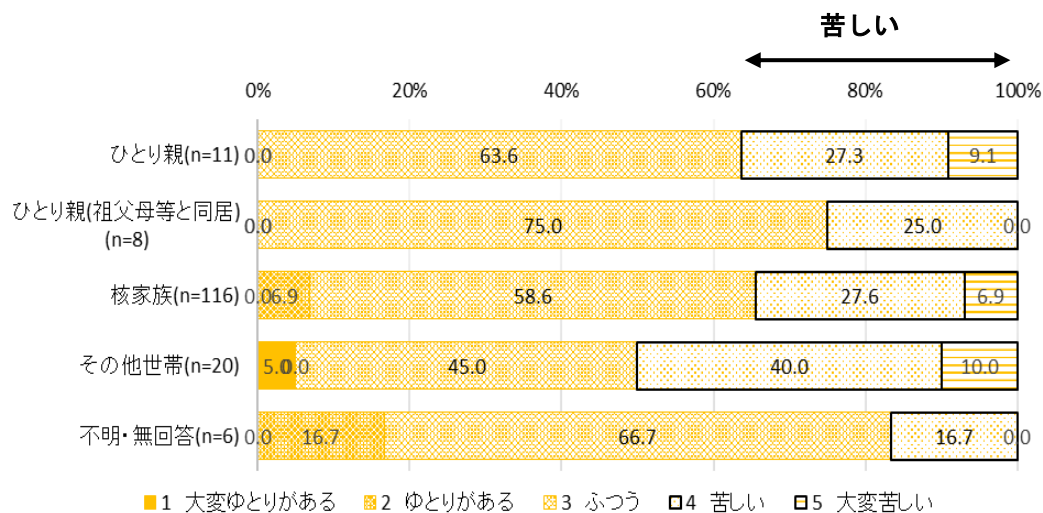


②暮らしの状況（保護者） n=161

【収入階層区分】



【世帯累計区分】



③暮らしの満足度（保護者・こども）

「0」（全く満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字での回答

【保護者】

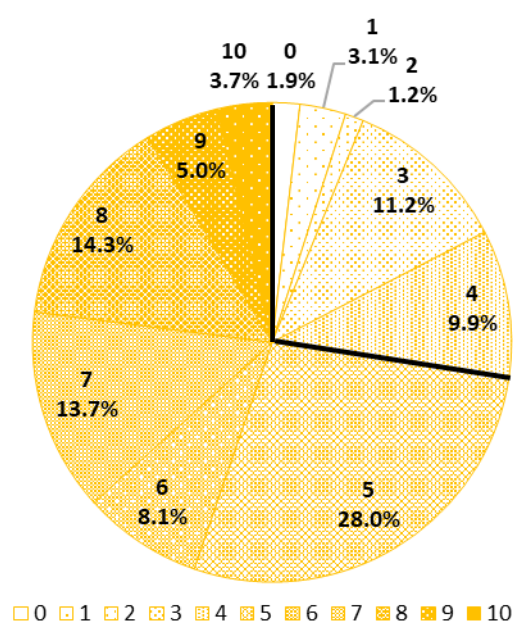
- ・ 満足度「5」未満の割合が全体で 27.3%、ひとり親世帯で 18.2%。

【こども】

- ・ 満足度「5」未満の割合が「小学5年生」14.3%、「中学2年生」20.6%。

ア. 保護者

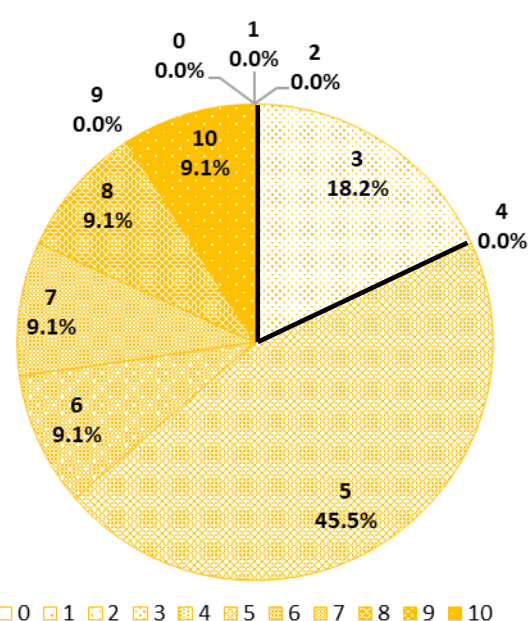
【全体】 n=161



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

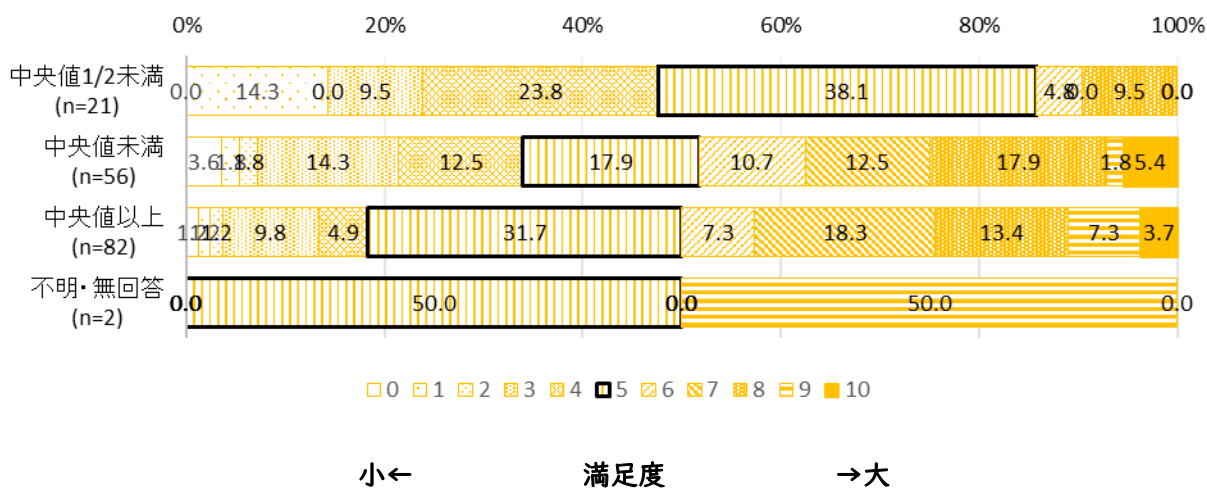
小← 満足度 →大

【ひとり親】 n=11



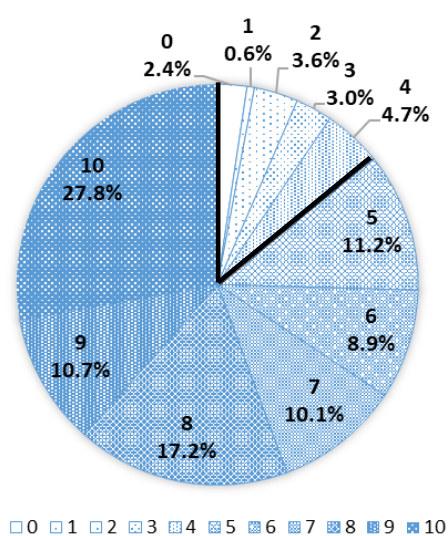
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

小← 満足度 →大

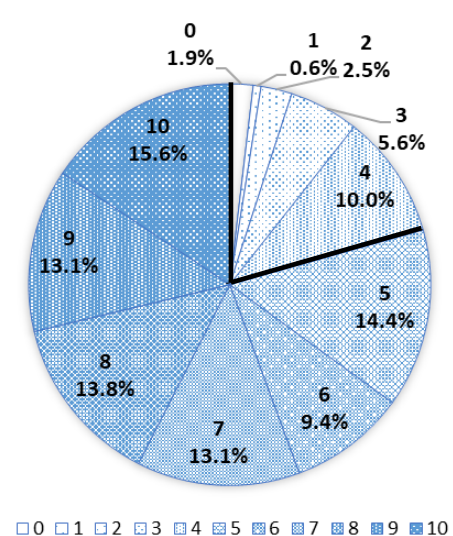


イ. こども

【小学5年生】 n=169



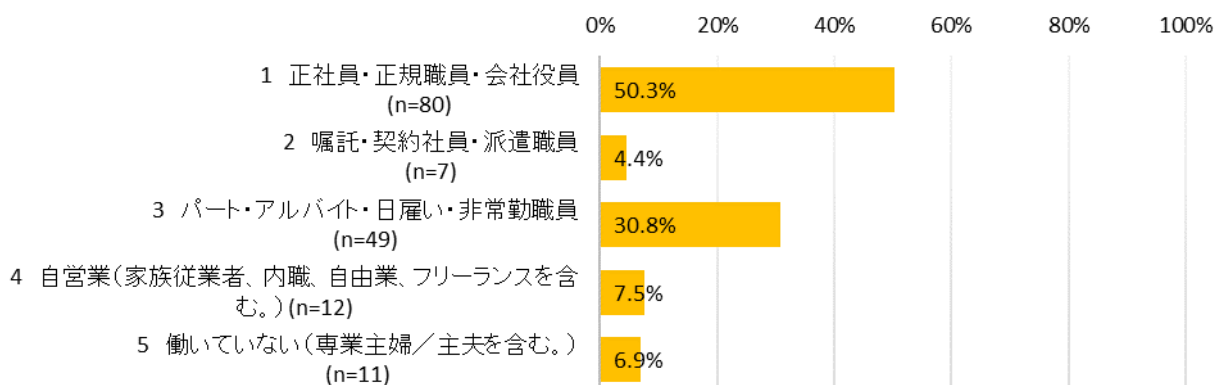
【中学2年生】 n=160



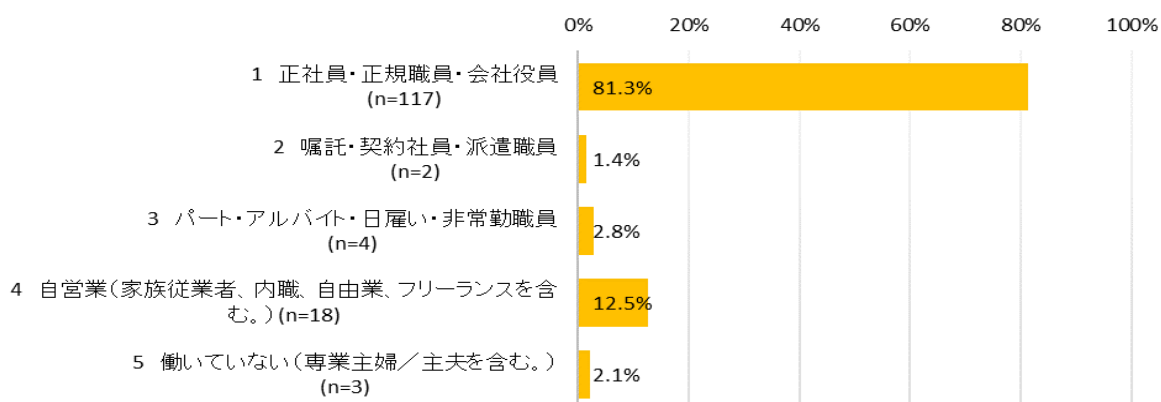
④保護者（母親・父親）の就労状況

- ・「正社員・正規職員・会社役員」の割合が母親 50.3%、父親 81.3%と最も高くなっている。
- ・ひとり親世帯の母親は、「正社員・正規職員・会社役員」が 60.0%、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が 40.0%となっている。

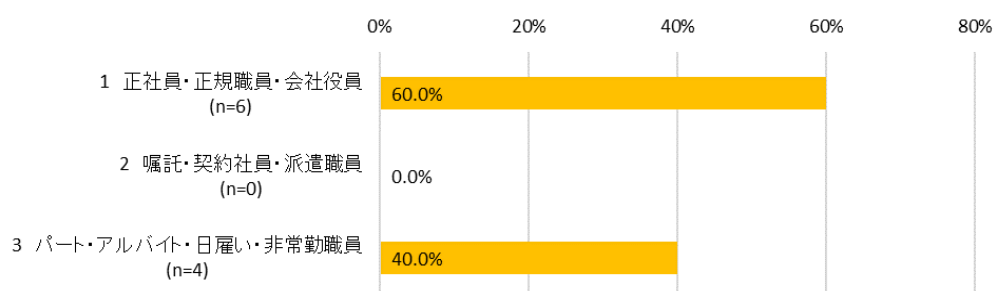
【母親】 n=159



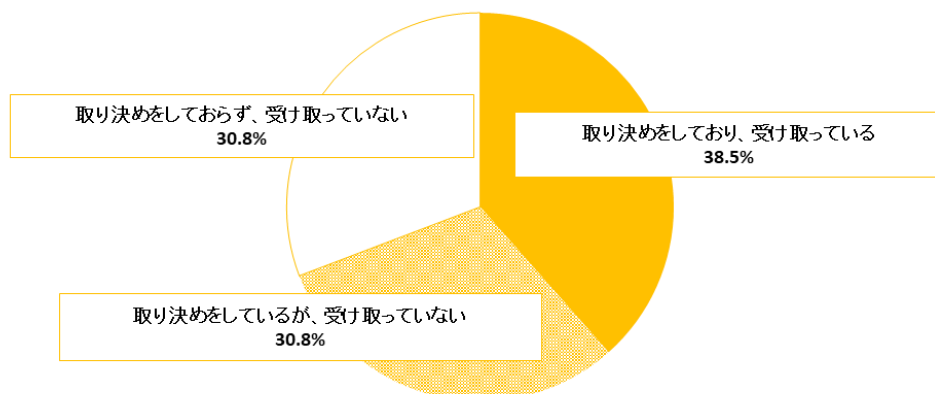
【父親】 n=144



【ひとり世帯】（母親） n=10



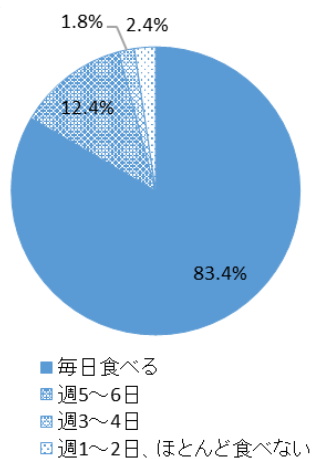
⑤養育費の取り決め（離婚のひとり親）n=13



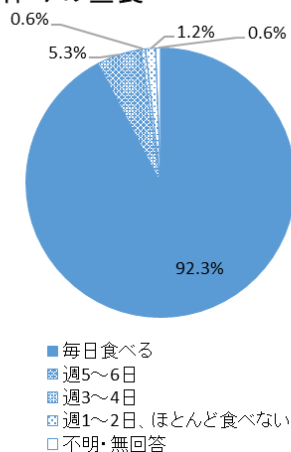
⑥こどもの食事（こども）

【小学5年生】n=169

朝食

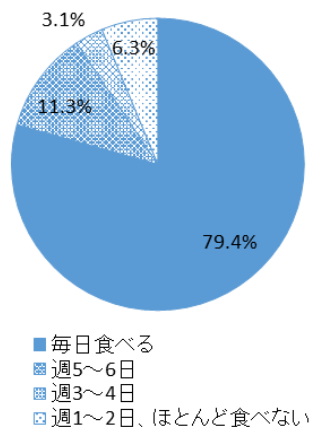


長期休みの昼食

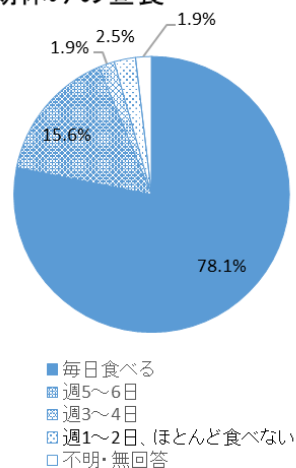


【中学2年生】n=160

朝食



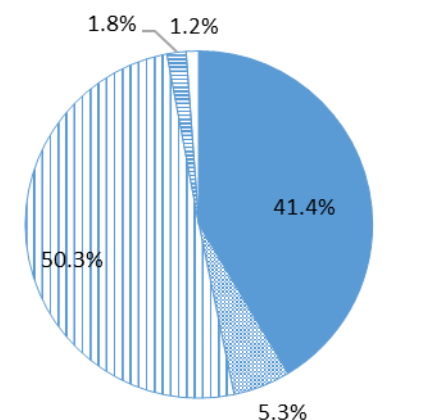
長期休みの昼食



⑦スマホやゲーム機の所持や使用時間（こども）

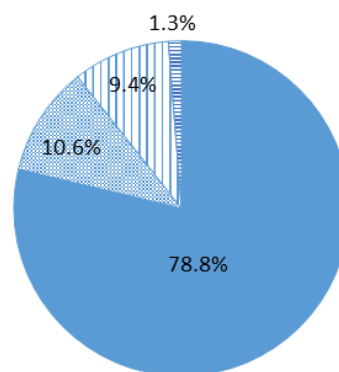
ア. 所持

【小学5年生】n=169



- 1 スマホとゲームをどちらも持っている
- 2 スマホだけ持っている
- 3 ゲームだけ持っている
- 4 スマホもゲームも持っていない
- 5 不明・無回答

【中学2年生】n=160

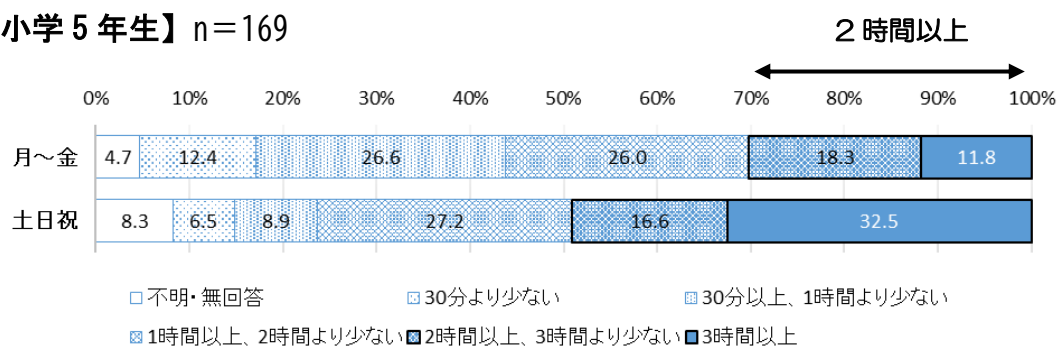


- 1 スマホとゲームをどちらも持っている
- 2 スマホだけ持っている
- 3 ゲームだけ持っている
- 4 スマホもゲームも持っていない

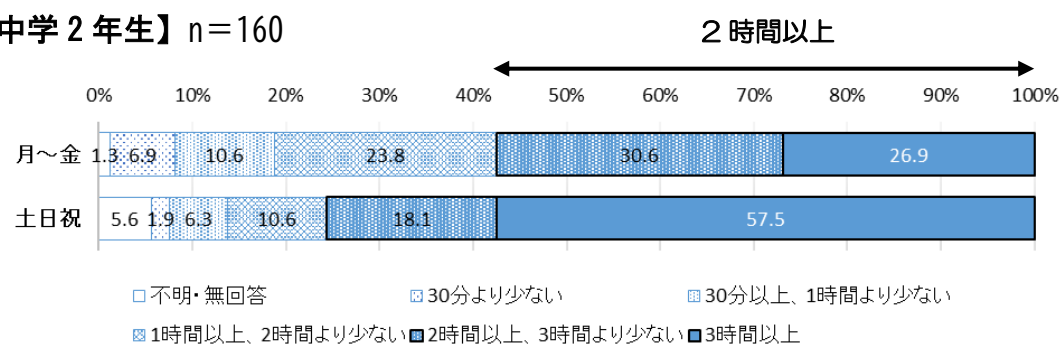
イ. 使用時間

スマホやゲーム機を2時間以上使用している小学5年生は、月～金で30.1%、土日祝で49.1%に対し、中学生は、月～金で57.5%、土日祝で75.6%となっている。

【小学5年生】n=169



【中学2年生】n=160

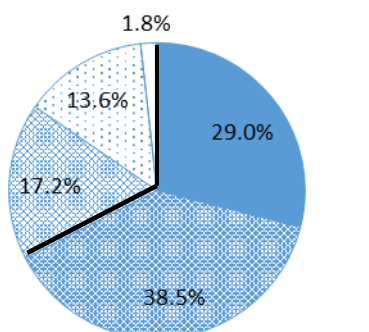


ウ. 就寝開始時刻の安定（こども）

Q. あなたは普段（月～金曜日）、ほぼ同じ時間に寝ていますか。

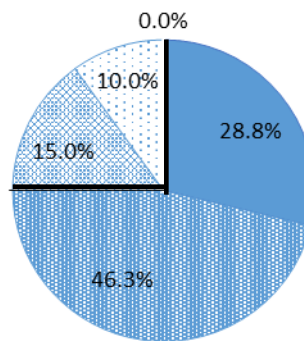
就寝時間について、「ほぼ同じ時間に寝ている」又は「どちらかと言えばそうだ」と回答した割合は、小学5年生が67.5%、中学2年生が75.1%と中学生の方が高くなっている。

【小学5年生】 n=169



■ そうである
 ■ どちらかといえばそうである
 ■ どちらかといえばそうではない
 ■ そうではない
 ■ 不明・無回答

【中学2年生】 n=160



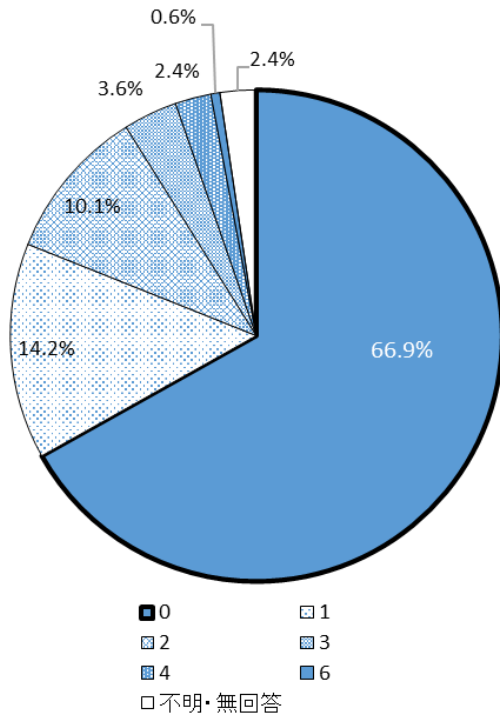
■ そうである
 ■ どちらかといえばそうである
 ■ どちらかといえばそうではない
 ■ そうではない
 ■ 不明・無回答

⑧ 逆境経験の有無（こども）

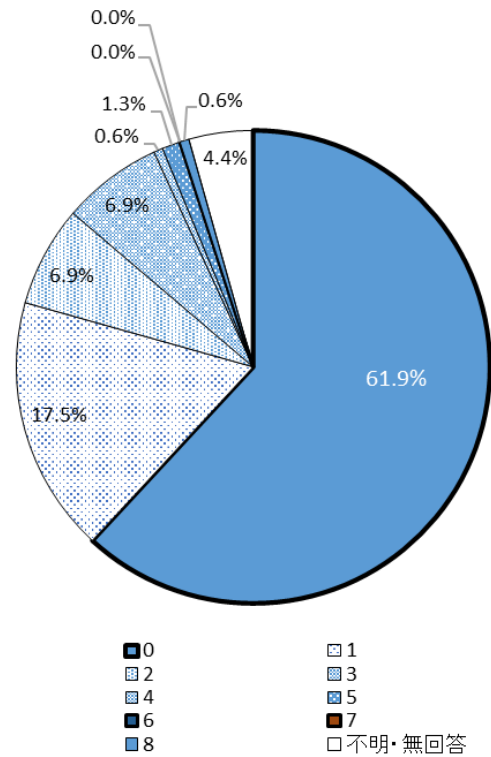
Q. あなたは、今までに、以下の a～h のようなことがありましたか。 あてはまる個数を答えてください。

- a 一緒に住んでいる大人から、あなたの悪口を言い立てられる、けなされる、恥をかかされる、または、身体を傷つけられる危険を感じるようなふるまいをされることがよくある
- b 一緒に住んでいる大人から、押される、つかまれる、たたかれる、物を投げつけられるといったことがよくある。または、けがをするほど強くなぐられたことが一度でもある
- c 家族のだれからも愛されていない、大切にされていない、支えてもらえていないと感じることがある
- d 必要な食事や衣服を与えられなかったり、自分を守ってくれる人はだれもいないと感じることがある
- e 両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある
- f 一緒に住んでいる家族が、だれかに押されたり、つかまれたり、けられたりしたことがよくある、または、くり返しなぐられたり、刃物などでおどされたことが一度でもある
- g 一緒に住んでいる人にお酒を飲んだり麻薬などで自身の生活や人間関係を損なうようなふるまいをした人がいる
- h 一緒に住んでいる人、うつ病やその他の心の病気の人、または自殺しようとした人がいる

【小学5年生】 n=169



【中学2年生】 n=160

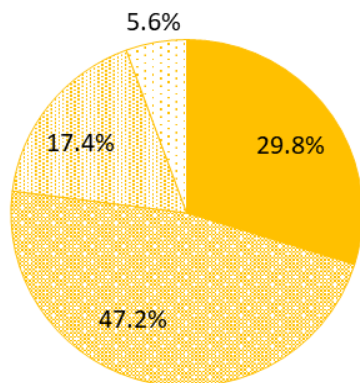


⑨ こどもとの関わり方（保護者） n=161

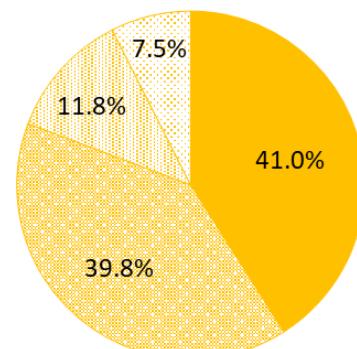
Q. あなたとお子さんの関わり方について、次のようなことにどれくらい当てはまりますか。

a. テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている

b. お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる。



- あてはまる
- どちらかといえば、あてはまる
- どちらかといえば、あてはまらない
- あてはまらない

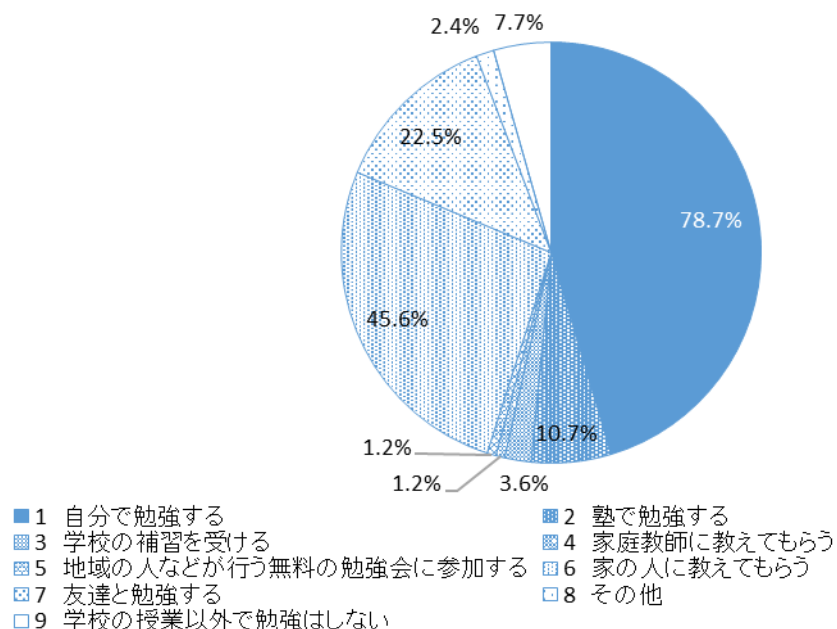


- あてはまる
- どちらかといえば、あてはまる
- どちらかといえば、あてはまらない
- あてはまらない

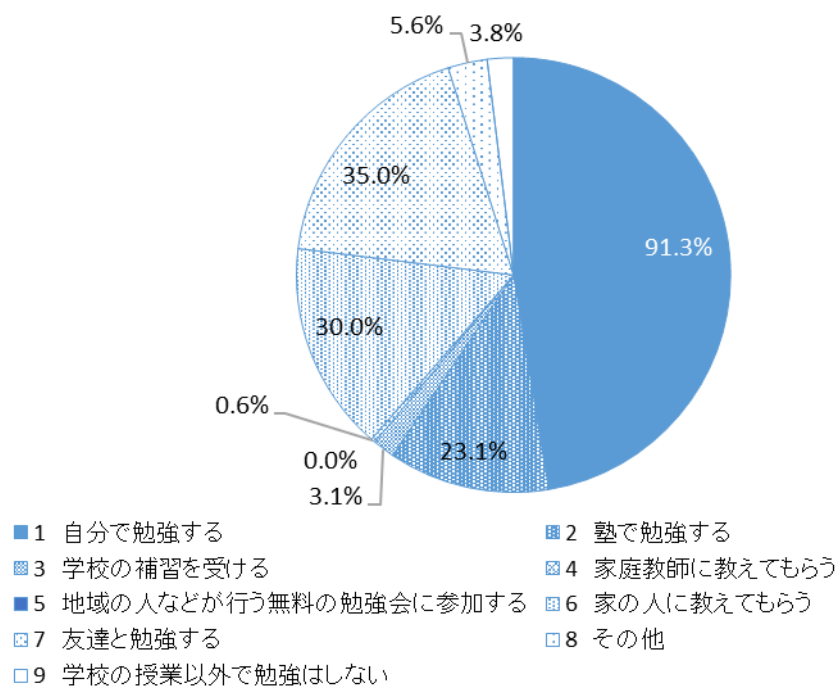
⑩学校の授業以外における勉強の有無（こども）

Q. あなたは、普段学校の授業以外で、どのように勉強をしていますか。（複数回答）

【小学5年生】 n=169



【中学2年生】 n=160

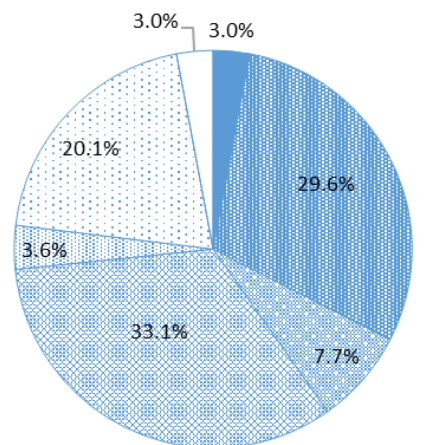


⑪ こどもの進路の希望・理由（こども・保護者）

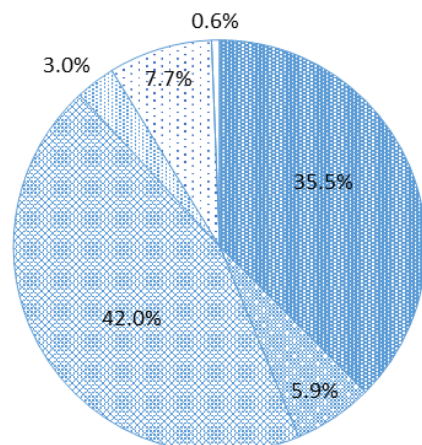
Q. あなたは将来、どの学校に進学したいですか。（あてはまるもの1つに○）

【小学5年生】 n=169

【中学2年生】 n=160



- 1 中学
- 2 中学、高校
- 3 中学、高校、短大
- 4 中学、高校、大学
- 5 その他
- 6 まだわからない
- 7 不明・無回答

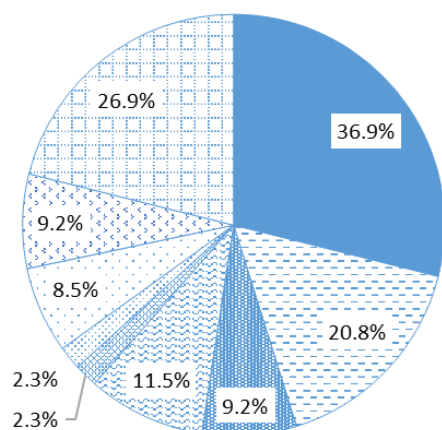


- 2 中学、高校
- 3 中学、高校、短大
- 4 中学、高校、大学
- 5 その他
- 6 まだわからない
- 7 不明・無回答

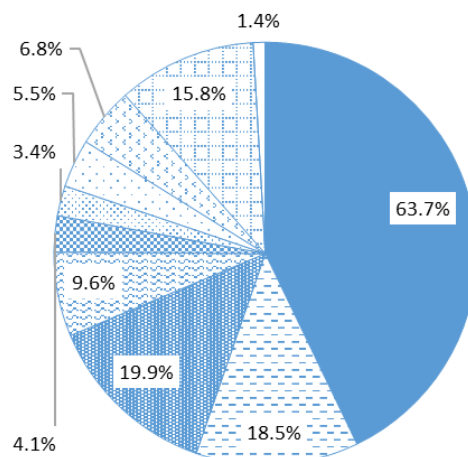
Q. その理由をお答えください。（複数回答）

【小学5年生】 n=169

【中学2年生】 n=160



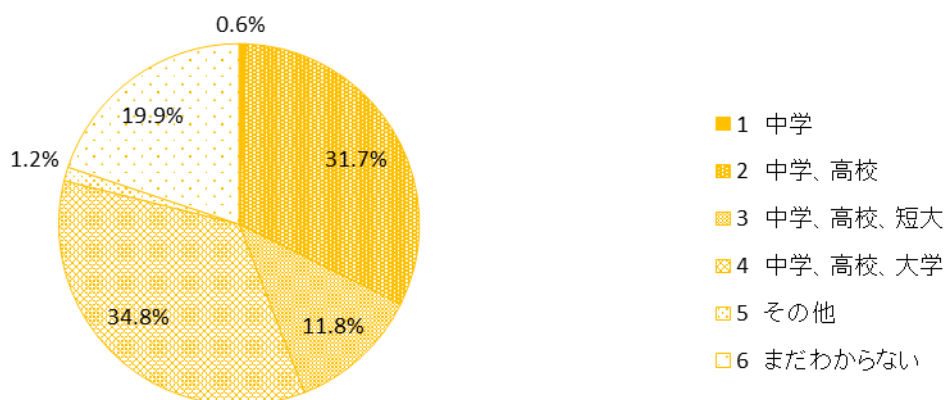
- 1 希望する学校や職業があるから
- 2 自分の成績から考えて
- 3 親がそう言っているから
- 4 兄・姉がそうしているから
- 5 まわりの先輩や友達がそうしているから
- 6 家にお金がないと思うから
- 7 早く働く必要があるから
- 8 その他
- 9 とくに理由はない



- 1 希望する学校や職業があるから
- 2 自分の成績から考えて
- 3 親がそう言っているから
- 4 兄・姉がそうしているから
- 5 まわりの先輩や友達がそうしているから
- 6 家にお金がないと思うから
- 7 早く働く必要があるから
- 8 その他
- 9 とくに理由はない
- 10 不明・無回答

【保護者】 n=161

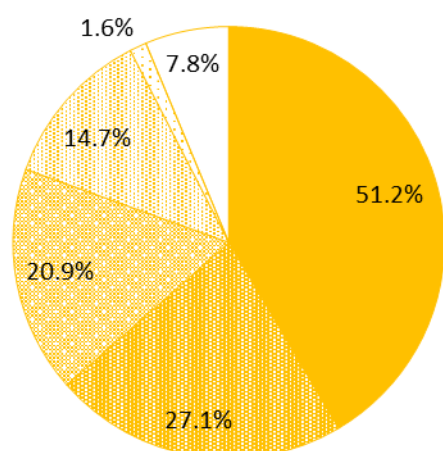
Q. お子さんは将来、現実的に見てどの学校に進学すると思いますか
(あてはまるもの1つに○)



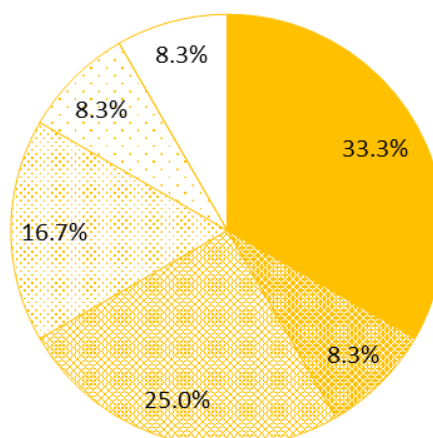
Q. その理由をお答えください。(複数回答)

<全体> n=129

<ひとり親世帯> n=11



- 1 お子さんがそう希望しているから
- 2 一般的な進路だと思うから
- 3 お子さんの学力から考えて
- 4 家族の経済的な状況から考えて
- 5 その他
- 6 特に理由はない



- 1 お子さんがそう希望しているから
- 2 一般的な進路だと思うから
- 3 お子さんの学力から考えて
- 4 家族の経済的な状況から考えて
- 5 その他
- 6 特に理由はない

⑫ 困りごとや悩みごとの相談相手（こども）

Q. あなたに困っていること悩みごとがあるとき、あなたが相談できると思う人は誰ですか。（複数回答）

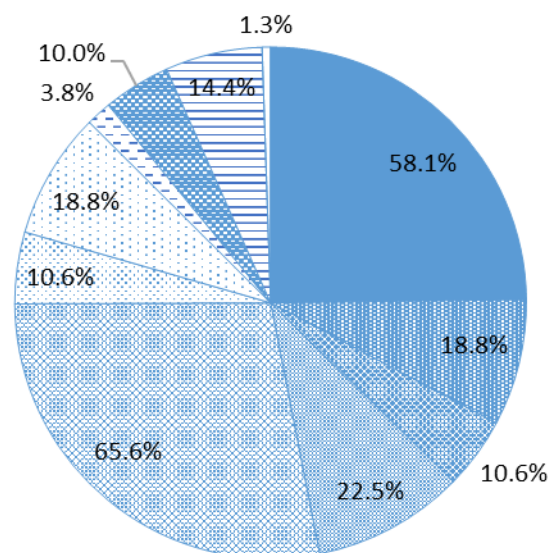
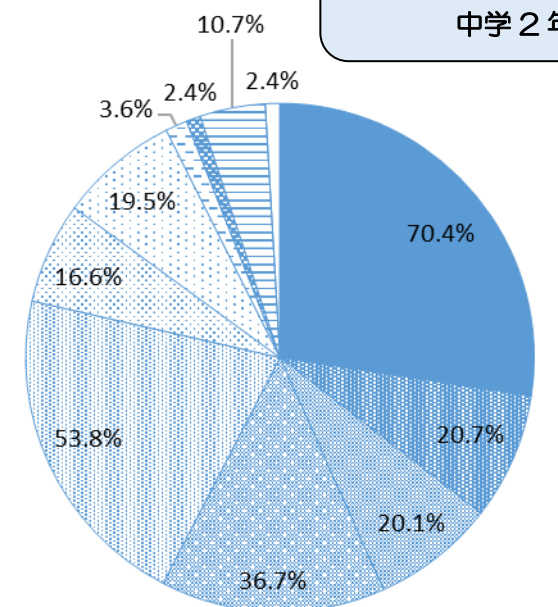
【小学5年生】 n=169

1位 親(70.4%)
2位 学校の友達(53.8%)
3位 学校の先生(36.7%)

【中学2年生】 n=160

1位 学校の友達(65.6%)
2位 親(58.1%)
3位 学校の先生(22.5%)

誰にも相談できない・相談したくない
小学5年生(10.7%)
中学2年生(14.4%)



- 1 親
- 2 きょうだい
- 3 祖父母など
- 4 学校の先生
- 5 学校の友達
- 6 学校外の友達
- 7 SC、SSWなど
- 8 その他の大人(学童保育所の人、塾・習い事の先生、地域の人など)
- 9 ネットで知り合った人
- 10 だれにも相談できない、相談したくない
- 11 不明・無回答

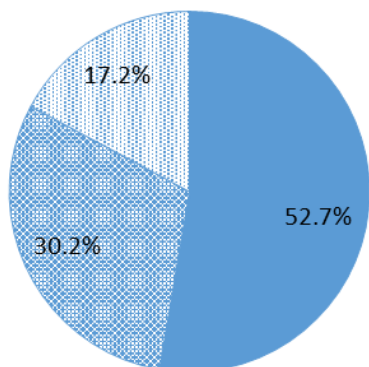
- 1 親
- 2 きょうだい
- 3 祖父母など
- 4 学校の先生
- 5 学校の友達
- 6 学校外の友達
- 7 SC、SSWなど
- 8 その他の大人(学童保育所の人、塾・習い事の先生、地域の人など)
- 9 ネットで知り合った人
- 10 だれにも相談できない、相談したくない
- 11 不明・無回答

⑬ こどもの気持ち（ここ半年）

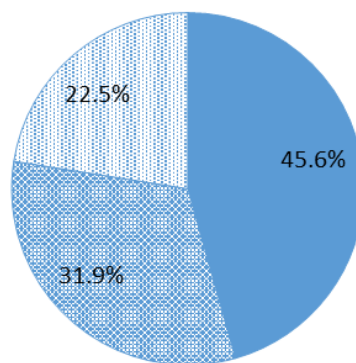
a. 私は、よく頭やお腹が痛くなったり、気持ちが悪くなったりする。

【小学5年生】 n=169

【中学2年生】 n=160



■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる

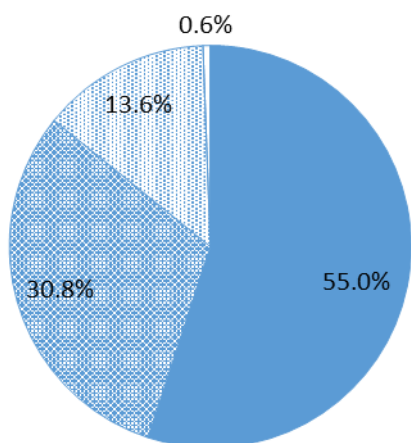


■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる

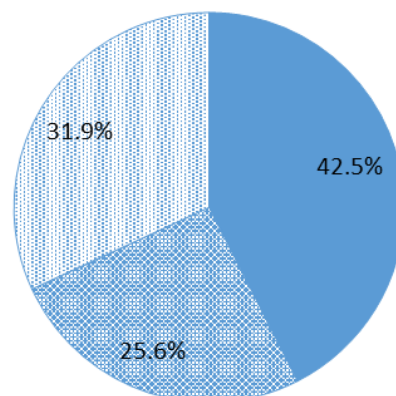
b. 私は、心配ごとが多く、いつも不安だ。

【小学5年生】 n=169

【中学2年生】 n=160



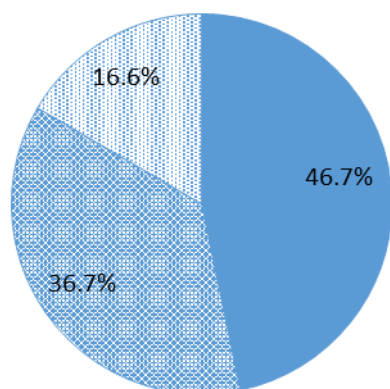
■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる □不明・無回答



■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる

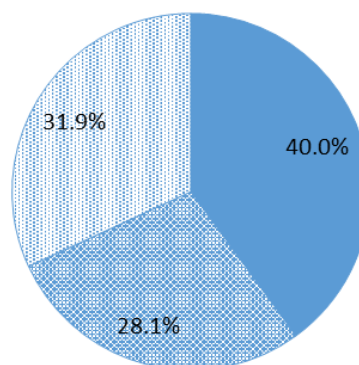
c. 私は、落ち込んで沈んでいたり、涙ぐんだりすることがよくある。

【小学5年生】 n=169



■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる

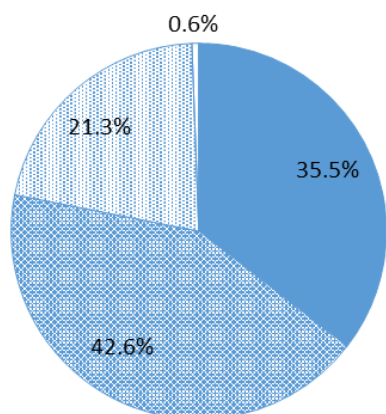
【中学2年生】 n=160



■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる

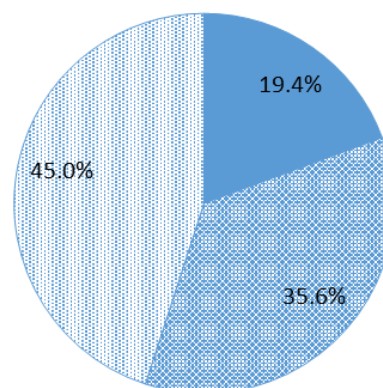
d. 私は、新しい場面に直面すると不安になり、自身をなくしやすい。

【小学5年生】 n=169



■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる □不明・無回答

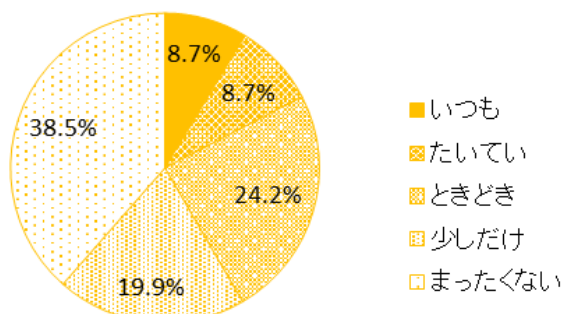
【中学2年生】 n=160



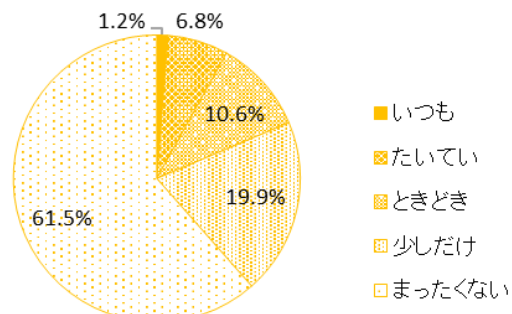
■あてはまらない ■まああてはまる ■あてはまる

⑭保護者の気持ち（ここ1か月） n=161

a.神経過敏に感じた

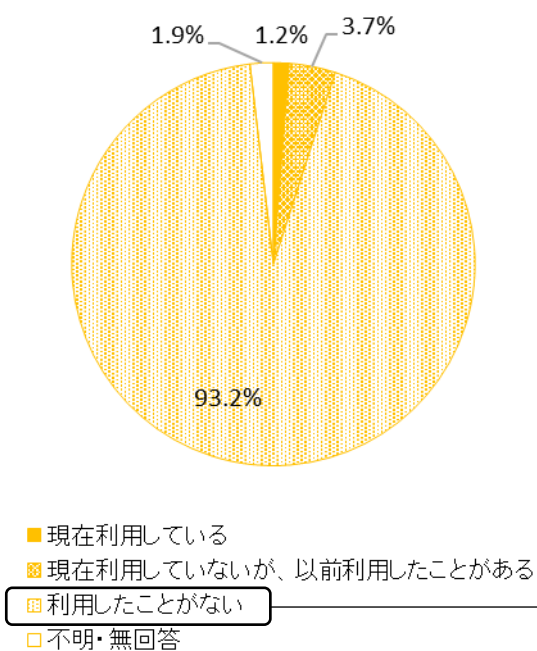


b.何をするのも面倒だと感じた

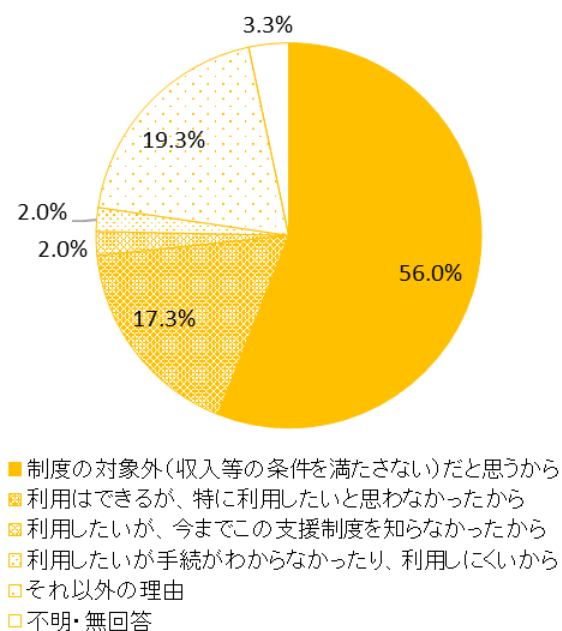


⑮保護者の利用状況

a.家庭児童相談窓口（こども家庭センター）
n=161



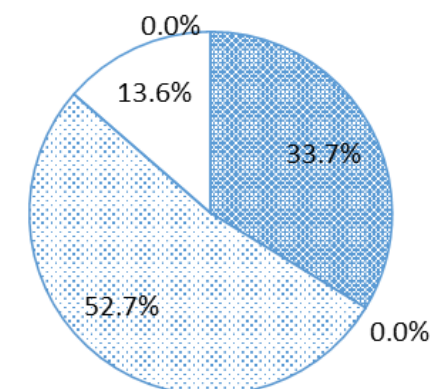
家庭児童相談窓口を利用したことがない理由
n=103



⑩ こどもの利用状況

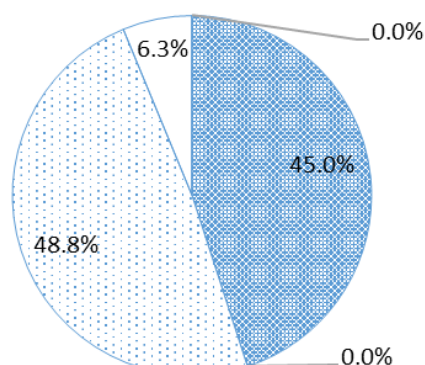
a. (自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所

【小学5年生】 n=169



- 利用したことがある
- あれば利用したいと思う
- 今後も利用したいと思わない
- 利用したいかどうか分からない
- 不明・無回答

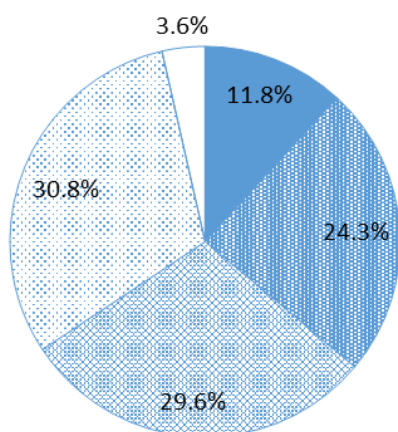
【中学2年生】 n=160



- 利用したことがある
- あれば利用したいと思う
- 今後も利用したいと思わない
- 利用したいかどうか分からない
- 不明・無回答

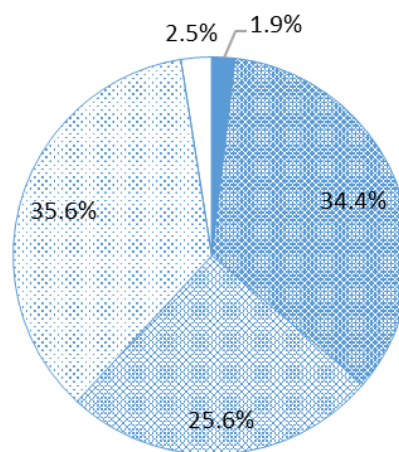
b. (自分や友人の家以外で) 夕ご飯を無料か安く食べることができる場所
(子ども食堂など)

【小学5年生】 n=169



- 利用したことがある
- あれば利用したいと思う
- 今後も利用したいと思わない
- 利用したいかどうか分からない
- 不明・無回答

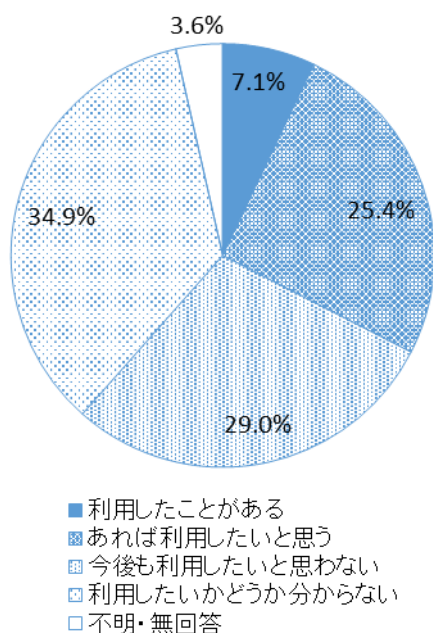
【中学2年生】 n=160



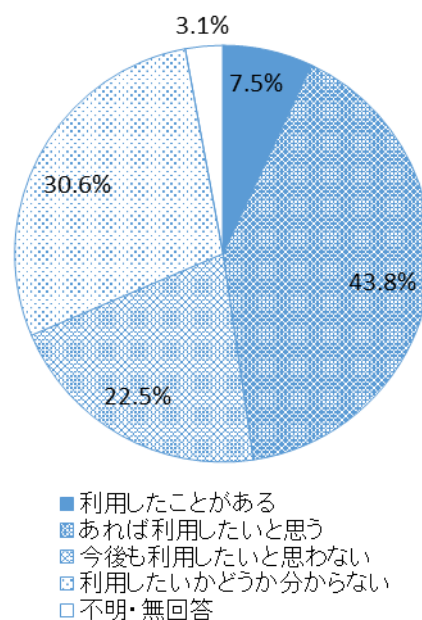
- 利用したことがある
- あれば利用したいと思う
- 今後も利用したいと思わない
- 利用したいかどうか分からない
- 不明・無回答

c. 勉強を無料でみてる場所

【小学5年生】 n=169

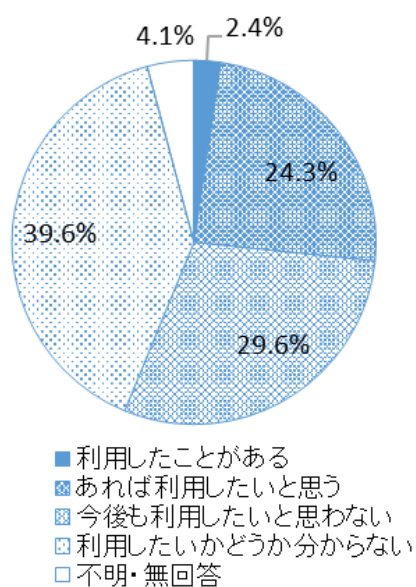


【中学2年生】 n=160

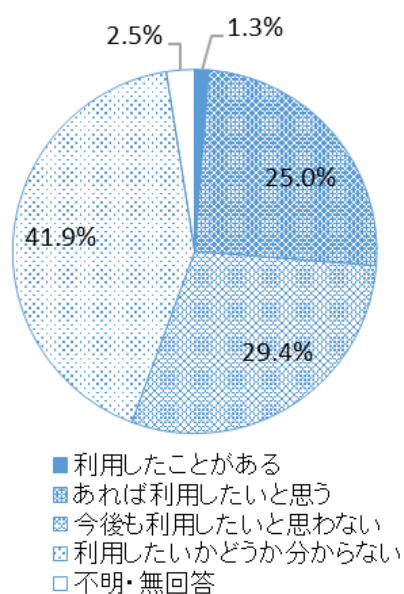


d. (家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)

【小学5年生】 n=169



【中学2年生】 n=160



⑰自由記載（こども）

Q あなたが自分のことや家族のことで、心配していること、悩んでいること、こんな所があればいいなあと考えていることなど、自由に書いてください。

【小学5年生】

N0	《心配していること、悩んでいること》
1	親・兄弟・祖父母等の体調等の心配
2	友達関係の悩み
3	自分の将来の心配
4	勉強の心配
N0	《こんな所があればいいなと考えていること》
1	けんか・いじめ・悪口がない場所
2	無料で誰でも相談できる場所
3	気軽に遊べる場所
4	人に会わない静かな場所
5	公園
6	地魚などを知る受講会、釜石港を活気づけるイベント

【中学2年生】

N0	《心配していること、悩んでいること》
1	親・兄弟・祖父母等の体調等の心配
2	進路の不安
3	自分の体調の不安
4	真剣に話を聞いてくれて、一緒に解決方法を考えてほしい
N0	《こんな所があればいいなと考えていること》
1	親のいない所、好きな人と入れる所、友達と長い時間遊べる所
2	夜でも入れる場所
3	甲子にきれいな遊び場
4	人の目を気にせず、自由に静かな場所
5	おしゃれな図書館
6	勉強を無料でみてる場所
7	勉強できるスペース
8	学校の帰り道で相談できる場所
9	無料で遊べる場所やカラオケができる場所
10	一人きりになれる場所

7. 第2期計画の評価

子育て支援施策の取組状況や各種の統計データ、ニーズ調査結果などを基に第2期計画において設定した施策体系に沿って、本市の子育て家庭を取り巻く現状や課題について主なものを整理しました。

基本目標	施策
Ⅰ 安心して妊娠・出産・子育てができる 保健医療体制の充実	(1)母と子への切れ目のない健康支援
	(2)医療等の支援
Ⅱ 安心して子育てできる教育・保育サービスの充実	(1)地域における子育て支援
	(2)幼児期の教育・保育サービスの充実と質の向上
	(3)放課後児童の健全育成の推進
Ⅲ 誰もが地域の中で豊かに子育てできる環境づくり	(1)援助を必要とする家庭への支援
	(2)子どもの安全の確保
	(3)情報発信の推進
	(4)子どもや子育て家庭が過ごせる場所の充実
Ⅳ 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり	(1)思春期の心と身体健康づくり
	(2)子どもの居場所づくり
	(3)子どもを取り巻く有害環境への対応
	(4)子どもの生きる力を育成する教育環境の整備
Ⅴ 生活も仕事も充実し両立する環境づくり	(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための環境づくり

①. 安心して妊娠・出産・子育てができる保健医療体制の充実

現 状	【取組の振り返り】 ○母子健康手帳交付時における保健師との個別相談や各種教室を開催し、妊娠・出産に向けて必要な知識を普及するとともに、保護者同士の交流が図られたほか、妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安が解消されるよう努めています。 ○各種健診により疾病を早期に発見するとともに、健診の受診勧奨を行ったことで受診率が向上しています。 ○妊娠から出産・育児における経済的負担を軽減するため、「出産・子育て応援給付金」の支給や医療費等の助成を行っています。 ○県内の医療機関や他市町村と妊産婦の健診情報や診療情報を共有するなど連携を強化し、周産期医療や小児医療の充実に努めています。 ○新型コロナウイルス感染症の流行が続いた際、家族や親族による支援が得られない妊産婦及び里帰り出産が不可能になった妊産婦にヘルパーを派遣して、安心して産前・産後期を過ごせるよう支援を行いました。 ○県立釜石病院での普通分娩取扱い休止を受け、医療圏内での出産が出来なくなった妊産婦に対し、通院に要した交通費や待機宿泊の費用を助成することで、出産に係る経済的負担及び不安の軽減を図っています。 【ニーズ調査等の結果】 ■子育てでの悩みごとは、「子どもを叱りすぎている気がする」が25.6%で1番多く、「食事や栄養に関すること」が25.3%で2番目に多くなっています。 ■充実を望む子育て支援策では、「妊娠・出産・産後に関する経済的支援」が57.6%、「子どもの医療制度の充実」が38.2%、「妊娠・出産・産後に関する相談対応」が17.5%。 ■パパママ準備教室、もぐもぐ・かみかみごっくん教室を「利用したことがない人」が35.9%、「今後利用したくない人」が54.6%。 ■家庭教育に関する学級・講座について、「知らない」が74.4%、「利用したことがない」が85.9%、「利用したくない」が58.3%。 ■保護者からは、産後ケアや各種教室などに参加することで、同年代の子を持つ親との交流や、専門的な知識を持つ方へ相談できる機会になったという意見がありました。
--------	--



課 題	⇒安全・安心な妊娠・出産・子育てのための切れ目のない支援が重要です。 ⇒妊娠・出産・産後に関する経済的支援が保護者から求められています。 ⇒釜石市で健診・分娩ができないため、情報発信を強化するとともに、妊婦等の不安を解消する必要があります。
--------	---



方 向 性	□妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターの充実を図り、相談体制の強化を図ります。 □妊娠・出産・産後の不安を解消するための施策や経済的支援について、引き続き取り組みます。 □子育てに関する情報発信の強化及び各種講座の利用促進に努めます。
-------------	---

②安心して子育てできる教育・保育サービスの充実

現 状	【取組の振り返り】 ○新たな子育て支援センターを平田地区に開所し、5か所全ての子育て支援センターとの連絡会を開催することで、それぞれの取組や課題など、情報共有を行い連携を図っています。 ○幼稚園・保育所等に入所していない未就園児の保護者を対象に「ホッとカード」を交付し、一時預かり保育やファミリー・サポート・センター事業等を無料で利用することで、子育て中の保護者の負担軽減や経済的支援を行っています。また、独自の子育て支援策として、対象事業の拡充に努めました。 ○認定こども園等の普及により待機児童は解消されています。 ○幼児教育の推進を図るため、教育委員会と保健福祉部とで連携し、施設職員向けの合同研修会の開催や指定園での公開保育を開催しています。 ○就学前の幼保小接続カリキュラムを改訂し、幼児教育施設へ周知を図りました。 ○保育士等の人材育成・確保のため、当市主催のキャリアアップ研修や子育て支援員研修を実施し、保育士等の処遇改善や職員の確保に努めました。 ○学童育成クラブの事業主体を保護者会から民間業者へ移行した施設では、施設内での研修の充実が図られました。 【ニーズ調査等の結果】 ■日常や緊急時に子どもをみてもらえる親族・知人がいない人が16.1%。 ■母親の就労割合は73.5%。未就労の15.6%のうち就労意向を持っている母親は82.3%。 ■定期的な教育・保育の事業を利用している人は82.7%。 ■現在、子育て支援センターを利用している人は9.9%。今は利用していないが、今後利用したい人は25.3%。 ■長期休暇の学童育成クラブ利用意向では、「利用したい」が低学年で98.4%、高学年で86.1%。
--------	---



課 題	⇒出生数の減少や保護者の就労者数の増加に伴い、教育・保育施設の入所児童数や子育て支援センター、一時預かり事業など様々な事業の利用者が減少しています。 ⇒医療的ケア児の保育所等への支援体制の構築を図るため、受入れに係るガイドラインの整備について検討する必要があります。 ⇒学童育成クラブにおいて、どの施設を利用しても同じサービスが受けられるよう、運営基準の見直しの検討や職員の質の向上を図る必要があります。 ⇒放課後子ども教室と学童育成クラブの相互の連携を深め、児童の放課後等における生活が充実するような取組を実施することが必要です。
--------	--



方 向 性	□利用児童数に見合った施設及び事業の見直しについて検討します。 □教育・保育施設における特別な配慮や支援が必要な子の対応、医療的ケア児に係る専門職員の確保や支援体制の構築を図ります。 □特定教育・保育施設、特定地域型保育事業や放課後児童健全育成事業を行う事業者に対し、研修等の機会を提供し職員の資質向上を図ります。 □保護者のニーズに対応しながら、児童の放課後等における生活が充実するような学童育成クラブ等の運営に取り組みます。
-------------	--

③誰もが地域の中で豊かに子育てできる環境づくり

現 状	【取組の振り返り】 ○関係機関との連携を強化し、困難な問題を抱える家庭や子どもの虐待発生予防や早期発見、早期対応に努めています。また、ひとり親家庭への自立支援や障がいのある子どものいる家庭への支援など、援助を必要とする家庭への支援を行っています。 ○児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応のため、健康診査や保健指導などを実施し、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握に努めています。 ○令和4年度に「ヤングケアラー支援関係部署連絡会」を設立し、関係部署間で情報共有するとともに必要な支援につなげる支援体制を整備しました。 ○令和4年度に「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、保健福祉センター内にはぐくみルームを整備し、専門職を配置して子ども等に関する相談全般に対応しています。また、令和6年度からは「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を有する「こども家庭センター」を設置しました。 ○すくすく親子教室で、令和4年度から保育所等訪問支援事業を開始し、発達に遅れのある子どもへ専門的な支援を行っています。 ○支援に関わる関係機関や次のライフステージに関わる支援機関との間で、子どもの成長を記録するサポートファイルを活用しながら、途切れない支援体制づくりに努めています。 ○ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当等の拡充を図りました。 ○生活保護世帯やひとり親家庭など低所得世帯への支援として、学習用品の援助や学校給食費の補助を行っています。 ○コロナ禍の影響により子どもたちが社会的孤立に陥らないように、中学3年生を主とした学習会を実施しました。また、不登校又は教室に入れない児童生徒の心のケア及び学習サポートを行い、子どもの居場所を提供しています。 ○多子世帯の経済的負担を軽減するため、第3子以降の児童生徒の給食費を無償化しました。 ○子どもへの接し方などに悩みを抱えている家族を対象に、ペアレント・トレーニング講座を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行っています。 ○登下校時に子どもが犯罪や事故の被害に合わないよう、関係機関や地域と連携して見守り活動を行っています。 ○小佐野保育園の耐震化を改善するため、補助金を交付して施設の改築を行いました。 ○教育・保育施設等を対象とした避難確保計画策定に係る講習会を開催し、洪水・土砂災害などの災害に対応するための知識を得る機会を提供しました。 ○広報かまいし、釜石市ホームページ、釜石市LINE及び子育て応援アプリを活用して、子育ての情報発信に努めています。 ○子育て家庭が集える場として、地域住民や子どもの保護者を対象としたワークショップを開催し、令和3年度に鈴子広場を整備しました。
--------	---

現 状	【ニーズ調査等の結果】 ■子育てに関する情報入手方法について、「インターネット」が69.1%でもっとも多く、「保育所、こども園、幼稚園、学校等」が68.7%、「親族」が58.5%と続いています。 ■欲しい情報では「子どもの遊び場」がもっとも多く、「子どもが参加できるイベント」、「子どもの発育や病気」と続いています。 ■母子手帳アプリ『Hug♡me』を利用したことがある人は14.1%。 ■釜石市赤ちゃんの駅を、今後利用したい人は51.4%。 ■経済状況では、ひとり親世帯の方が比較的に「苦しい」と回答する傾向が見られます。 ■経済的理由により子どもが経験したことでは、「どれにもあてはまらない」が50.9%でもっとも多く、次に「趣味やレジャーの出費を減らした」が41.9%となっています。 ■市内の公園の多くに鹿のフンがあり、小さい子どもを安心して遊ばせることができない。 ■雨の日や土日子どもが遊べる室内の遊び場がほしい。 ■公園の遊具や老朽化したトイレ等の改修してほしい。 ■子どもが、釜石で伸び伸び成長でき、いろいろな経験が出来るような環境になるようお願いしたい。
--------	---



課 題	⇒特別支援教育支援員等に対する研修の機会を設定し、専門的知識を学ぶとともに日常的な支援のあり方について指導・助言を行う必要があります。 ⇒支援が必要な子どもの増加に伴い保育士等の確保が必要とされています。 ⇒特定教育・保育施設、特定地域型保育事業や放課後児童健全育成事業を行う事業者に対し、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受入れを促進させるために、職員の資質向上を図るとともに施設等への支援体制が必要です。 ⇒支援が必要な子どもの早期発見のために、関係機関による支援会議の開催、専門相談機関へのつながを行い、総合的・包括的な総合支援体制の実現に向けて取り組む必要があります。 ⇒様々な情報発信ツールがあることから、必要とされている情報発信ツールを検討する必要があります。 ⇒ニーズ調査の結果から、土日に利用ができる室内の遊び場の整備や老朽化した公園の遊具及びトイレ等の改修を検討する必要があります。
--------	--



方 向 性	□ こども家庭センターと関係部署との連携を強化し、児童虐待の早期発見及び早期対応に引き続き取り組みます。 □ インクルーシブな保育の定着に向けて、啓発活動を行いながら特別な支援が必要な子どもの受入れを促進します。 □ 困難な問題を抱える家庭や子どもの早期発見に努め、寄り添った支援を引き続き行います。 □ 貧困家庭やひとり親への経済的支援を引き続き行います。 □ 各種情報発信ツールを活用しながら、子育て支援サービスの情報提供を行います。 □ 保護者等のニーズに沿った子どもの遊び場の環境を整えます。
----------------------	---

④生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり

現 状	【取組の振り返り】 ○妊娠期、乳児期、幼児期、学齢期など各ライフステージに応じた食育の取組や思春期講演会、デートDV、SNSの利用に関する教育など、心と身体の健康づくりに関する取組を行っています。 ○第3次食育推進計画を策定し、各年代に対して食育の推進に取り組んでいます。 ○上中島児童館の運営を強化しながら健全な遊びを通した児童の育成に取り組んでいます。 ○「確かな学力」を身に付けさせるため、育成を目指す資質・能力を明確にした授業づくりを行ったうえで、校内研究会を実施しています。 ○子どもたちが自然体験を通して郷土愛を育むことを目的として、自然体験活動を行う団体等に対し補助金を交付しています。 ○民間団体等が子ども食堂等の食の提供を行う事業に要する経費に対し、補助金を交付しています。 【ニーズ調査等の結果】 ■こどもの居場所として今後利用させたい施設に「公園や校庭などの外遊び」が76.7%、「児童館、公民館、図書館」が63.8%、「体育館などの室内の遊び場」が51.8%となっています。 ■スマホやゲームを「平日3時間以上使っている」が、小学生は11.8%、中学生は26.9%。 「休日3時間以上使っている」が、小学生は32.5%、中学生は57.5%。 ■親中心の生活リズムに合わせるので子どもの寝る時間が遅い。 ■子どもに携帯電話をおもちゃとして預けたり、親も一緒に子どもとゲームをしている。 ■親の好みで嫌いな物が食卓に出ないため、好き嫌いが多い。 ■地域の子育てのコミュニケーションが不足している。
--------	--



課 題	⇒新型コロナウイルス感染症や岩手県立釜石病院参加の規模縮小の影響により、思春期を対象とした助産師を講師とする学習機会の提供ができなかったため、引き続き学習の機会を提供する必要があります。 ⇒地域のつながりの希薄化や子どもを取り巻く環境の変化などにより、子どもが安心して過ごせる居場所づくりが求められています。 ⇒両親が共働きのため、生活習慣が不規則になっている園児・児童がいます。 ⇒子育て世帯の保護者に対し、学習の機会を提供しているが、参加者が少ないことから提供内容を検討する必要があります。
--------	---



方向性	□中学生及び高校生を対象とした、子どもを産み育てること及び生命の大切さに関する教育支援の充実を図ります。 □子どもが安心して過ごせる居場所づくりの推進を図ります。 □子どもの意見を反映した教育環境づくりに努めます。 □保護者に子育てや教育、食育や生活習慣等に関して学べる機会を提供します。
-----	--

⑤生活も仕事も充実し両立する環境づくり

現 状	【取組の振り返り】 ○しごと・くらし・サポートセンターにおいて専門家による相談対応や求人応募支援を行っているほか、事業者に対してセミナーの開催などを通じて支援を行うことで就労につながっています。 ○本市では、法律改正に合わせた育児休業取得回数の制限緩和措置や男性職員の育児休業取得促進を図っています。 ○企業訪問等の機会ごとに、市内企業に対し制度の周知と社内での積極的な取組及び認定申請の勧奨等を行い、新たに子育て応援企業として5団体を認定しました。 【ニーズ調査等の結果】 ■子育てでの悩みごとでは「子どもとの時間を十分にとれない」が21.9%で3番目に多い。 ■父親が「育児休業を取得した」割合は11.5%で、取得率が伸びなかった理由としては、「仕事が忙しかった」が38.6%と最も多く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」が32.6%となっている。 ■母親及び父親ともに「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えています。 ■親の仕事が忙しく疲れている。 ■仕事と子育ての両立の大変さや難しさで、保護者の心のゆとりがなくリフレッシュが少ないように感じる。
--------	---



課 題	⇒企業に対して、育児・介護休暇の取得促進及び支援制度等に係る周知を図っていますが、職場に育児休業を取りにくい雰囲気がまだあることから、引き続き子育てに関して職場の理解・促進を図る必要があります。 ⇒共働きの家庭が多いことから、男性が育児・家事に参加することで、女性の育児・家事の負担軽減を図る必要があります。 ⇒制度改正に伴い、男性の育児休業取得促進を図る必要があります。 ⇒民間企業へのイクボスの普及・啓発が進むよう更なる周知が必要です。
--------	--



方 向 性	□共働き・共育てを推進するために、男性の家事・育児への参加を促す取組を行います。 □ワーク・ライフ・バランスを普及させるために、市内企業へ釜石市子育て応援企業認定制度を周知し、子育てを地域全体で応援するといった社会全体の機運の醸成に努めます。 □パパママ準備教室など各種教室を通して、男性が協力して育児に取り組めるよう支援を行います。
-------------	--

8. 第2期計画 重点プロジェクトの評価

第2期の計画では、釜石市において必要となる事業を重点プロジェクトとして位置づけ、子ども子育て会議においてワークショップを開催し、3つのプロジェクトごとに評価項目を作成しました。この評価項目について、将来像、取組指標、役割分担について進捗状況を確認しながら、計画期間中に重点的に取り組んできました。

情報発信プロジェクト

(1) 将来像（5年後にこうなっていたら良いなと思う姿）

- ・広報の内容が充実している。
- ・LINEなどのSNSを活用して、細やかな情報を得ることができる。
- ・子どもがよく集まる施設に適切な情報が届いている。
- ・知っている人が情報をシェアし合えるプラットフォームの構築ができています。

(2) 指標

- ①ー1 広報紙に子ども・子育て支援ページを設け、子育て支援に関する情報を集約した形で情報を発信します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値(4年度)
広報に子育て情報を掲載した回数（子ども課・健康推進課）	24回	24回
広報に掲載した子育て情報の内容の充実度【保護者】 （充実している・やや充実している）	100%	68.1%
子育て情報（全体）の満足度（満足、やや満足）【保護者】	100%	74.2%

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
仕組み	・広報から他情報や多媒体に流れていく仕組みとなっている（ポータルサイトやLINE、ガイドブック、子育て支援アプリ、関係施設や関係機関のホームページ等の紹介をする）。
掲載情報	・全世代向けの子育て情報が掲載されている（虐待や子育てサポートの情報など）。 ・シリーズ化したコーナーが継続している。 ・写真やイラスト等を用いてわかりやすいデザインとなっている。 ・子育ての悩みQ&Aを掲載する（市民の質問を園の先生や医療関係者が答える等）

■成果

- ・広報かまいしに「こどもはぐくみ通信」掲載し、写真やイラストを用いながらコラムなどの子育て支援に関する情報発信を行い、広く周知を図っています。
- ・シリーズ化したコーナーを掲載しながら、施設情報等の紹介や園長先生のコラムなどを掲載しています。

■課題

- ・子育ての悩みや地域が行う子育て活動などを掲載するにあたり、広く情報の収集や調査を行いながら掲載に向けて進めていく必要があります。

■方向性

- ・幅広い年代へ周知できる「広報かまいし」を活用した子育て情報の発信
- ・子育て世帯が知りたい情報の収集・調査の推進

①ー2 子育て情報をプッシュ配信するための仕組みを構築します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値（4年度）
釜石市 LINE の友達登録数	累計 5,000 人	累計 5,070 人
プッシュ配信があつて助かったというエピソード	50 エピソード	42 エピソード

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
市民への広がり	・プッシュ配信が口コミで広がっている。背景として、「子育てに役立つ情報が得られるから、登録しないと損するよ」という感じになっている。
仕組み	・母子手帳にQRコードを付けて、必要な人は登録するようになっている。 ・プッシュ配信を通して相談できる、利用できる仕組みが構築される。
掲載情報	・今欲しい情報（医療、保育、教育、相談、UI ターン情報等）が備わっている。

■成果

- ・釜石市 LINE で、保育施設の空き状況や子育て支援センターだよりなど定期的な情報発信を行っています。
- ・子育て情報をプッシュ配信するために、新たに母子手帳アプリ「Hug♡Me(ハグ♡ミー)」を導入し、予防接種や健診日程、イベント情報などの情報発信を行っています。

■課題

- ・釜石市 LINE や母子手帳アプリ「Hug♡Me(ハグ♡ミー)」の登録者数を増やすためにも母子手帳交付時などで周知を強化する必要があります。
- ・母子手帳アプリや LINE 等を活用し、保護者が必要としている様々な子育て情報を検討し配信していく必要があります。
- ・プッシュ配信を通して相談できる仕組み体制の構築づくりに向けて検討する必要があります。

■方向性

- ・母子手帳アプリ「Hug♡Me(ハグ♡ミー)」の登録者数の増加
- ・釜石市 LINE や母子手帳アプリを活用した、必要としている様々な子育て情報の発信
- ・プッシュ配信を通して相談できる仕組み体制の構築づくり

①ー3 子育てポータルサイトを作成し、子育てに関連する情報を集約します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値（4年度）
子育てに関わる人がポータルサイトを知っている。（釜石市ホームページを見る、たまに見る）【保護者】	100%	39.3%
子ども課関連ページのアクセス数（子育て・教育）	10,000 回	7,610 回
知りたい情報がすぐに出てくる。（すぐ出てくる、まあまあ出てくる）【保護者】	100%	61.0%
釜石市ホームページの子育て内容の充実度（充実している、やや充実している）【保護者】	100%	20.3%

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
仕組み	・プッシュ配信との連携がある。 ・釜石市ホームページや広報かまいしからの導線がわかりやすくなっている。 ・「釜石 子育て」と検索すると、知りたい情報（子育て、健診、施設利用、悩み相談、イベント情報など）が見つけれられる。 ・各種申し込みまでスムーズに出来るようになっている。
掲載情報	・子育ての悩みQ&Aを掲載する（市民の質問を園の先生や医療関係者が答える等） ・写真やイラスト等を用いてわかりやすいデザインとなっている。 ・市が直接関わっていないものでも、外部リンクとして掲載されている（青空パーク等）。 ・園の行事などの情報をポータルサイトで一斉に見ることができる。 ・子育てに関連するイベント情報を掲載する。

■成果

- ・釜石市ホームページに子育て情報を掲載しながら、LINE や新たに導入した子育て支援アプリを活用し、釜石市のホームページに掲載している記事へアクセスするような情報発信を行っています。
- ・子育てに関するイベント情報についても、釜石市ホームページやLINE、母子手帳アプリを活用しながら周知を図っています。

■課題

- ・子育てポータルサイトの代わりとして、釜石市ホームページの子育て情報について、検索しやすいページに改善する必要があります。
- ・地域や関係機関、団体などと連携しながら情報収集を行うための仕組みづくり構築し、掲載に向けて検討していく必要があります。

■方向性

- ・釜石市ホームページの充実及びLINE や母子手帳アプリとの連携強化
- ・子育ての情報収集を行うための地域や関係機関との連携強化
- ・SNSなど様々な発信方法の検討

遊び場開拓プロジェクト

(1) 将来像（5年後にこうなっていたら良いなと思う姿）

- ・地域ごと（学区ごと）に公園がある。
- ・公園利用のマナーが良い。
- ・広い空間と美しい公園（トイレの整備）がある。
- ・利便性の良い公園（買い物のついでに）がある。
- ・安心して大人も子どもも過ごせる場がある。
- ・安心して遊べてランドマーク的な施設がある。

(2) 指標

②-1 新たに子育て世代が集える公園を1か所整備します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値（4年度）
子育て世代が集える公園の整備数	1か所	0か所
市内の公園の満足度（満足、やや満足）【保護者】	100%	41.4%
市内の公園の満足度（満足、やや満足）【児童福祉施設】	100%	20.3%

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
コミュニケーションが円滑な場所になる	・世代を超え、色々な人達が利用できる場所になっている。 ・親子が安心して遊べ、親同士のコミュニケーションの場になっている。 ・多世代での触れ合う機会がある。
施設整備と管理	・安全に安心して利用できるように整備と管理（遊具点検、花壇管理、見回り等）が行き届いている。 ・公園を活用したイベントが実施されている。 ・年齢に応じた遊び方ができるようになっている。
利便性	・利便性の良い公園になっている（駐車場の確保、買い物のついでに利用など）。

■成果

- ・復興整備事業により、新しい公園が増えたことで地域ごとに公園があり、利便性のより公園が増えました。
- ・鈴子広場を改修するにあたり、ワークショップを開催し、地域の方や子育て世帯、子どもたちからの意見を踏まえて、バスケットコートやインクルーシブ遊具などを設置しました。
- ・小佐野地域では、小中学校が合同で公園の清掃活動を実施しました。

■課題

- ・復興整備事業等で公園が増えたことにより、遊具などの設備や公園の維持管理について検討を進めていく必要があります。
- ・市内公園の課題と解決策や公園等を活用したイベントなどの開催について、市民等から意見を聞きながら、今後の事業の検討を進めていく必要があります。

■方向性

- ・子どもたちが安全に安心して遊べる公園にするための点検と整備の実行
- ・子育て世代や世代間交流を目的とした公園等を活用したイベントの開催

②-2 既存の公共施設について、子どもや保護者が集い利用しやすくなるように整備します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標名	目標値	実績値（4年度）
老朽化した施設や公園の改修数 （今後整備が必要な公園）	4 か所	0 か所
「赤ちゃんの駅」登録数	30 施設	29 施設
「赤ちゃんの駅」事業の認知度【保護者】	100%	74.1%
既存の公共施設の利用満足度【児童福祉施設】	100%	57.1%
子どもの遊び場としての既存の公共施設の活用度（よく活用している、まあまあ活用している）【保護者】	100%	55.6%

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
施設設備と管理	- 子育て家族が気軽に利用できる施設となっている。 - トイレがきれいに整備され、駐車場も整備されている。
キッズスペース	- 各地区生活応援センターなどの『赤ちゃんの駅』が利用されている。 - 公共施設にある既存の『キッズスペース』が充実されている。 - 子育てに関する情報が掲示、紹介されている。
イベント	子ども（親子）が気軽に参加して楽しめるイベントが開かれている。

■成果

- 令和5年度には大只越公園復旧整備事業を実施しました。
- 既存の公園の老朽化した遊具や水飲み場などの改修整備を行いました。
- 遊び場等として利用可能な公共施設を取りまとめ、釜石市ホームページで周知を図っています。
- 上中島こども園の子育て支援の一環として、親子で楽しめる遊び場として園を開放しています。

■課題

- 公共施設である児童館について、18歳未満のすべての子どもを対象とした健全育成型の児童館としての機能の充実を図るとともに、子どもの居場所としての役割を強化する必要があります。

■方向性

- 児童館や上中島こども園などの公共施設を活用した、子どもの遊び場の提供を行います。
- 「赤ちゃんの駅」の周知及び利用促進を引き続き行います。

- ②ー3 全ての子育て支援センターを充実させます。（取組内容変更）
（子育て支援センターを1か所、新たに開所します。【令和2年4月開設】）

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値（4年度）
子育て支援センターの相談件数	150件	214件
子育て支援センターの利用者数（全体）	8,000人	3,895人
子育て支援センターの利用満足度 （満足、やや満足）【保護者】	100%	64.7%

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
サービス	・子育て支援センターの充実が図られている（施設、設備、環境、職員、活動内容、相談体制等）。 ・個々に寄り添うような多様な子育て支援のニーズに合わせた対応となっている。 ・働いている人も利用できるように月に数回、土日も開所している。
連携体制	・気になる子、保護者を関係機関で包括的に見守れるように連携が取れている。 ・子育て支援センター同士や保育施設との交流がなされている。 ・行事への取組などセンター内だけでなく地域との関わりも広がっている。

■成果

- ・各子育て支援センターとの情報交換等を行うため、オンラインで、「子育て支援センター連絡会」を開催しています。
- ・「ガイドラインに基づく自己評価」及び「利用者向けアンケート」を各子育て支援センターで実施し、情報を共有しています。
- ・令和6年度から「※重層的支援体制整備事業」を開始したことから、その事業の一部として、各地区子育て支援センターにおいて、地域の連携や交流活動の実施、小学生のきょうだい利用などの取り組みを始めました。

■課題

- ・保護者の就労率の増加や出生数の減少により、子育て支援センターの利用者が減少していることから、利用者拡充を図る必要があります。

■方向性

- 各地区子育て支援センターと連携しながら、土日祝日等にイベント開催するなど利用者の拡充を進めます。
- 子育て支援センターを通して、包括的な相談支援や地域づくりなどを行いながら、地域住民の支援ニーズに対応していきます。

※重層的支援体制整備事業とは

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これらの3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、新たな機能として④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を加え、①から⑤までの事業を一体的に実施するもの。

子どもと家庭を守るプロジェクト

(1) 将来像（5年後にこうなっていたら良いなと思う姿）

- ・子育て相談の場が充実している。
- ・幼児教育についての情報提供の場やツールがある。
- ・地域での子どもの居場所がある。
- ・気になる子どもを関係施設で包括的に見守れるネットワークがある。

(2) 指標

③-1 子ども家庭総合支援拠点を整備します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値（4年度）
子ども家庭総合支援拠点の周知度	100%	—
子ども家庭支援員の配置人数	2人	2人
親子の交流スペースの確保の有無	有り	有り

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
支援	・すべての子どもとその家庭を対象に、相談全般から専門的な支援までを行なっている。
人材	・相談室や親子の交流スペースで相談対応をしたり、家庭に出向いて相談に対応する社会福祉士やソーシャルワーカーなどの人的配置や採用、育成が行われている。 ・子ども家庭支援員が配置される。
連携	・子ども家庭総合支援拠点の専門職員と保育施設や学校がつながるようなシステムが構築されている。 ・子ども家庭支援員が関係機関と連携して支援をしている。
相談の場づくり	・保健師、相談員などの専門職に気軽に話せる場となっている。

■成果

- 令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を整備し、保健福祉センター2階に相談室や交流スペースがある「はぐくみルーム」を整備しました。また、子ども家庭総合支援拠点の専門職員として、子ども家庭支援員（保健師・社会福祉士）2名及び心理担当支援員及び事務担当職員（会計年度任用職員）2名を配置し、「はぐくみルーム」で相談対応等を実施しています。
- 母子保健機能の「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能の「子ども家庭総合支援拠点」の一体的な総合支援を行うため、令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、両機能の連携協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目なくもれなく対応しています。

■課題

- 市民にとって身近な相談窓口となるよう「こども家庭センター」の周知を図るとともに、母子機能と児童福祉機能の連携を強化し、切れ目ない支援を行う必要があります。

■方向性

- こども家庭センターの周知を広く行うとともに、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援を行うため、母子保健機能と児童福祉機能で情報共有しながら、支援が必要な妊産婦や子育て家庭に適切な対応をしてまいります。

- ③-2 地域で活動する主任児童委員等が、児童虐待に関する各種研修等へ参加することを促進し、虐待の対応をする関係機関の専門性を強化し、地域での児童虐待等の発見、通告の促進、児童相談所や市への協力体制を促進します。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値（4年度）
児童虐待に関する研修等への参加者数（主任児童委員等）	50人	—
釜石市への児童虐待通告件数	10件	16件
関係機関との連携件数（児童相談所からの後方支援回数）	50件	54件

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
人材育成	・虐待についての各種研修会を実施することにより、地域での児童虐待の早期発見・通告がなされている。 ・虐待に関する知識を有する人材が増えることにより、児童相談所や市と情報を共有するための連絡体制を促進することができる。 ・主任児童委員等の役割が市民に周知されている。
連携	・専門員と地域を結ぶシステムが構築されている。 ・専門員と幼児教育施設や学校を結ぶシステムが構築されている。

■成果

- ・主任児童委員が主催する研修会において、当市における子どもの取り巻く状況への理解を深めるために、こども家庭課から情報提供を行っています。

■課題

- ・主任児童委員の役割及び活動内容について、市民、教育・保育施設、関係機関等への周知を図る必要があります。
- ・中学校区ごとに主任児童委員の連絡会を開催し、子どもの状況などの情報共有を行い活動していただく必要があります。
- ・専門職員と地域、幼児教育施設や学校を結ぶシステム構築を検討する必要があります。

■方向性

- ・主任児童委員へ情報提供を行うとともに、こども家庭センターと関係機関が一体となった支援体制の構築を図ります。
- ・主任児童委員の役割や活動内容について、市民や関係機関へ周知を図ります。

③ー3 児童虐待に関して、市民への意識啓発を行います。

■指標（5年後に目指したい姿）

【数値指標】※数値として把握するもの

指標内容	目標値	実績値(4年度)
虐待に対しての市民への周知啓発回数	年3回	年3回
虐待に関する市民向けの講座の定期開催(累計)	10回	0回
児童虐待発生件数(の減少)	0件	7件
関係機関との連携件数(児童相談所からの後方支援回数)	50回	54回

【取組指標】※以下の記載内容が取り組んでいるのか把握するもの

指標名	内容
市民意識	・地域の中で、市民ひとりひとりの虐待やDVへの意識が高まっている。 ・虐待についての各種研修会が実施され、市民が参加して学ぶことができる。
学校での学び	・学校（高校等）でDVや児童虐待について学んでいる。
連携	・関係機関との連携がしっかりできており、虐待を受けた子どもの心のケア、居場所づくり、そして自立支援までのシステムが構築されている。
相談場所	・悩んだときに相談できる場がそれぞれ存在する環境がある。

■成果

- ・児童虐待防止推進月間において、窓口でのチラシ等の配架、関係機関へのポスター等掲示やパンフレットを配布し、意識啓発に取り組んでいます。
- ・民生児童委員協議会において、児童虐待に関する研修会を実施し、意識を高め早期発見につながるよう取り組んでいます。

■課題

- ・児童虐待、DV、ヤングケアラーについて、さらに市民へより深く理解していただくため、広報等の周知や、児童虐待、DV、ヤングケアラーに関する講座や研修会の実施を開催していただく必要があります。
- ・学校や地域と連携し、子どもの居場所づくりを推進しながら孤立しやすい家庭を把握し、児童虐待防止に努める必要があります。

■方向性

- ・児童虐待防止推進月間を中心に、各種講座や研修会を開催し、児童虐待やDV、ヤングケアラーなどの啓発活動を実施します。
- ・子どもが悩みを相談できる場を提供することで、支援が必要な子どもや家庭を把握し、学校や地域と連携して児童虐待防止に努めていきます。

9. 幼児教育振興プランの評価

(1) 施策の体系

令和3年度に策定した釜石市幼児教育振興プランにおいて、施策ごとに幼児教育の推進施策の取組状況を基に計画において設定した施策体系に沿って、本市の幼児教育を取り巻く現状や課題について主なものを整理しました。

基本目標	施策
Ⅰ 幼児教育施設における教育内容の充実	(1)幼児教育施設の教育内容の充実
	(2)特別支援教育の充実
Ⅱ 家庭や地域との連携強化	(1)子育て支援の充実
Ⅲ 幼児教育と小学校との連携強化	(1)幼児教育施設と小学校との連携

①幼児教育施設における教育内容の充実

現状 (成果)	○令和4、5年度と岩手県幼児教育推進モデル指定研究事業のモデル地区として指定され、幼児教育施設職員の合同研修会の開催や園内研修の充実を図りました。 ○新たに釜石市幼児教育アドバイザーを配置し、各園に出向き保育等についてアドバイスをを行っています。 ○支援が必要な子について、教育委員会、児童発達支援事業所、相談支援専門員等と連携し、ケース会議を開催し情報の提供及び共有を行っています。
課題	⇒各施設での公開保育を実施し、幼児教育の推進を図る必要があります。 ⇒各施設に幼児教育アドバイザーを育成・配置することで、自園での園内研修の充実を図る必要があります。 ⇒幼児教育施設に通う園児の中には、生活の基本（リズム）が親中心となっている家庭が見受けられます。 ⇒特別な配慮や支援が必要な子が増えており、子どもへの対応の仕方に困っている職員が多く見受けられます。
方向性	□各施設に幼児教育アドバイザーを配置するために、研修等の機会を提供します。 □職員の質を向上するため、市内幼児教育施設における研修・研究の充実を図ります。 □幼児教育施設においても、基本的生活習慣の定着に取り組んでまいります。 □特別な配慮や支援が必要な子への関係各課との連携・支援を行ってまいります。

②家庭や地域との連携強化

現状 (成果)	○幼児教育施設においてコロナ禍で活動が制限されたため、親子がふれあう活動や世代間交流の実施が出来ませんでした。 ○子育て支援センターでの子育て相談や、子育て世代包括支援センターにおいて子育て相談を実施しています。 ○乳幼児健診や各種教室を開催した際に、子育てに関する助言や指導を行っています。
課題	⇒教育振興運動の全県共通課題である「情報メディアとの上手な付き合い方」の普及啓発が引き続き必要です。 ⇒働いている保護者が多いため、各講座を開催しても参加者が少ないのが現状です。
方向性	□親子が触れ合う体験教室の実施を行います。 □地域と連携した家庭教育や世代間交流の充実を図ります。 □保護者向けの学習講座を開催し、生活習慣の定着をはかります。 □子育ての相談機関である、子育て支援センターやこども家庭センターなどの相談機関の充実を図ります。

③幼児教育と小学校との連携強化

現状 (成果)	○釜石市幼児教育施設合同研修会を開催することにより、各園から参加した職員同士の交流が図られました。 ○園内研修会の開催により「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」について、具体的な姿を共有することができました。 ○幼保小連携研修会を実施することで、小学校と幼児教育施設職員の意見交流を図りました。
課題	⇒幼児教育施設で行う園内研修会に小学校教諭が参加することにより、小学校との接続をスムーズに行う必要がある。 ⇒スタートカリキュラムの活用方法について、園長会議や合同研修会等で周知していく必要があります。 ⇒各教育・保育施設へ指導指針を活用するための実践例などを周知していく必要があります。
方向性	□幼児教育施設職員間の情報共有及び交流推進を図るために、引き続き合同研修会を開催します。 □幼保小連携研修会を実施することで、情報交流の機会を提供し幼児教育施設と小学校との連携に努めていきます。

(2) 施策の方向に基づいた目標値の進捗状況について

令和3年度に策定した釜石市幼児教育振興プランにおいて、施策ごとに設定している指標から進捗状況を確認した結果は次のとおりです。

①【施策1】 幼児教育施設の教育内容の充実

研修会等を実施している園の割合は、93.3%に(14/15 園)にとどまっており、引き続き、研修会の継続開催と内容の充実に努めます。

主要な指標	キーワード	単位	目標	現状の推移	
			令和7年度	令和元年度	現状(令和5年度)
園内での研究会・検討会・研修会等を計画的に実施している園の割合	園内研究会等の充実、教育課程・保育課程の見直し	%	100%	82.4%	93.3%

②【施策2】 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする園児に個別の指導計画を作成する園の割合は、93.3%に(14/15 園)にとどまっており、各幼児教育施設への周知に努め100%の作成を目指して取り組みます。

主要な指標	キーワード	単位	目標	現状の推移	
			令和7年度	令和元年度	現状(令和5年度)
特別な支援を必要とする園児に個別の指導計画を作成する園の割合	改善、充実、関係機関との連携	%	100%	88.2%	93.3%

③【施策3】 子育て支援の充実

保護者対象の学習機会の回数は、令和5年度で目標提供回数に達しており、引き続き、学習機会の提供に努めます。

主要な指標	キーワード	単位	目標	現状の推移	
			令和7年度	令和元年度	現状(令和5年度)
保護者への学習機会の提供回数	家庭における生活習慣等の定着	回	年10回	年7回	年19回

④【施策4】 幼児教育施設と小学校との連携

5歳児の育ちを促す共通の指導指針に基づいた取組を行っている園の数は、100%(11/11 園)で、目標は達成しております。

主要な指標	キーワード	単位	目標	現状の推移	
			令和2年度	令和元年度	現状(令和5年度)
5歳児の育ちを促す共通の指導指針に基づいた取組を行っている園の数	幼児教育施設の横の連携、小学校への適応	%	100%	76.9%	100%

第3章 計画の基本的考え方

1. 計画の基本理念

生まれる喜び 育てる楽しさ こどもまんなか かまいしの未来

子どもは地域の宝です。すべての子どもの誕生が家庭や地域から祝福され、子育て家庭が安心しておおらかに子どもを育てることができ、子どもを取り巻く地域の人たちがゆるやかに結びつくことにより、子どもが生まれ育った環境によって現在や将来が左右されずに、子どもの最善の利益が確保され、子どもが主体的に自分らしく成長できる、子ども・子育てにやさしいまち『かまいし』をめざします。

2. 計画の基本的な視点

(1) 子どもの幸せと命の大切さを考える視点：子どもの視点

社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもが、幸せを感じることができるよう、こどもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。

また、すべての子どもが健やかに育つよう、子どもの生命や人権を擁護し、利益を最大限に尊重するとともに、多様な環境で育つ子ども一人ひとりの実情に配慮した施策を推進します。

(2) 子育ての楽しさと幸せを感じられる視点：親の視点

子育て家庭が抱える身体的・経済的な負担や精神的な不安、孤立感、子育てをしながら働くことの大変さなど、子育て家庭を取り巻く環境に対し、すべての人や地域、社会の理解を促すとともに、それらを和らげることができる施策を推進します。

また、子育て家庭が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、子育てを通して親として成長できるよう、多様なニーズに合った支援を進めます。

(3) 地域社会みんなで子育てを支援する視点：地域の視点

子育ては、保護者に第一義的な責任がありますが、子どもも社会の一員であり、地域、企業、行政が連携・協働して子どもの成長を見守り、関わっていくことが大切です。

親子が喜びを感じ、家族の絆を感じることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現をめざし、企業などへのワーク・ライフ・バランスの啓発や社会資源を活用した子育て支援など、地域が子育てを支える施策を展開します。

3. 計画の基本目標

基本理念である「生まれる喜び 育てる楽しさ こどもまんなか かまいしの未来」を目指し、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境体制の充実

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、安心して出産や子育てに向き合えるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

また、子育て家庭が地域や社会から孤立することがないように、こども家庭センターが関係機関との連携を強化することによって、子育て家庭の状況を把握し適切に支援するとともに虐待対策としても取組を進めます。

- (1)母と子への切れ目のない健康支援
- (2)医療等の充実及び経済的支援
- (3)情報発信や子育てDXの推進

基本目標Ⅱ 健やかな成長を育む子育て支援、教育・保育サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスを充実させることや利用しやすい環境を整えるとともに、保育を始めとする子育て支援に関わる人を育成することで、多様な教育・保育サービスの充実を図ります。

また、子どもの遊び場や体験活動を推進するため、子どもや子育て家庭が過ごせる場所の環境づくりを推進します。

- (1)地域における子育て支援
- (2)遊びや体験活動の推進
- (3)幼児期の教育・保育サービスの充実と質の向上
- (4)特別支援教育の充実
- (5)幼児教育施設と小学校との連携強化

基本目標Ⅲ 援助を必要とする様々な家庭への支援体制づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境等によって左右されることのないように、児童虐待の防止対策や子どもの貧困対策、ひとり親家庭や障がい児、ヤングケアラー等の子どもへの支援の充実を図り、子どもの夢や希望をかなえられるよう各種取組を推進します。

また、子育て家庭が地域や社会から孤立することがないよう、保育・教育施設や地域等と連携を強化することにより子育て家庭の状況を把握し、早期に適切な支援につながるよう努めます。

- (1)援助を必要とする子どもへの支援 (2)援助を必要とする家庭への支援

基本目標Ⅳ 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり

地域における児童の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、保護者に向けた子育てや教育、子どもとの接し方を学ぶ機会の充実を図ります。

また、子どもたち一人ひとりの権利を保障し最善の利益を図るため、様々なこどもたちからの意見聴取を図りながら、子どもの居場所づくりや社会参画を推進します。

- (1)思春期の心と身体 の健康づくり (2)放課後児童の健全育成の推進
(3)子どもの居場所づくり (4)子どもの安全の確保
(5)子どもの生きる力を育成する教育環境の整備 (6)子どもの社会参画

基本目標Ⅴ 生活も仕事も充実し両立する環境づくり

共働き世帯が多い中、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めるため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や柔軟な働き方を取り入れることなど、企業に向けた啓発を推進します。

また、妊娠中や子育て中の女性に偏る家事・子育ての状況の解消に向けて、男性の育児休暇の取得促進や家庭内での役割分担意識の醸成に努めます。

- (1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための環境づくり

4. 重点施策

本計画では、事業評価やニーズ調査、重点プロジェクトやワークショップの意見等を行った結果、「ライフステージに応じた母と子への切れ目ない支援体制の充実」「幼児教育施設における教育内容や特別支援教育の充実」「全ての子どもが安心できる居場所づくり」の3つの施策を重点施策と定め、計画期間中に取組を推進していきます。

重点施策1 ライフステージに応じた母と子への切れ目ない支援体制の充実

安心して妊娠・出産・子育てできるように、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、妊娠期、出産期、子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援体制を構築します。

また、妊娠・出産・産後の不安を解消し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国や県の事業を活用しながら様々な支援の取組を行います。

重点施策2 幼児教育施設における教育内容や特別支援教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期のことから、子どもの生きる力の基礎となる資質・能力を育成する必要があります。また、特別な支援を必要とする幼児が増加傾向にある中で、一人ひとりの子どもの障がいの状態や発達の段階に応じた支援・指導が求められています。このことから、どの幼児教育施設を利用しても充実した幼児教育を受けられるよう、研修等を実施しながら職員の質の向上を図ります。

なお、医療的ケアが必要な幼児及び特別な配慮や支援が必要な幼児に対しても安心して幼児教育を受けられるよう職員の確保や環境の整備の推進を図ります。

重点施策3 すべての子どもが安心できる居場所づくりの推進

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっている背景があります。また、価値観の多様化等により、居場所も多様なニーズが生まれています。このような中、全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動等の機会に接することにより、子どもの主体性や創造性を発揮して社会で活躍していけるような居場所づくりを推進します。

また、様々な課題や事情を抱えた子どもが、自分の居場所を見つけることができるよう、学校や関係機関と連携しながら支援を行います。

5. 施策の体系

本計画の施策体系は以下の通りです。

目標	施策	具体的な施策	事業
安心して妊娠・出産・子育てができる環境体制の充実	母と子への切れ目のない健康支援	こども家庭センターの充実	☒ こども家庭センターの周知 ☒ 切れ目ない支援体制づくり ☒ 妊婦等包括相談支援事業 ☒ 地域子育て相談機関の設置 ☒ 重層的支援体制整備事業の強化 ☒ 家庭相談管理システム導入活用の推進
		妊娠・出産・育児に関する相談・指導・講座の充実	☒ パパママ準備教室 ☒ 妊産婦訪問指導 ☒ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) ☒ 産前・産後サポート事業 ☒ 産後ケア事業 ☒ 産後うつスクリーニング ☒ もぐもぐごっくん教室 ☒ かみかみごっくん教室 ☒ ベビーマッサージ教室 ☒ 母子歯科保健事業 ☒ 子育て世帯訪問支援事業
		疾病の予防・早期発見	☒ 妊婦一般健康診査 ☒ 妊婦歯科健康診査 ☒ 産婦健康診査 ☒ 乳幼児健康診査(歯科健診) ☒ 2歳児いい歯健康診査 ☒ 4歳6か月児発達検査 ☒ 予防接種 ☒ 新生児聴覚検査 ☒ 眼科(屈折)検査 ☒ フッ化物洗口事業
	医療等の充実及び経済的支援	医療費等助成の充実	☒ 妊産婦医療費給付事業 ☒ 子ども医療費給付事業 ☒ 未熟児養育医療給付事業 ☒ 妊婦応援給付金事業 ☒ 妊産婦健康診査等アクセス支援助成金 ☒ 妊婦のための支援給付金
		経済的負担の軽減	☒ 地域子ども・子育て支援事業(ホッとカードの交付) ☒ 第2子以降の保育料無償化 ☒ 幼稚園、保育所等世帯内同時入所における第2子以降副食費の無償化 ☒ 第2子以降の給食費の無償化 ☒ 釜石市育英会奨学金制度
		周産期医療・小児医療の充実	☒ 産婦人科・小児科オンライン相談の実施 ☒ 小児救急医療啓発活動 ☒ 周産期医療情報ネットワークの活用
	情報発信や子育てDXの推進	情報の収集・整理、発信方法の充実	☒ ホームページ・LINE等による子育ての情報発信 ☒ 子育て応援アプリ運営事業 ☒ 子育て応援ガイドブックの発行 ☒ 子育てに関する情報収集 ☒ 広報かまいしへの子育て情報の掲載 ☒ 外国人への子育ての情報発信
		子育てに係る手続きの軽減	☒ 母子保健に係るデジタル化の推進 ☒ 子育て関連に係るデジタル化の推進

目標	施策	具体的な施策	事業
健やかな成長を 育む子育て支援・ 教育・保育サービ スの充実	地域における子育て支援	子育て支援の充実	☒ 地域子育て支援拠点事業(重層的支援体制整備事業) ☒ 利用者支援事業(重層的支援体制整備事業) ☒ 母子保健推進員活動 ☒ ファミリー・サポート・センター事業 ☒ 子育て短期支援事業 ☒ ブックスタート事業 ☒ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) ☒ 親子関係形成支援事業 ☒ 子どもの居場所づくり支援事業補助金
	遊び場や体験活動の推進	子どもや子育て家庭が過ごせる場所の充実	☒ 屋内の遊び場整備事業 ☒ 既存の公園の計画的維持管理 ☒ タンタンひろば～土曜園開放～ ☒ 子育て広場 ☒ おやこのアソビバ ☒ 釜石市赤ちゃんの駅 ☒ 移動式赤ちゃんの駅の貸出
		体験活動の推進	☒ 自然遊び場事業補助金 ☒ 幼児教育施設における体験活動の推進 ☒ 森と自然の育ちと学び自治体ネットワークの活用 ☒ ブックスタート事業(再掲) ☒ 読書活動の推進
	幼児期の教育・保育サービスの充実と質の向上	教育・保育サービスの充実	☒ 一時預かり事業 ☒ 延長保育事業 ☒ 病児保育事業(病後児対応型) ☒ 病児保育事業(体調不良児対応型) ☒ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(再掲) ☒ 幼児教育施設における基本的生活習慣の定着 ☒ 幼児教育施設における子育て支援の充実
		質の高い幼児教育・保育の推進	☒ 幼児教育施設職員合同研修会の開催 ☒ 指定園による公開保育研究会の開催 ☒ 幼児教育専門員訪問支援事業の活用 ☒ 幼児教育アドバイザーによる幼児教育施設への訪問支援
		教育・保育施設への支援及び人材の確保	☒ 釜石市医療・福祉等従事者奨学資金貸付 ☒ 釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金 ☒ 保育体制強化事業補助金 ☒ 保育所等におけるICT化推進事業補助金 ☒ 保育環境改善等事業補助金 ☒ 民間保育所等産休等代替職員費補助事業 ☒ 私立特定教育・保育施設等振興事業補助金 ☒ 教育・保育施設の大規模修繕への補助金交付 ☒ 保育所から認定こども園への移行支援
	特別支援教育の充実	障がいのある子どもの受入体制の整備	☒ 障がい児保育事業の実施 ☒ 保育所等入所に係る医療的ケア児ガイドラインの作成及び支援体制の構築 ☒ 医療的ケア児保育支援事業補助金 ☒ 障がい児保育事業(インクルーシブ保育)の実施に向けての検討 ☒ 私立特定教育・保育施設等振興事業補助金(再掲) ☒ 特別支援教育に関する教職員の理解促進 ☒ 関係機関との支援体制づくり
		早期療育に向けて関係機関との連携	☒ ケース会議の開催 ☒ 釜石市巡回相談事業 ☒ ことばの教室・幼児ことばの教室 ☒ 乳幼児健診における早期発見と児童発達支援へのつなぎ

目標	施策	具体的な施策	事業
健やかな成長を育む子育て支援・教育・保育サービスの充実	幼児教育施設と小学校との連携強化	幼児教育アドバイザーの育成・配置	☒ 幼児教育アドバイザー養成講座の受講及び助成 ☒ 幼児教育アドバイザーの委嘱及び配置 ☒ 幼児教育アドバイザーによる園内研修の充実 ☒ 幼児教育アドバイザーの交流活動の推進
		幼児教育施設と小学校との連携	☒ 幼児教育施設と小学校との交流活動の促進 ☒ 幼児教育施設との情報共有の機会の提供 ☒ 架け橋期のカリキュラムの開発及び活用 ☒ 5歳児の共通の指導指針の活用 ☒ 幼・保・小連携会議
援助を必要とする様々な支援体制づくり	援助を必要とする子どもへの支援	児童虐待対策の充実	☒ 家庭児童相談、養育訪問相談（養育支援訪問事業） ☒ 要保護児童対策地域協議会の開催 ☒ 関係者の講習会への参加促進 ☒ 児童相談所との連携強化 ☒ 女性支援事業 ☒ 産後うつスクリーニング（再掲） ☒ 妊産婦訪問指導（再掲） ☒ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業（再掲）） ☒ 児童虐待に関する周知啓発 ☒ 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認 ☒ 学校等における虐待等に関する相談体制の整備 ☒ 学校等との連携強化 ☒ 社会的養護の周知 ☒ 里親への支援の充実 ☒ 被虐待児への自立支援 ☒ こどもの居場所づくり支援体制強化事業
		障がい・発達に心配のある子どもの支援	☒ 特別支援教育支援員配置事業 ☒ すくすく親子教室 ☒ ことらっこ教室 ☒ 障がい児地域療育支援事業 ☒ 幼児教育施設職員合同研修会の開催（再掲） ☒ 在宅超重症児（者）等短期入所受入体制支援事業 ☒ 児童発達支援センターの設置に係る協議 ☒ 障がい福祉コーディネーターの設置 ☒ こどもの居場所づくり支援体制強化事業（再掲）
		ヤングケアラーへの支援	☒ ヤングケアラーの理解促進 ☒ ヤングケアラー実態調査の実施及び把握 ☒ ヤングケアラーへの相談体制の強化 ☒ ヤングケアラーへの支援の充実 ☒ 医療機関、福祉関係者、学校等との連携強化 ☒ こどもの居場所づくり支援体制強化事業（再掲）
		不登校の子どもへの支援	☒ 学習機会の提供 ☒ 学習支援を通した子どもサポート事業 ☒ 欠席した児童生徒への早期対応 ☒ いじめ防止対策 ☒ ICT活用による支援 ☒ 児童育成支援拠点事業 ☒ こどもの居場所づくり支援体制強化事業（再掲）

目標	施策	具体的な施策	事業
援助を必要とする 様々な支援体制づくり	援助を必要とする 家庭への支援 援助を必要とする 家庭への支援	ひとり親家庭の自立支援	☒ ひとり親家庭医療費給付事業 ☒ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ☒ 自立支援給付金事業 ☒ ひとり親家庭のサポート事業 ☒ ひとり親家庭等日常生活支援事業 ☒ 児童扶養手当 ☒ 子育て短期支援事業(再掲) ☒ 女性支援事業(再掲)
		子どもの貧困対策の推進	☒ 就学援助事業 ☒ 被災児童等に対する支援 ☒ 釜石市育英会奨学金制度(再掲) ☒ 学習支援を通じた子どもサポート事業(再掲) ☒ 子どもの居場所づくり支援事業補助金(再掲) ☒ 学校給食による教育支援 ☒ 学校等との連携強化(再掲) ☒ 自立相談支援事業(再掲) ☒ 自立支援給付事業(再掲) ☒ 子どもの貧困の早期発見 ☒ 子どもの貧困に関する周知、意識啓発 ☒ 保護者への就労及び自立支援
生きる力・創造性・ 社会性を育む教育 環境づくり	思春期の心と身体 の健康づくり	子どもを生き育てること及び生命の大切さの意義に関する教育支援	☒ 思春期講演会 ☒ デートDV予防啓発事業 ☒ 県立釜石病院助産師による性・いのちに関する出前授業 ☒ 自殺予防の普及啓発 ☒ 生命(いのち)の安全教育の実施
		発達段階に応じた食育の推進	☒ 子どもの生活リズム向上「RHYTHM プラン」の推進 ☒ 食に関する指導 ☒ 食育推進計画の推進 ☒ 食育に関する知識の普及啓発及び情報発信
	放課後児童の健全育成の推進	放課後児童の健全育成の推進	☒ 学童育成クラブの運営 ☒ 放課後児童健全育成事業の設備運営基準による運営 ☒ 学童育成クラブを運営する人材の育成・確保 ☒ 特別な支援が必要な児童の受入れ体制の整備 ☒ 学童育成クラブにおけるICT化推進事業 ☒ 学童育成クラブとの情報共有の機会の提供
		放課後子ども教室	☒ 放課後子ども教室の推進 ☒ 学童育成クラブと放課後子ども教室の連携実施
	子どもの居場所づくり	子どもの活動の支援	☒ 児童館運営 ☒ こどもエコクラブ ☒ わんぱく広場 ☒ 寺子屋事業 ☒ 小佐野キッズクラブ ☒ 平田キッズクラブ ☒ 世代間交流事業 ☒ わんぱくこども教室 ☒ 鶴住居地域交流会 ☒ おーい！むかしこ教室 ☒ 子どもの居場所づくり支援事業補助金(再掲) ☒ こどもの居場所づくり支援体制強化事業(再掲)

目標	施策	具体的な施策	事業
生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり	子どもの安全の確保	子どもを犯罪や事故から守るための活動の推進	☒ 交通安全教室 ☒ 登下校の安全確保: スクールガード、見守り隊 ☒ 通学路等への防犯灯の設置促進 ☒ 市道の街路灯の設置及びLED化 ☒ 都市公園・都市広場の安全管理 ☒ 未就学児使用道路・児童通学路の合同点検 ☒ 児童・生徒や保護者に対するサイバー犯罪の周知 ☒ 情報教育の推進 ☒ 性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化
		防災教育の推進	☒ 防災教育の推進 ☒ 児童福祉施設等における非常災害対策計画・避難確保計画の策定及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言 ☒ 釜石市少年消防クラブ ☒ 釜石市幼年消防クラブ
	子どもの生きる力を育成する教育環境の整備	学校教育の充実	☒ 保護者・家庭・地域との協働による学校経営の充実 ☒ 確かな学力を保障する教育活動の充実 ☒ 自己を律し、他人を思いやり、感謝する心の育成 ☒ 健やかな体を育成する健康教育の充実 ☒ 学校支援地域本部事業 ☒ 職場体験(インターンシップ)事業 ☒ 子どもの読書活動推進事業
		高等教育修学のための支援	☒ 釜石市育英会奨学金制度(再掲) ☒ 放課後等学習支援事業
		保護者教育に関する情報発信・学習機会の充実	☒ 子育て学習講座の開催 ☒ 「早寝・早起き・朝ごはん」の定着 ☒ 食に関する基本の習慣 ☒ 防災に関する意識啓発 ☒ 地域と連携した家庭教育の充実
	子どもの社会参画	子どもの権利に関する普及啓発	☒ 人権に関する啓発の推進 ☒ こどもまんなか児童福祉週間の啓発 ☒ 子どもへの情報発信の充実
		子どもの意見聴取・施策への反映	☒ 子どもの居場所での意見聴取 ☒ 支援が必要な子どもからの意見聴取 ☒ 「すこやか子育て基金」を活用したこども施策の推進
生活も仕事も充実し両立する環境づくり	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進のための環境づくり	共働き・子育ての推進と子育ての両立支援	☒ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 ☒ 多様な人材の就労サポートと活用推進 ☒ 男性の家事・子育てへの参加促進 ☒ 男女共同参画に関する学習の情報提供 ☒ 職員への制度説明と休暇等の取得促進 ☒ 男性育休の取得促進のための職場環境づくり
		仕事と生活の調和の自主的な取組に向けた企業への支援	☒ 育児休業、介護休業の取得促進への働きかけ ☒ 子育て応援企業認定制度の活用 ☒ 市役所における育児休業その他仕事と子育ての両立支援制度の定着促進 ☒ イクボスの普及・啓発

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境体制の充実

(1) 母と子への切れ目のない健康支援

① こども家庭センターの充実

こども家庭センターにおいて、幼児教育施設や医療機関等の各種機関と連携して、個々の家庭の状況に応じたサポートプランを作成し、家庭に寄り添った切れ目のない支援を行います。

事業名	内容	担当課
こども家庭センターの周知	ポスターの設置やチラシの配布、子育て応援ガイドブックへの掲載などにより、こども家庭センターの業務内容の周知を行い、身近な相談窓口となるよう努めます。	こども家庭課
切れ目のない支援体制づくり	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に切れ目のない包括的な相談支援体制をつくります。	こども家庭課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦・その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	こども家庭課
地域子育て相談機関の設置	妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て相談機関を地域に設置し、こども家庭センターとの連携及び調整を行います。	こども家庭課
重層的支援体制整備事業の強化	高齢や障がい、こども、生活困窮など複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制として「重層的支援体制」の構築を更に推進します。	地域福祉課
家庭相談管理システム導入 活用の推進	家庭相談のケース記録をシステムで管理し、活用することにより、情報の一元化及び業務の効率が図られるよう相談支援体制の強化に努めます。	こども家庭課

②妊娠・出産・育児に関する相談・指導・講座の充実

妊娠から出産・育児における様々な不安を解消させるため、個別訪問などによる各種相談や講座等を通じ、切れ目のない支援を行います。また、支援者がいない家庭、多胎家庭、外国人の方などの要支援者に対しては、適切な支援につながるよう、手厚くフォローします。

事業名	内容	担当課
パパママ準備教室	月1回、妊娠6～7か月の妊婦とそのパートナーに対し、妊娠中の過ごし方の講話及び、パートナーの妊婦体験を行います。また、ベビーマッサージ教室も開催し、参加乳児との交流会も行います。	こども家庭課
妊産婦訪問指導	妊娠中から関わりが必要な妊産婦に対し、医療機関と連携を図りながら訪問指導及び、助言を行います。	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	こども家庭課
産前・産後サポート事業	切れ目のない支援の強化を目的に妊婦及び月齢の近い子どもを持つ母親が集まり、助産師等の専門職が不安や悩みを傾聴し、妊娠、出産、子育てを応援するサロンを開催します。また、助産師等が妊産婦の個別相談、個別訪問、新生児訪問を行います。	こども家庭課
産後ケア事業	助産師等の専門職が中心となって、産後1年未満の産婦に対して日帰りで心身ケアや育児サポート等の支援を行います。	こども家庭課
産後うつスクリーニング	新生児及び乳児訪問時、産婦に対しEPDS(エジンバラ産後うつ病自己質問票)を実施し、産後うつの早期発見、育児に関する相談を受け不安解消に努めます。	こども家庭課
もぐもぐごっくん教室	5～6か月児とその保護者を対象に離乳食指導を行います。	健康推進課
かみかみごっくん教室	7～12か月児とその保護者を対象に離乳食指導を行います。	健康推進課
ベビーマッサージ教室	母子の愛着形成を促す目的で、4～12か月児を対象に教室を開催します。	こども家庭課
母子歯科保健事業	妊婦及び乳幼児とその保護者を対象に母子健康手帳交付時の妊婦歯科健診受診票の発行や乳幼児健診時に歯科保健指導、相談を行います。また、教育・保育施設やすくすく親子教室(療育教室)・子育て支援センター等に出向き、むし歯予防についての啓発普及、歯科保健指導、相談を行います。	こども家庭課 健康推進課

事業名	内容	担当課
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	こども家庭課

③疾病の予防・早期発見

各種健診により疾病の予防や早期発見に努めるとともに、健診受診率の向上を図るため、様々な機会を通じて受診勧奨を行います。

事業名	内容	担当課
妊産婦一般健康診査	妊娠中の経過に異常がないか疾病を早期発見するための健診です。母子健康手帳交付時に受診票を発行します。	こども家庭課
妊婦歯科健康診査	妊娠中の口腔内の異常を早期発見するための健診です。母子健康手帳交付時に受診票を発行します。	こども家庭課
産婦健康診査	産後2週間と1か月時に産後の経過に異常がないか確認するための健診です。母子健康手帳交付時に受診票を発行します。	こども家庭課
乳幼児健康診査（歯科健診）	県内小児科での個別健診や月1回集団健診を行います。 時期に応じて受診票を発行します。 ・1か月児健康診査（個別健診） ・3～4か月児健康診査（個別健診） ・6か月児健康診査（集団健診） ・1歳6か月健康診査（個別健診・歯科健診） ・9～10か月児健康診査（個別健診） ・3歳児健康診査（個別健診・歯科健診）	こども家庭課
2歳児いい歯健康診査	2か月に1回集団健診にて歯科医師の診察、歯科衛生士による歯磨き指導・フッ化物塗布、栄養講話、保健師による問診、希望者に公認心理師による個別の発達相談などを行います。	こども家庭課
4歳6か月児発達検査	月1回、幼児ことばの教室の先生による言葉の検査、保健師による問診、歯科保健指導及び、希望者に個別栄養指導と個別の発達相談を行います。	こども家庭課
予防接種	各種予防接種を行います。	健康推進課
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見・早期支援に有効な新生児聴覚検査の費用の一部助成を実施します。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
眼科(屈折)検査	視力の発達の遅れ(弱視)や眼疾患 を早期に発見して治療につなげるため、幼児教育施設において3歳児を対象に屈折検査を実施し、弱視の早期発見に努めます。	こども家庭課
フッ化物洗口事業	全ての幼児フッ化物洗口の継続を支援することで、う歯有病率の低減と、う歯を予防することにより健全な口腔機能の獲得を目指します。	健康推進課

(2) 医療等の充実及び経済的支援

①医療費等助成の充実

妊娠から、出産・育児における経済的負担を軽減するため、医療費等の助成を行います。

事業名	内容	担当課
妊産婦医療費給付事業	妊娠5か月に達する日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月末日までの妊産婦に対し、医療機関で支払った保険診療に係る医療費を給付します。	市民課
子ども医療費給付事業	0歳から高校生年齢帯までの児童を対象に医療機関で支払った保険診療に係る医療費を給付します。	市民課
未熟児養育医療給付事業	身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、養育医療に係る入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担分を給付します。	こども家庭課
妊婦応援給付金事業	出産を控えている妊婦が安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊婦応援給付金を支給します。	こども家庭課
妊産婦健康診査等アクセス支援助成金	医療圏内での健康診査、出産が出来なくなったことで不安を抱える妊産婦の通院にかかる経済的負担を軽減するため、交通費と出産時期の宿泊費を助成します。	こども家庭課
妊婦のための支援給付金	妊娠等へ経済的支援と伴走型相談支援を効果的に組み合わせ実施し、妊婦への総合的な支援を図るために、妊婦のための支援給付金を支援します。	こども家庭課

※給付の種類・課税状況により自己負担額は異なります。

②経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料や給食費の一部無償化などを行います。

事業名	内容	担当課
地域子ども・子育て支援事業(ホッとカードの交付)	幼稚園・保育所等に入所していない未就園児が一時預かり保育、病後児保育及びファミリー・サポート・センター事業等を利用する際に使用できる「ホッとカード」を交付します。	こども家庭課
第2子以降保育料無償化	世帯が監護する第2子以降の園児の保育料を無償化します。	こども家庭課
幼稚園、保育所等世帯内同時入所における第2子以降副食費の無償化	就学前教育・保育を受けている兄・姉をもつ園児(第2子以降の園児)の副食費を無償化します。	こども家庭課
第2子以降の学校給食費の無償化	子育て世帯の経済的負担を軽減し子育て支援を推進するため、第2子以降の学校給食費を無償化します。	学校給食センター
釜石市育英会奨学金制度	釜石市民である優秀な学生であって、経済的な事由により修学の困難な者に対して、学費の貸与を行うことにより修学の機会を与え、有用な人材を育成することを目的に奨学金を貸与します。	教育委員会 総務課

③周産期医療・小児医療の充実

医療機関と行政や地域が連携し、妊娠・出産・育児を安全かつ安心して行えるように支援します。

事業名	内容	担当課
産婦人科・小児科オンライン相談の実施	女性や子育て世代の時代に合わせたニーズと不安解消に答えるため、スマートフォンを利用して産婦人科医・小児科医・助産師に対し無料で相談できるサービスを提供します。	健康推進課
小児救急医療啓発活動	釜石医師会に委託し、医師による講演等を実施し、教育・保育施設職員や保護者に対して小児救急医療に関する知識を啓発し、救急時における対応力の向上を図ります。	健康推進課
周産期医療情報ネットワークの活用	岩手県内の医療機関や市町村などの間をインターネット回線で結び、妊産婦の健診情報や診療情報を共有して、保健・医療関係者の綿密な連携を図ります。	こども家庭課

(3) 情報発信や子育て DX の推進

①情報の収集・整理、発信方法の充実

必要な情報を適切に取得し活用できるように、育児に関する情報を幅広く提供します。

事業名	内容	担当課
ホームページ・LINE 等による子育ての情報発信	釜石市のホームページから、情報を簡単に探し出せるようにリニューアルをするほか、LINE 等を活用したプッシュ式の情報発信を行います。	こども家庭課
子育て応援アプリ運営事業	母子手帳アプリで、子育てに関する有用な情報を発信し、子育てに対する不安感や孤立感の解消を図ります。	こども家庭課
子育て応援ガイドブックの発行	子育て支援に関する情報を1冊の冊子にまとめ、市内の各所で配布し、転入世帯や初めて子どもを持つ世帯へまとめた情報提供を行います。	こども家庭課
子育てに関する情報収集	子育て世帯が知りたい情報を見つけることができるように、各施設や子育てに関する情報を収集・調査し、情報提供します。	こども家庭課
広報かまいしへの子育て情報の掲載	市の広報紙に子育て関連情報のコーナーを設け、子育てに関する情報をまとめて提供します。	こども家庭課
外国人への子育ての情報発信	簡単な日本語や外国語で子育て情報を発信するほか、窓口における通訳支援を活用しながら、外国人にとって分かりやすい情報発信を行います。	こども家庭課

②子育てにかかる手続きの軽減

子育て世帯などが必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な手続きをパソコンやスマートフォン等で行うことができるように取り組みを進めていきます。

事業名	内容	担当課
母子保健に係るデジタル化の推進	各種健診の問診票や健診結果をデジタル化し、電子版母子手帳等を発行することで、妊産婦の利便性向上に努めるとともに、健診等に係る事務的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
子育て関連に係るデジタル化の推進	保育所の入所や児童手当の申請などに係る手続きをオンライン化することにより、子育て世帯などの負担を軽減するとともに、職員や保育士等の事務的負担の軽減を図ります。	こども家庭課

基本目標Ⅱ 健やかな成長を育む子育て支援、教育・保育サービスの充実

(1) 地域における子育て支援

①子育て支援の充実

地域の中で子育てを見守り支援していくことができるように、各種事業を周知するとともに、支援者のサポートや各種活動を、関係機関との連携を強化して取り組みます。

事業名	内容	担当課
地域子育て支援拠点事業 (重層的支援体制整備事業)	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、地域子育て支援センターでは、地域における子育て支援の拠点や相談機関として、子育てに関する各種支援機能の充実を図ります。	こども家庭課 (地域福祉課)
利用者支援事業 (重層的支援体制整備事業)	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するために、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援体制を構築します。	こども家庭課 (地域福祉課)
母子保健推進員活動	各種乳児健診や教室及び、がん検診時の託児などを行います。	こども家庭課
ファミリー・サポート・センター事業	地域の有償ボランティアが行う、子どもの預かりサービスを広く周知し、利用促進を図ります。また、ボランティア講座を開催し、サポーターの増員を図るとともに、サポーター間の交流・情報交換の支援を行います。	こども家庭課
子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童福祉施設において一定期間養育を行います。	こども家庭課
ブックスタート事業	「もぐもぐごっくん教室」参加者への読み聞かせと、全乳児を対象としたブックスタート用絵本のプレゼントを実施し、心健やかな成長を支援します。	まちづくり課 (図書館)
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象とし、こどもの育ちを応援するため、教育・保育施設等で月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育を提供します。	こども家庭課
親子関係形成支援事業	子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	こども家庭課
子どもの居場所づくり支援事業補助金	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境づくりを図るため、市民活動団体等が行う子ども食堂等の食の提供を伴う事業に対し補助金を交付します。	こども家庭課

(2) 遊び場や体験活動の推進

①子どもや子育て家庭が過ごせる場所の充実

誰もが釜石で子育てしたいと思えるような遊び場の整備及び維持管理を進めるとともに、悩みや不安を抱えた保護者が孤立しないように、親同士あるいは世代間の交流の場となるような居場所づくりを進めます。

事業名	内容	担当課
屋内の遊び場整備事業	子育てしやすい環境づくりへ向けて、雨の日など天候に左右されず年間を通して遊べる屋内遊び場を整備します。	こども家庭課
既存の公園の計画的維持管理	既にある公園の修繕が必要な遊具や老朽化した公園施設等を計画的に改修します。	都市計画課
タンタンひろば ～土曜園開放～	市内の未就学児の親子を対象に、こども園のホールや園庭を開放し子どもの遊び場を提供するとともに、保護者支援も行います。	上中島こども園
子育て広場	鶴住居子育て支援センターと鶴住居地区生活応援センター、栗橋地区生活応援センターの3者が共催し、育児中の親子が集まる場を提供し、お互いの交流を図るとともに子育てに関する相談に応じます。	鶴住居地区生活応援センター 栗橋地区生活応援センター
おやこのアソビバ	未就学児の親子が天候に左右されず遊べる場所を提供するとともに、地域との交流も行います。	平田公民館
釜石市赤ちゃんの駅	乳幼児を連れた人が、外出中に授乳やオムツ替え等のために立ち寄ることができる場所を赤ちゃんの駅として認定します。	こども家庭課
移動式赤ちゃんの駅の貸出	屋外でのイベント等の際に乳幼児を連れた方が授乳やオムツ替えができるよう、テント等の貸出を行います。	こども家庭課

②体験活動の推進

子どもの豊かな心や創造性を育むため、体験の機会の確保・充実に向けた取組を行います。

事業名	内容	担当課
自然遊び場事業補助金	多様な自然体験を提供できること並びに自然体験を通じて子どもたちが豊かな心を持ち、郷土愛を育むことを目的として、子どもたちの自然体験活動を実施する民間団体等へ補助金を交付します。	こども家庭課
幼児教育施設における体験活動の推進	集団生活の中で、遊びや体験を通して認知的スキルや社会情動的スキルを育むことで、子どものウェルビーイングの向上を目指します。	こども家庭課
森と自然の育ちと学び自治体ネットワークの活用	森と自然を活用した保育と幼児教育の質の向上と充実のための取り組みについて、開催フォーラムを通じて情報を収集し幼児教育の推進に努めます。	こども家庭課
ブックスタート事業(再掲)	「もぐもぐごっくん教室」参加者への読み聞かせと、全乳児を対象としたブックスタート用絵本のプレゼントを実施し、心健やかな成長を支援します。	まちづくり課 (図書館)
読書活動の推進	「釜石市子どもの読書活動推進計画」に基づき、乳幼児期からの発達段階に応じた子どもの読書活動を推進します。	まちづくり課 (図書館)

(3) 幼児期の教育・保育サービスの充実と質の向上

①教育・保育サービスの充実

家庭ごとのニーズに沿った保育を実施するため、教育・保育サービスや地域子ども子育て支援事業の充実を図ります。

事業名	内容	担当課
一時預かり事業	保護者の疾病や家族の介護など、家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を、保育所等において一時的に預かり保育します。	こども家庭課
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を延長して保育を実施する事業で、市内9か所のこども園・保育所で実施しています。	こども家庭課
病児保育事業 (病後児対応型)	病後の子どもについて、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合、一時的に預かり保育する事業です。市内には1か所、ピッコロ子ども倶楽部桜木園に附設しており、1日の定員は3人となっています。	こども家庭課
病児保育事業 (体調不良児対応型)	保育中に熱を出すなど体調不良となった子どもを、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が保育する事業です。市内では神愛こども園と鶴住居保育園の2か所で実施しています。	こども家庭課
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度) (再掲)	6か月から満3歳未満の未就園児を対象とし、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、教育・保育施設等で月一定期間までの利用可能枠の中、こどもを受入れ保育します。	こども家庭課
幼児教育施設における基本的な生活習慣の定着	生活習慣が多様化する中で、起床や就寝のリズムの乱れや偏った食事や不規則な食事などの食習慣の乱れ、スマートフォン等の過度な利用などから心身が影響を受けることから守るため、各種機会を利用して家庭等と連携した取り組みに努めます。	こども家庭課
幼児教育施設における子育て支援の充実	就園前の親子が地域の中で子育てや親子の触れ合いができる場づくりを進めるとともに、子育て支援センターなどで気軽に相談できる環境の充実を図ります。	こども家庭課

②質の高い幼児教育・保育の推進

保護者の就労状況や生活状況の変化に影響されることなく、柔軟かつ一貫して子どもが教育・保育を受けられるよう、また、幼児期の教育・保育において質の高い事業を提供できるように取り組みます。

事業名	内容	担当課
幼児教育施設職員合同研修会の開催	保育者の資質の向上を図り、より良い遊びの環境構成や教育・保育過程の改善に活かせるよう、こども園・保育所・小規模保育事業所・幼稚園の教職員の合同研修会を開催します。	こども家庭課 学校教育課
指定園による公開保育研究会の開催	各年度、3つの指定園を定め、指定園での公開保育を開催することで、教育・保育の質の向上を図ります。	こども家庭課 学校教育課
幼児教育専門員訪問支援事業の活用	いわて幼児教育支援センターで実施している乳幼児施設経験のある専門員から、園内研修などに訪問し課題解決に向けて話し合いの支援やアドバイスをいただき、保育の質の向上に努めます。	こども家庭課
幼児教育アドバイザーによる幼児教育施設への訪問支援	幼児教育アドバイザーによる幼児教育施設への訪問指導を行い、園内研修会等の充実を図り、より質の高い幼児教育の実現に努めます。	こども家庭課 学校教育課

③教育・保育施設への支援及び人材の確保

保育士等の確保や保育士等の負担軽減に向けて、幼児教育施設等への支援を行います。

事業名	内容	担当課
釜石市医療・福祉等従事者奨学資金貸付	将来市内の施設で保育教諭等として就業しようとする学生に対し、奨学金の貸し付けを行います。 この奨学金は就業後一定の条件を満たせば返還が免除されます。	地域福祉課
釜石市福祉人材確保型奨学金返還補助金	医療・福祉部門において市内の事業所等で働く人材の確保と定住促進を図るため、奨学金の貸与を受け修学したのち、市内の事業所等において、対象資格に基づく業務に就労し、かつ現在奨学金を返還している人を対象に、奨学金返還額の一部を補助します。	地域福祉課
保育体制強化事業補助金	保育士の負担を軽減するため、保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置に係る経費を補助します。	こども家庭課
保育所等における ICT 化推進事業補助金	保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的とし、ICT 化を行うためのシステムの導入経費を補助します。	こども家庭課
保育環境改善等事業補助金	保育所等の保育環境改善を図るため、既存施設の改修等を行う事業の経費を補助します。	こども家庭課
民間保育所等産休等代替職員費補助事業	職員の健康を保持し、かつ、児童等の処遇を確保するため、民間保育所等が産休等代替職員を雇用する場合に要する経費を補助します。	こども家庭課
私立特定教育・保育施設等振興事業補助金	障がい児保育を充足させるために必要な人件費等及び障がい児の特性に応じた設備整備、必要な備品の購入等の受入れ体制の整備に要する経費を補助します。	こども家庭課
教育・保育施設の大規模修繕への補助金交付	築年数が経過した市内教育・保育施設の大規模修繕等を行うとともに、教育・保育を運営する設置者等に対して補助金を交付します。	こども家庭課
保育所から認定こども園への移行支援	認定こども園の移行を進めるため、制度の説明や相談、事務処理等について支援します。	こども家庭課

(4) 特別支援教育の充実

①障がいのある子どもの受入体制の整備

特別な支援を必要とする幼児が安心して幼児教育施設で過ごすことができるよう、障がいや医療的ケアに関する正しい知識の普及及び職員の専門性の向上を図るため、研修や相談の実施、情報交換などの機会を創出します。

また、障がい児や医療的ケア児などを保育所等に入所させるにあたり、ガイドラインの作成や必要な人件費・備品の購入等の受入れ体制の整備に要する経費を補助します。

事業名	内容	担当課
障がい児保育事業の実施	特別な配慮や支援が必要な子どもにも、集団保育を通して他の園児と同様に教育・保育を行います。	こども家庭課
保育所等入所に係る医療的ケア児ガイドラインの作成及び支援体制の構築	医療的ケア児に必要な支援体制を構築するためにガイドラインを作成し、医療的ケア児の保育所等入所に向けて関係課で協議をします。	地域福祉課 こども家庭課
医療的ケア児保育支援事業補助金	医療的ケア児が保育所等の受入れを希望する場合に、保育所等における受入れ体制を整備するため、職員配置等に係る経費を補助します。	こども家庭課
障がい児保育事業（インクルーシブ保育）の実施に向けての検討	上中島こども園とすすく親子教室が連携し、インクルーシブ保育を実施することで、私立にはない公立としてできる支援の必要性を検討します。	こども家庭課
私立特定教育・保育施設等振興事業補助金（再掲）	障がい児保育を充足させるために必要な人件費等及び障がい児の特性に応じた設備整備、必要な備品の購入等の受入れ体制の整備に要する経費を補助します。	こども家庭課
特別支援教育に関する教職員の理解促進	施設職員向け障がい児保育等の研修を開催します。	こども家庭課
	就学支援担当者説明会等の開催を行います。また、就学支援に係る個票の提出並びに巡回相談の実施を行います。	学校教育課
関係機関との支援体制づくり	支援に関わる関係機関や次のライフステージに関わる支援機関との間でサポートファイルを活用し、支援の引継ぎを行い支援が途切れることがないようにコーディネートを行います。また、特別な支援を必要とする園児に対する個別指導計画の作成を行います。	こども家庭課

②早期療育に向けて関係機関との連携

特別な支援が必要な幼児を早期に発見し、早期から療育を実施することで幼児の発達と自立や社会参加の支援を行います。

幼児教育施設は、障がいのある幼児の教育ニーズに応じた指導ができるよう支援体制の充実に努めます。

事業名	内容	担当課
ケース会議の開催	小学校への就学に向けて、保護者・学校・幼児施設・福祉サービス事業所等によるサポート会議を実施し、障害のある児童の小学校への接続が円滑に進むよう努めます。また、状況に応じて随時ケース会議を開催し、対象児童への支援のあり方について検討します。	こども家庭課 学校教育課
釜石市巡回相談事業	幼児教育施設や学校の要請を受けて訪問し、幼児・児童生徒等の支援を行う担当職員や保護者等の相談にあたるとともに、指導方法や支援内容について助言を行う会議等を開催します。	学校教育課
ことばの教室・幼児ことばの教室	就学前・就学後の子どもたちにことばの指導を行います。指導教室は釜石小学校、小佐野小学校、甲子小学校(分室)、鶴住居小学校(分室)に設置しています。	学校教育課
乳幼児健診における早期発見と児童発達支援へのつなぎ	各乳幼児健診等で発達面での支援が必要と思われる子どもについて、個別の発達相談を実施します。また、発達支援教室(ことらっこ教室)を月1回開催し、遊びを通して子どものことばやそだちの発育を促します。療育が必要と思われるケースには、保護者との面談により、児童発達支援の利用を進めます。児童発達支援の利用にあたり、事業所、相談支援専門員、対象児童の在籍する幼児教育施設等と連携を図ります。	こども家庭課

(5) 幼児教育施設と小学校との連携強化

① 幼児教育アドバイザーの育成・配置

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う幼児教育アドバイザーを育成・委嘱し、各幼児教育施設へ配置します。

事業名	内容	担当課
幼児教育アドバイザー養成講座の受講及び助成	岩手県等が主催する幼児教育アドバイザー養成講座に、各施設が推薦する職員に受講していただくとともに、受講に係る旅費を助成します。	こども家庭課
幼児教育アドバイザーの委嘱及び配置	幼児教育施設における一定の経験を有し、かつ、幼児教育専門研修を受講した市内幼児教育施設職員の中から幼児教育アドバイザーとして委嘱し、各施設へ配置します。	こども家庭課 学校教育課
幼児教育アドバイザーによる園内研修の充実	委嘱した幼児教育アドバイザーは、自分の施設で実施する園内研修を実施し、職員に対してアドバイス行い質の向上を図ります。	こども家庭課 学校教育課
幼児教育アドバイザーの交流活動の推進	各施設に配置した幼児教育アドバイザーの活動内容や悩み等を共有するため、アドバイザー同士の交流活動を実施します。	こども家庭課 学校教育課

②幼児教育施設と小学校との連携

幼児期と児童期の教育を円滑につなげるために、教職員の交流など人的な連携から関係施設が集まり教育課程の接続や教職員の資質の向上に向けた研修等に取り組みます。

事業名	内容	担当課
幼児教育施設と小学校との交流活動の促進	子ども同士の交流活動を行うことで、幼児が小学校生活を見通すことができ、また児童は幼児への思いやりの心を育くみます。また、教職員の交流を行うことで、教育内容な指導方法について相互理解を深め小学校との円滑な接続に向けた指導方法の改善に努めます。	こども家庭課 学校教育課
幼児教育施設との情報共有の機会の提供	園長会議や施設長座談会(情報交流会)を開催することで、情報共有及び情報交換を行う機会を提供します。	こども家庭課
架け橋期のカリキュラムの開発及び活用	幼保小の先生が共通の視点を持ちながら、相互の教育内容や教育方法の充実を図るため「釜石市架け橋期カリキュラム」を作成し、小学校との円滑な接続に努めます。	学校教育課
5歳児の共通の指導指針の活用	「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の共有し、各認定こども園・保育所への指導指針への活用方法等について周知します。	こども家庭課
幼・保・小連携会議	就学前の教育・保育から小学校教育の円滑な接続について、保育授業参観や研究協議を通して共通理解を図り、各地域における子どもの育ちと学びを繋ぐ滑らかな連携を実現します。	学校教育課

基本目標Ⅲ 援助を必要とする様々な家庭への支援体制づくり

(1) 援助を必要とする子どもへの支援

①児童虐待対策の充実

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の発生予防を行うとともに、要保護児童対策地域協議会をはじめとする関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、虐待を受けた子どもの社会的養護自立支援を推進します。

事業名	内容	担当課
家庭児童相談、養育訪問相談(養育支援訪問事業)	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭の相談をこども家庭センターが窓口となり、保健師等による指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	こども家庭課
要保護児童対策地域協議会の開催	要保護児童及びその保護者に関する情報、その他要保護児童の適切な保護を図るために会議を開催し、必要な情報の共有・交換を行います。また、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。	こども家庭課
関係者の講習会への参加促進	岩手県などが実施する講習会等への参加を促し、児童虐待などの問題に対する専門性の向上を図ります。	こども家庭課
児童相談所との連携強化	一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所と連携し、適切に対応します。	こども家庭課
女性支援事業	家庭の状況や地域社会において、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性からの相談をこども家庭センターで受け付け、関係機関と連携し支援を行います。	こども家庭課
産後うつスクリーニング(再掲)	新生児及び乳児訪問時に、産婦に対し EPDS(エジンバラ産後うつ病自己質問票)を実施し、産後うつの早期発見、育児に関する相談を受け不安解消に努めます。	こども家庭課
妊産婦訪問指導(再掲)	妊娠中から関わりが必要な妊産婦に対し、医療機関と連携を図りながら訪問指導及び、助言を行います。	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(再掲)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師や保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。	こども家庭課
児童虐待に関する周知啓発	すべての市民に対し、児童虐待の気づきとなるように児童虐待に関する情報提供を行うとともに、発見時の連絡先等についても周知を進めます。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認	未受診者の保護者に対して、電話勧奨、文書による勧奨、個別訪問による勧奨等を行います。	こども家庭課
学校等における虐待等に関する相談体制の整備	スクールカウンセラー等を配置し、各学校への訪問相談を実施しています。文科省から出されている虐待対応の手引にしたがい、場合によっては速やかにこども家庭課・児童相談所に通告する体制をとっています。	学校教育課
学校等との連携強化	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実に努め、教育委員会と福祉関係機関との連携を強化します。	学校教育課 こども家庭課
社会的養護の周知	児童に関する支援相談窓口を、パンフレットや市ホームページなどを活用して周知します。	こども家庭課
里親への支援の充実	養育を託された里親に対し、児童相談所と連携しながら家庭訪問等により、長期的なサポートを行います。	こども家庭課
被虐待児への自立支援	児童相談所と地域の関係機関と連携し、子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に努めます。	こども家庭課
こどもの居場所づくり支援体制強化事業	こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握、資源の発掘・活用、居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、当市における居場所全体をコーディネートし、支援体制を強化します。	こども家庭課

②障がい・発達に心配のある子どもの支援

障がい等により支援が必要な子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、教育支援体制の整備などの取組を推進します。特に、子どものライフステージに沿った支援を途切らせずに一貫してできるよう、子どもを中心とした支援体制を構築します。

事業名	内容	担当課
特別支援教育支援員配置事業	障がいのある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うため特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
すくすく親子教室	児童発達支援(未就学児)、放課後等デイサービス(小学生)事業により、発達の特性に応じた療育を提供します。 また、保育所等訪問支援事業(未就学児・小学生)では、教育・保育施設等へ職員が訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行います。	こども家庭課
ことらっこ教室	発達に見守りが必要な幼児が集団での生活を経験し、成長を促す場を提供します。また、対象児の保護者に対して、育児等の相談の場を提供し、併せて成長を促す関わり方の助言等、支援を行うことで不安の軽減を図ります。	こども家庭課
障がい児地域療育支援事業	発達支援や療育について子どもと家族及び関係者、関係機関に対して助言、指導することを目的とし、県立療育センターに言語聴覚士等の派遣を依頼し相談の場を設定します。	こども家庭課
幼児教育施設職員合同研修会の開催(再掲)	市内の幼児教育施設職員向けの合同研修会開催することにより、職員の質の向上を図るとともに	こども家庭課 学校教育課
在宅超重症児(者)等短期入所受入体制支援事業	医療ケアを必要とする在宅の超重症児(者)及び準超重症児(者)を介助する家族の精神的負担及び身体的負担を軽減するため、短期入所の充実を進めます。	地域福祉課
児童発達支援センターの設置に係る協議	地域における中核的な障害児通所支援機関として設置することを釜石市と大槌町で協議・検討します。	こども家庭課
障がい福祉コーディネーターの設置	医療的ケア児の支援は多分野にわたり、必要なサービスも成長度合いにより刻々と変化するため、切れ目なくサービスを総合的に調整し、関係機関とつなぐ医療的ケア児コーディネーターの役割を担う障がい福祉コーディネーターを設置します。	地域福祉課

事業名	内容	担当課
こどもの居場所づくり支援体制強化事業(再掲)	こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握、資源の発掘・活用、居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、当市における居場所全体をコーディネートし、支援体制を強化します。	こども家庭課

③ヤングケアラーへの支援

大人が担うような家事や家族の世話を、日常的に行っている子どもを発見し、子ども自身が守られるべき当然の権利に気づくきっかけを与えるとともに、ヤングケアラーへの支援体制を構築します。

事業名	内容	担当課
ヤングケアラーの理解促進	ヤングケアラーの定義について小・中・高校生へ理解してもらうために、教職員や児童・生徒を対象とした講座の開催やポスターやパンフレットを配布し理解促進に取り組みます。	こども家庭課
ヤングケアラー実態調査の実施及び把握	ヤングケアラーを早期に把握し、個別具体的な支援につなげるため、実態調査を定期的に実施します。	こども家庭課
ヤングケアラーへの相談体制の強化	ヤングケアラーが抱えている悩み事を相談できる体制の強化を推進します。	こども家庭課
ヤングケアラーへの支援の充実	各小・中・高等学校と関係機関等と連携をし、ヤングケアラーに対して必要な支援等を行います。	こども家庭課 学校教育課
医療機関、福祉関係者、学校等との連携強化	医療機関、福祉関係者、学校等と連携し、ヤングケアラーの早期発見及び早期対応に努めます。	こども家庭課
こどもの居場所づくり支援体制強化事業(再掲)	こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握、資源の発掘・活用、居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、当市における居場所全体をコーディネートし、支援体制を強化します。	こども家庭課

④不登校の子どもへの支援

不登校の児童生徒への支援を行うことで、誰一人取り残されない学びや相談の場を提供するとともに、不登校児童生徒の保護者の悩み等への支援を行ってまいります。

事業名	内容	担当課
学習機会の提供	様々な理由により登校が難しい子どもの居場所及び学習の場とし教育支援教育「若葉教室」を設置し、不登校児童生徒への支援を行います。	学校教育課
学習支援を通した子どもサポート事業	不登校等の問題を抱える子どもが、社会的孤立に陥らないように学習支援を実施し、社会人と触れ合える子どもにとって安全安心な居場所を提供するとともに、利用する子どもや家庭に必要な支援へつなげる。	こども家庭課
欠席した児童生徒への早期対応	欠席が長期に続く児童生徒に対し、家庭訪問を行い子どもや保護者からの聞き取りを行います。また、校内ケース会議を開催し、教職員間で情報共有を行いながら児童生徒への対応に努めます。	学校教育課
いじめ防止対策	「釜石市いじめ防止基本方針」に基づき、学校ごとに基本方針を策定し児童生徒のいじめ防止対策に努めます。	学校教育課
ICT 活用による支援	不登校の児童生徒が、学習の機会を保障するために、ICT を活用することで登校の負担を軽減し、オンラインによる授業の参加や相談の場の提供を行います。	学校教育課
児童育成支援拠点事業	養育環境等に抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場所の開設を検討、児童等が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童や家庭の状況をアセスメントし関係機関へつなぎ支援します。	こども家庭課
こどもの居場所づくり支援体制強化事業(再掲)	こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握、資源の発掘・活用、居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、当市における居場所全体をコーディネートし、支援体制を強化します。	こども家庭課

(2) 援助を必要とする家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立支援に関する事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策等の総合的な自立支援を推進します。

事業名	内容	担当課
ひとり親家庭医療費給付事業	18歳以下(18歳到達後、最初の3月31日まで)の児童を扶養するひとり親家庭の父・母または父母のいない児童を対象に医療費を助成します。	市民課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を図るため、無利子または低利の貸付資金の受付を行います。	こども家庭課
自立支援給付金事業	ひとり親家庭に対して職業能力開発や資格取得の支援を行い就職へ結びつけることで、経済的な自立の促進を図ります。	こども家庭課
ひとり親家庭のサポート事業	相談及び情報交換の場を通し、仲間づくり及び心身のリフレッシュを図ることを目的に、釜石市母子寡婦福祉協会が行う自立支援に向けた事業を推進します。	こども家庭課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の方が、保育や家事などで一時的に支援が必要になったとき、家庭生活支援員を派遣し、支援を行います。	こども家庭課
児童扶養手当	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭(ひとり親家庭)に対し、生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給します。	こども家庭課
子育て短期支援事業 (再掲)	保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間養育を行います。 (父子家庭・母子家庭、養育者家庭、生活保護世帯は、保護者の利用負担額の一部減免・減免があります。)	こども家庭課
女性支援事業(再掲)	家庭の状況や地域社会において、日常生活や社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性からの相談を、電話または来所にて受け付け、関係機関と連携し支援を行います。	こども家庭課

②子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある子どもが健やかに育成されるように、成長段階に即した学習指導・機会の提供、生活困窮世帯が一層困難な状況に陥らないようにする生活支援、保護者への就労支援による生活基盤の安定化、生活困窮世帯を経済的に支え適切な養育環境を確保する経済的支援など、様々な課題を解消できるように、子どもを取り巻く貧困対策を総合的に推進します。

事業名	内容	担当課
就学援助事業	経済的な理由により就学が困難と認められる世帯に対して、学用品購入費等の援助を行います。	学校教育課
被災児童等に対する支援	震災により保護者をなくした子どもの状況の把握に努め、子どもの成長に応じた相談支援を行います。被災した子どものこころのケアのため、学校、保育所、児童相談所、医療機関、関係部局等と連携して支援します。	こども家庭課
釜石市育英会奨学金制度 (再掲)	釜石市民である優秀な学生であって、経済的な事由により修学の困難な者に対して、学費の貸与を行うことにより修学の機会を与え、有用な人材を育成することを目的に奨学金を貸与します。	教育委員会 総務課
学習支援を通した子どもサポート事業(再掲)	不登校等の問題を抱える子どもが、社会的孤立に陥らないように学習支援を実施し、社会人と触れ合える子どもにとって安全安心な居場所を提供するとともに、利用する子どもや家庭に必要な支援へつなげます。	こども家庭課
子どもの居場所づくり支援 事業補助金(再掲)	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境づくりを図るため、市民活動団体等が行う子ども食堂等の食の提供を伴う事業に対し補助金を交付します。	こども家庭課
学校給食による教育支援	生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を行い、低所得世帯への支援を引き続き実施します。学校給食法の目的に基づき、学校給食の充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	地域福祉課 学校教育課
学校等との連携強化 (再掲)	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実に努め、教育委員会と福祉関係機関との連携を強化します。	学校教育課 こども家庭課
自立相談支援事業(再掲)	生活困窮世帯からの相談を受け、抱えている課題・ニーズに応じた個別の自立支援プランを策定し、食糧支援、各種支援が包括的に行われるよう関係機関との連絡調整を行います。	地域福祉課

事業名	内容	担当課
自立支援給付金事業(再掲)	ひとり親家庭に対して職業能力開発や資格取得の支援を行い就職へ結びつけることで、経済的な自立の促進を図ります。	こども家庭課
子どもの貧困の早期発見	民生・児童委員、主任児童委員などの地域単位の組織や団体、ボランティアなどによる訪問や見守り活動をはじめ、福祉の窓口での相談や面談、教育現場での相談や気づきなどにおいて子どもの貧困の早期発見に努めます。	地域福祉課 こども家庭課 学校教育課
子どもの貧困に関する周知、意識啓発	子どもの貧困対策の推進にあたって、社会の理解を促すようパンフレット、ホームページ、広報や講演会等で啓発活動に努めます。	こども家庭課
保護者への就労及び自立支援	生まれ育った環境により子どもの将来が左右されることのないよう、生活困窮世帯の保護者に対する就労及び自立の支援に努めます。	こども家庭課

基本目標Ⅳ 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり

(1) 思春期の心と身体健康づくり

①子どもを生み育てること及び生命の大切さの意義に関する教育支援

児童・生徒に対して、妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学ぶ機会を設けるとともに、人権教育の一環としてデートDVの教育を行います。

また、生命の尊さを学ぶ機会として、自殺予防や性犯罪・性被害などの生命の安全教育を推進します。

事業名	内容	担当課
思春期講演会	中学生が「性」を人権の問題、人間の生き方に関わる問題として捉えることができ、自己管理・自己決定できる人間として育つことを目的に行います。	総合政策課(男女共同参画室)
デートDV予防啓発事業	中学生が暴力の被害者になることを防ぐとともに、将来暴力の加害者となることも防ぐため周知・啓発します。	総合政策課(男女共同参画室)
県立釜石病院助産師による性・いのちに関する出前授業	助産師を講師として、体験学習を中心とした「生命の尊厳」に関する学習機会を出前授業形式で行います。	まちづくり課
自殺予防の普及啓発	自殺予防強化月間に、こころの健康づくりに関する図書展を開催し普及啓発を図るほか、自殺対策庁内連絡会会議等を通じて、子どもたちへの相談窓口の普及啓発を図ります。	健康推進課
生命(いのち)の安全教育の実施	子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、発達段階に応じた生命の安全教育を推進します。	こども家庭課 学校教育課

②発達段階に応じた食育の推進

妊娠期、乳児期、幼児期、学齢期など各ライフステージに応じた食育に取り組み、心身ともに健やかな成長を促します。

事業名	内容	担当課
子どもの生活リズム向上 「RHYTHM プラン」の推進	早寝早起き朝ごはんの必要性について、様々な機会を通じて理解を促します。	まちづくり課
食に関する指導	食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図ります。	学校教育課
	児童・生徒が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育んでいけるよう学校給食を活用した食に関する指導を行います。	学校給食センター
食育推進計画の推進	健全な食生活の実現、食文化の継承、食に関する知識と選択する判断力を身につけ、次世代に継承することを目指し、計画を策定し食育推進運動に努めます。	健康推進課
食育に関する知識の普及 啓発及び情報発信	食べることの大切さを理解し、安全・安心な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を身につけることができるよう関係機関と連携を図り、食育推進員事業やイベント等を行い正しい知識の普及、情報発信を行います。	健康推進課

(2) 放課後児童の健全育成の推進

①放課後児童の健全育成の推進

学童育成クラブは全ての小学校区に設置しており、就学後も児童が安心して過ごせる居場所を提供することで、就学前の教育・保育サービスからの切れ目ない支援を進めます。

事業名	内容	担当課
学童育成クラブの運営	共働き家庭などの児童に、放課後に適切な遊び・生活の場を提供する学童育成クラブは、すべての小学校区に開設しています。 今後も、保護者の就業時間に対応した開設時間による運営が安定的に行われるよう取り組みます。	こども家庭課
放課後児童健全育成事業の設備運営基準による運営	子ども・子育て支援新制度の施行により、放課後児童健全育成事業(学童育成クラブ)の従事者、児童の集団規模、施設・設備等について、市条例により規定しています。この条例に基づき、引き続き基準による適正な運営が行われるよう取り組みます。	こども家庭課
学童育成クラブを運営する人材の育成及び確保	学童育成クラブを運営する職員の質の向上を図るため、市内学童育成クラブ関係職員を対象とした研修会を開催するとともに、放課後児童支援員を確保するため、岩手県が開催する放課後児童支援員認定資格研修の周知及び参加促進を行います。	こども家庭課
特別な支援が必要な児童の受入れ体制の整備	障がいがある児童においても、学童育成クラブを利用できるよう施設の環境整備を整えるとともに、職員及び関係機関と連携しながら受入れ体制の整備を行います。	こども家庭課
学童育成クラブにおけるICT化推進事業	子どもの入退所管理や保護者との連絡、利用申請の手続き等をICT化することにより、保護者や職員の負担軽減につなげます。	こども家庭課
学童育成クラブとの情報共有機会の提供	各学童育成クラブの取り組み状況等を情報共有する情報交換会を開催し、運営に関する共通理解を図ることで、学童育成クラブの質の向上と機能の充実に努めます。	こども家庭課

②放課後子ども教室

放課後子ども教室は、子どもたちが地域社会の中で、安心安全に健やかに学び育つ環境づくりのため、放課後等における子どもたちの活動拠点を設け、地域住民等の参画を得て、自由遊びや勉強、スポーツ、体験活動等の学びの機会を提供する取組として実施しています。

両親が共働きか否かを問わず、全ての児童が放課後等において多様な体験や活動を行うことができるように、放課後子ども教室と学童育成クラブの相互の連携を深め、児童の放課後等における生活が充実するよう取り組みます。

事業名	内容	担当課
放課後子ども教室の推進	実施済みの6教室(7小学校区)においては、継続し、様々な体験活動を提供するとともに、運営に協力する人材の発掘に努め、内容の充実を図ります。 また、未実施の小学校区においては、地域のニーズの有無や状況把握に努め、適宜、実施の必要性を検討していきます。 ○実施教室名(令和6年度現在) ①ばしょまえ交流館(釜石小学校区) ②ふたば放課後子ども教室(双葉小学校区) ③小佐野放課後ひろば(小佐野小学校区) ④平田 MOSICA(平田小学校区) ⑤かつしっこひろば(甲子小学校区) ⑥鶴住居子どもひろば(鶴住居・栗林小学校区)	まちづくり課
学童育成クラブと放課後子ども教室の連携実施	日常的な児童の相互交流を積極的に推奨し、異年齢・世代間交流を通じた多様な放課後の過ごし方ができるよう各学童育成クラブと連携しながら取り組みます。 また、全ての児童が様々な体験や活動を行うことができるよう、イベントの実施や講師の来訪情報は常に相互の情報共有を図ります。	まちづくり課 こども家庭課

(3) 子どもの居場所づくり

①子どもの活動の支援

地域住民や公民館などと連携し、集団の中で自然体験などの様々な体験を通して、子どもの居場所を確保するとともに、豊かな人間性を育みます。

事業名	内容	担当課
児童館運営	健全な遊びを通じた児童の集団的及び個別的指導や地域組織活動の育成助長を行い、地域の児童健全育成を図ります。	こども家庭課
こどもエコクラブ	自然環境への理解を深め、環境保全に配慮した行動をとることができる資質を育みます。	まちづくり課
わんぱく広場	様々な学びの場や体験の場、地域住民との交流の場など、子どもたちが明るくたくましく成長する機会を提供します。	釜石公民館
寺子屋事業	長期休暇中の子どもの居場所、体験・学習活動を提供します。	小佐野公民館
	文化・自然などの体験を行いながら地域に対する理解を図り、青少年健全育成を図ります。	唐丹公民館
小佐野キッズクラブ	小学生が自然体験・創作活動を通じて、働くこと、身体を動かすことの大変さ、達成感を体験してもらうことで、心豊かでたくましい子どもの成長を促します。	小佐野公民館
平田キッズクラブ	文化・自然に触れ合うことを通じて、子どもたちが明るくたくましく成長する機会を提供します。	平田公民館
世代間交流事業	園児・児童・生徒と地域住民が体験活動等を通じて、地域文化の継承を目指すとともに、住民の孤立防止を図るなど有効な交流の場を創出します。	平田公民館
わんぱくこども教室	鶴住居小学校 1～6 年生を対象に、工作や野外活動などを通して、学年を超えた子ども同士の交流、学びや気づきの場を設けます。	鶴住居公民館
鶴住居地域交流会	幅広い年齢層の交流を目的とし、鶴住居小学校の 1・2 年生と地域住民がニュースポーツ等の活動と一緒にを行います。	鶴住居公民館
おい！むかしっ子教室	地域に受け継がれてきた食文化や風習を次世代の子どもたちに継承・伝承することを目的として、地域住民の協力を得て、小正月の『みずき団子づくり』を行います。	鶴住居公民館
子どもの居場所づくり支援事業補助金(再掲)	子どもの居場所づくり及び地域で子どもを見守る環境づくりを図るため、市民活動団体等が行う子ども食堂等の食の提供を伴う事業に対し補助金を交付します。	こども家庭課

事業名	内容	担当課
こどもの居場所づくり支援体制強化事業(再掲)	こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握、資源の発掘・活用、居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、当市における居場所全体をコーディネートし、支援体制を強化します。	こども家庭課

(4) 子どもの安全の確保

①子どもを犯罪や事故から守るための活動の推進

登下校時に子どもが犯罪や事故の被害にあわないように、関係機関や地域全体での見守り活動を行うとともに、公園など子どもが集まる場所においては、安全に遊ぶことができるように遊戯施設等の保守点検等を行います。

また、インターネットの危険から児童・生徒を守るために情報教育の推進を行うとともに、児童・生徒からの犯罪等に対する相談を受けた場合は、関係機関に繋ぎ支援をします。

事業名	内容	担当課
交通安全教室	各小中学校、認定こども園等で実施する交通安全教室に、交通指導隊の派遣とミニ信号機・DVD等の貸出しを行います。	生活環境課
登下校の安全確保：スクールガード、見守り隊	地域社会全体で子どもの安全を見守る体制整備を推進するため、スクールガードリーダーを委嘱し、各学校へ定期的に巡回し、スクールガード（見守り隊等）に対して指導を行います。	学校教育課
通学路等への防犯灯の設置促進	町内会等が管理する防犯灯の新規設置・付け替え工事等に要する経費に対して補助金を交付します。	生活環境課
市道の街路灯の設置及びLED化	市道の安全性確保のため、必要な街路灯を設置するとともに、老朽化した街路灯を順次LED化します。	建設課
都市公園・都市広場の安全管理	都市公園や都市広場の保守点検及び修繕を行います。	都市計画課
未就学児使用道路・児童通学路の合同点検	未就学児が集団で移動する経路や就学児の通学路等の交通安全の確保のため、関係課が合同で安全点検を行います。	学校教育課 建設課 こども家庭課
児童・生徒や保護者に対するサイバー犯罪の周知	少年委員、学校・PTA、関係団体等に対して、少年センターだよりを活用し、サイバー犯罪防止の啓発等を行います。	地域福祉課 （少年センター）
情報教育の推進	新学習指導要領では、インターネットの「影」の部分を理解した上で、情報手段をいかに使っていくか、そのための判断力や心構えを身につけさせるために、情報モラルの指導を行います。	学校教育課
性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化	児童・生徒からの性犯罪・性暴力に係る相談を受けた場合、警察等の関係機関へ繋ぎ支援を行います。	こども家庭課

②防災教育の推進

地震や津波、洪水・土砂災害などの災害に適切に対応するため、日常から防災教育を行うとともに、定期的な避難訓練等を実施します。

事業名	内容	担当課
防災教育の推進	小中学校において、防災学習講座(下校時津波避難訓練や避難所運営訓練の他、気象情報の内容や非常持出袋の中身の確認等)を行います。	防災危機管理課 学校教育課
児童福祉施設等における非常災害対策計画・避難確保計画の策定及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言	各施設で作成する非常災害対策計画・避難確保計画に盛り込む項目を確認するとともに、内容が不十分な場合や避難訓練が実施されていない場合には、必要な指導・助言を行います。	防災危機管理課 こども家庭課
釜石市少年消防クラブ	釜石市消防団消防演習や釜石市少年消防クラブ消防体験学習への参加、水上安全教室、防災教室、防火ポスター及び防火防災作文の募集など、防火、防災について理解を深める機会を提供します。	消防課
釜石市幼年消防クラブ	釜石市幼年消防フェスティバルや各クラブ防災教育、防火パレードの参加を通じて防火、防災について理解を深める機会を提供します。	消防課

(5) 子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

①学校教育の充実

子どもがどの地域に生まれ、どの学校に通っても、児童・生徒が質の高い教育を受けられるように、保護者や地域社会との連携を強化し、学校教育の充実につなげます。

事業名	内容	担当課
保護者・家庭・地域との協働による学校経営の充実	各学校において、学校の教育活動に地域の教育資源を活用したり、保護者や地域との連携を密にし、地域に根ざした教育を推進します。	学校教育課
確かな学力を保障する教育活動の充実	「確かな学力」を身につけさせるために、各教科における基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習指導の充実や探究的な学習の充実を図るなど、学力の一層の向上を図ります。また、そのための研修の充実、ICT(情報通信技術)を活用します。	学校教育課
自己を律し、他人を思いやり、感謝する心の育成	すべての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、豊かな人間性を育み、他人を思いやる心、規範意識や社会生活上のルールを守るなどの社会性を身につけられるようにするため、道徳教育、体験活動を推進します。	学校教育課
健やかな体を育成する健康教育の充実	体力は人間活動の源であるとともに、健康維持や意欲、気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生き抜く力」の重要な要素の一つであることから、自らの健康に関心を持ち、その基盤となる基本的な生活習慣を確立し、健康と体力を自己管理できるようにします。	学校教育課
学校支援地域本部事業	地域住民の持つ技能や知識をボランティアで学校教育に提供し、多様な教育形態や学習内容の充実を図ります。	まちづくり課
職場体験(インターンシップ)事業	職場体験を通して、实际的な知識や技能に触れさせることにより、将来の職業選択に備えて、学生が自ら適正・能力について実践的に考える機会を提供します。	総務課
子どもの読書活動推進事業	学校、図書館、ボランティア団体との連携により、子どもの感性、表現力、想像力の豊かさを育む読書活動を推進します。	まちづくり課

②高等教育修学のための支援

児童生徒が自ら求める放課後学習の場を整備し、学習機会の提供を行います。

また、経済的理由で高等教育の修学が困難な子どもにも教育の機会を確保するため、奨学金による就学支援を行います。

事業名	内容	担当課
釜石市育英会奨学金制度 (再掲)	釜石市民である優秀な学生であって、経済的な事由により修学の困難な者に対して、学費の貸与を行うことにより修学の機会を与え、有用な人材を育成することを目的に奨学金を貸与します。	教育委員会 総務課
放課後等学習支援事業	多様な学習の場を保障することで、生徒自身が自信を持ち、可能性を広げ、将来活躍できる人材を育むとともに、児童生徒の学力の向上を図ります。	学校教育課

③保護者教育に関する情報発信・学習機会の充実

子育てや家庭教育を学ぶ機会を提供するとともに、育児不安等を解消することができるように、保護者への学習機会の提供を行います。

事業名	内容	担当課
子育て学習講座の開催	保護者が子育ての主たる責任者であることを認識し、主体的に子育てに関わることを推進するため、正しい知識を身につけられるよう各種子育て学習講座を行います。	こども家庭課
「早寝・早起き・朝ごはん」の定着	新入学児童の保護者が一堂に会する就学児健診の機会を活用し、「元気な命のリズムは『早寝・早起き・朝ごはん』から」をテーマとして、希望校で子育て学習講座を実施します。	まちづくり課
食に関する基本の習慣	健診や検査時に、集団または個別の栄養指導を実施します。また、食事の準備、後片付けを子どもと一緒にすることや、家族で食卓を囲むことの習慣づけ、主食・主菜・副菜を揃えたバランスの良い食事の意識啓発を行います。	健康推進課
防災に関する意識啓発	「生涯学習まちづくり出前講座」を活用した防災に関する講座を開催します。	まちづくり課 防災危機管理課
	親子での防災訓練の参加促進や災害に備えた防災グッズ等の周知を行います。	こども家庭課
地域と連携した家庭教育の充実	教育振興運動の全県共通課題である「情報メディアとのかかわり」の普及啓発、「教振だより」の発行を行います。また、釜石市教育振興運動協議会における各地区実践協議会での様々な活動を行います。	まちづくり課

(6) 子どもの社会参画

①子どもの権利に関する普及啓発

子どもたちが、幸しあわせに健やかに育つためにもっている権利について知る機会の創出に向けて取り組みます。

事業名	内容	担当課
人権に関する啓発の推進	各小学校における人権教室や人権ポスター展の開催を通して人権意識の高揚を図ります。	生活環境課
こどもまんなか児童福祉週間の啓発	子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に「こどもまんなか児童福祉週間」に併せて各種事業やイベント等を実施し啓発に努めます。	こども家庭課
子どもへの情報発信の充実	ホームページ等を活用し、子どもにわかりやすいような表現で内容を理解できる情報発信を行い、市の子どもに関するイベントや施策について情報提供を行います。	こども家庭課

②子どもの意見聴取・施策への反映

子どもが意見を表明し、社会に参画できるようになるために、意見表明をしやすい環境整備を整えるとともに、その意見を施策に反映させる取組を進めてまいります。

事業名	内容	担当課
子どもの居場所での意見聴収	児童館や学童育成クラブなどの子どもが利用している場所において、国の「こども・若者意見反映サポート事業」などを活用しながら、子どもの意見反映の取り組みを推進します。	こども家庭課
支援が必要な子どもからの意見聴収	貧困、いじめ、不登校、障がいなどの困難な状況に置かれた子どもの声を拾いあげるような多様な手法を検討します。	こども家庭課
「すこやか子育て基金」を活用したこども施策の推進	子どもからの意見聴収した結果を施策に反映させるため、基金を活用した事業の取り組みを推進します。	こども家庭課

基本目標Ⅴ 生活も仕事も充実し両立する環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進のための環境づくり

① 共働き・子育ての推進と子育ての両立支援

仕事と生活の調和、多様な働き方の実現のため、男女ともに仕事と子育てを両立でできる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組めます。

事業名	内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	仕事と生活の調和に関する講座の開催及び関連講座等に関して周知を図り、個々の意識を高めます。	総合政策課（男女共同参画室）
多様な人材の就労サポートと活用推進	非労働者の就労意欲の醸成、人材の活用及び定着につながる取組を通じ、継続的な労働力の確保と多様な人材が活躍できる社会の実現を図ります。	商工観光課
男性の家事・子育てへの参加促進	パパママ準備教室など男性も参加できる講座を周知及び開催することで、家事や子育てへの理解を促します。	こども家庭課
男女共同参画に関する学習の提供	「生涯学習まちづくり出前講座」を活用した、男女共同参画に関する講座を開催します。	まちづくり課
職員への制度説明と休暇等の取得促進	庁内ポータルサイト等を活用して制度周知を行い、子育て世代だけでなく管理職世代も含め、全庁的に理解を深めることにより、休暇等の取得促進に努めます。	総務課
男性育休の取得促進のための職場環境づくり	ワーク・ライフ・バランスやイクボスの概念を組織に浸透させるとともに、人事評価面談や 1on1 ミーティングを活用し、男性の育児休業等にも理解を得られる風通しの良い職場環境づくりに努めます。	総務課

②仕事と生活の調和の自主的な取組に向けた企業への支援

企業等民間団体に対しても、ワーク・ライフ・バランスの理解を促すとともに、労働者が育児休業制度などの各種制度を利用しやすいように、就業規則等への制度化や労働環境の整備に向けた取組の実施を働きかけます。

事業名	内容	担当課
育児休業、介護休業の取得促進への働きかけ	企業に対し、育児・介護休暇にかかる規定の整備に向け、両立支援助成金等を含め、制度についても周知します。	総合政策課（男女共同参画室） 商工観光課
子育て応援企業認定制度の活用	仕事と子育ての両立支援や男女が共に働きやすい環境整備など仕事と生活の調和推進に関する取組を進める企業を市長が認定し、当該企業が社会的に評価される仕組みをつくることにより、他の企業へも自主的な取組を促し、子育てを地域全体で応援するという社会的素地の構築を図ります。	総合政策課（男女共同参画室） 商工観光課 こども家庭課
市役所における育児休業その他仕事と子育ての両立支援制度の定着促進	育児休業等に関する法律などに則した制度を設け、男女共に希望すれば育児休業を取得できるよう周知・啓発に努め、市役所が率先することで市内事業所にも波及することを意識して取り組みます。	総務課
イクボスの普及・啓発	市のホームページでイクボスについて周知し、市内企業等への普及を図ります。	総合政策課（男女共同参画室）

施策の方向に基づいた目標値の設定

基本目標に基づいた具体的な施策の進捗状況を把握するため、目標値を設定します。施策ごとの目標値は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 安心して妊娠・出産・子育てができる環境体制の充実

【施策1】母と子への切れ目のない健康支援

指標の内容	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
こども家庭センターでの合同ケース会議開催回数	こども家庭センターの充実	0回	12回
産後ケア事業利用者数	妊娠・出産・育児に関する相談・指導・講座の充実	112人	156人
4歳6か月児発達検査受診率	疾病の予防・早期発見	99.3%	100%

【施策2】医療等の充実及び経済的支援

指標の内容	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
妊産婦健康診査等アクセス支援助成割合	医療費等助の充実	73%	100%
ホッとカードの延べ利用人数	経済的負担の軽減	323人	350人
産婦人科・小児科オンライン相談登録数	周産期医療・小児医療の充実	0人	1,720人

【施策3】情報発信や子育てDXの推進

指標の内容	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
子育て応援アプリの登録者数	情報の収集・整理、発信方法の充実	250人	850人
デジタル化を実施した手続き割合	子育てに係る手続きの軽減	0%	50%

基本目標Ⅱ 健やかな成長を育む子育て支援、教育・保育サービスの充実
【施策1】 地域における子育て支援

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
子育て支援センターの延べ利用者数	子育て支援の充実	4,858人回	3,848人回

【施策2】 遊び場や体験活動の推進

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
既存の公園の計画的改修箇所(公園数)	子どもや子育て家庭が過ごせる場所の充実	3箇所	8箇所
自然遊び場事業補助金交付団体件数	体験活動の推進	7団体	10団体

【施策3】 幼児期の教育・保育サービスの充実と質の向上

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
一時預かり事業利用者数	教育・保育サービスの充実	1,258人日	1,030人日
釜石市幼児教育施設職員合同研修会参加人数	質の高い幼児教育・保育の推進	2回/26人	3回/42人
教育・保育施設への補助金交付件数	教育・保育施設への支援及び人材の確保	21件	20件

【施策4】 特別支援教育の充実

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
障がい児の入所児童数(軽度障がい児、重度障がい児)	障がいのある子どもの受入体制の整備	14人	20人
特別な支援が必要な児童の小学校への接続のためのケース会議の開催回数	早期療育に向けて関係機関との連携	7回	7回

【施策 5】 幼児教育施設と小学校との連携強化

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
釜石市幼児教育アドバイザー委嘱人数	幼児教育アドバイザーの育成・配置	1人	10人
架け橋期のカリキュラムを作成し小学校と連携している幼児教育施設数の割合	幼児教育施設と小学校との連携	0%	100%

基本目標Ⅲ 援助を必要とする様々な家庭への支援体制づくり

【施策 1】 援助を必要とする子どもへの支援

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
サポートプランを策定した支援対象者のうち問題が解決した割合	児童虐待対策の充実	0%	100%
保育所等訪問支援事業利用児童数	障がい・発達に心配のある子どもの支援	14人	14人
ヤングケアラー実態調査の回数	ヤングケアラーへの支援	0回	2回
児童育成支援拠点事業の設置数	不登校の子どもへの支援	0か所	1か所

【施策 2】 援助を必要とする家庭への支援

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
自立支援給付金支給件数	ひとり親家庭の自立支援	0件	1件
こども食堂実施団体数	子どもの貧困対策の推進	3団体	8団体

基本目標Ⅳ 生きる力・創造性・社会性を育む教育環境づくり
【施策1】思春期の心と身体 の健康づくり

主な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
思春期講演会など児童・生徒を対象とした生命（いのち）に関する講座の開催回数	子どもを生き育てること及び生命の大切さの意義に関する教育支援	2回	5回
食育に関する児童・生徒を対象とした講座や講演会の開催回数	発達段階に応じた食育の推進	17回	17回

【施策2】放課後児童の健全育成の推進

主な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
児童館や学童育成クラブ職員を対象とした研修会の開催回数	放課後児童の健全育成の推進	0回	1回
放課後子ども教室と連携している学童育成クラブ数	放課後子ども教室	0か所	7箇所

【施策3】子どもの居場所づくり

主な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
児童館利用者数	子どもの活動の支援	382人	5,760人

【施策4】子どもの安全の確保

主な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
市内小中学校・認定こども園等における交通安全教室の開催回数	子どもを犯罪や事故から守るための活動の推進	22回	23回
釜石市少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動回数	防災教育の推進	23回	33回

【施策5】子どもの生きる力を育成する教育環境の整備

主な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
職場体験（インターンシップ）事業の参加人数	学校教育の充実	1回／2名	5回／10名
釜石市育英会奨学金制度貸付人数	高等教育修学のための支援	12人	7人
保護者への学習機会の提供回数	保護者教育に関する情報発信・学習機会の充実	12回	12回

【施策6】子どもの社会参画

主な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
人権に関する普及・啓発回数	こどもの権利に関する普及啓発	19回	19回
こどもへの意見聴収の実施回数	こどもの意見聴収・施策への反映	0回	5回

基本目標Ⅴ 生活も仕事も充実し両立する環境づくり

【施策1】ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活のための調和）の推進のための環境づくり

主要な指標	具体的な施策	現状と目標値	
		現状(5年度)	目標(11年度)
パパママ準備教室の男性の参加率	共働き・共育での推進と子育ての両立支援	100%	100%
市役所における男性の育児休業取得率	仕事と生活の調和の自主的な取組に向けた企業への支援	37.5%	100%

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域

本市では、平成 19 年度から市内 6 地区に開設した「生活応援センター」が、現在は 8 地区となり、それぞれの地域で安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・生涯学習の拠点として連携した取組を行っていることから、基本的にはこの地域の中で子ども・子育て支援施策を推進していきます。

ただし、教育・保育提供区域においては、地理的条件や交通事情、勤務地に合わせた利用者のニーズに柔軟に対応できることや、区域内の教育・保育量の見込みや調整に柔軟に対応できること等を勘案し、平田地区と唐丹地区、鶴住居地区と栗橋地区、甲子地区、釜石地区～小佐野地区をそれぞれひとつとし、4つの区域で教育・保育の量の見込みを定めました。

○ 区域の区分

単位地区	管轄区域	施設・事業の状況	区域
甲子地区	甲子町第1地割～第10地割 唐丹町字川目の一部	正福寺幼稚園(認定こども園) スクルドエンジェル保育園かまいし園(小規模保育事業所) かっし子育て支援センター 甲子学童育成クラブ第1、第2 甲子小学校 甲子中学校	釜石西ブロック
小佐野地区	野田町・定内町 甲子町第11地割～第16地割 小佐野町・小川町・桜木町	甲東こども園(認定こども園) 小佐野保育園 ピッコロ子ども倶楽部桜木園 きらきら保育園(小規模保育事業所) 小佐野学童育成クラブ第1、第2 小佐野小学校	釜石東ブロック
中妻地区	千鳥町・中妻町・八雲町 上中島町・源太沢町・住吉町・新町 礼ヶ口	中妻子供の家保育園 神愛こども園(認定こども園) 上中島こども園(認定こども園) 虹の家(小規模保育事業所) 中妻子供の家子育て支援センター 障害児通所支援施設すくすく親子教室 双葉学童育成クラブ 双葉小学校 釜石中学校	

単位地区	管轄区域	施設・事業の状況	区域
釜石地区	新浜町・東前町・魚河岸・浜町 港町・只越町・天神町 大只越町・大町・大渡町・鈴子町 駒木町・松原町・嬉石町・大平町	かまいしこども園(認定こども園) かまいしこども園子育て支援センター 釜石学童育成クラブ 白山学童育成クラブ 釜石小学校 白山小学校 大平中学校	
平田地区	大字平田	平田こども園(認定こども園) 平田学童育成クラブ 平田小学校 平田子育て支援センター	釜石南 ブロック
唐丹地区	唐丹町	唐丹学童育成クラブ(兼児童館) 唐丹小学校 唐丹中学校	
鵜住居 地区	鵜住居町・両石町・片岸町・箱崎町	鵜住居幼稚園 鵜住居保育園 鵜住居保育園子育て支援センター 鵜住居学童育成クラブ(兼児童館) 鵜住居小学校 釜石東中学校	釜石北 ブロック
栗橋地区	橋野町・栗林町	栗林学童育成クラブ(兼児童館) 栗林小学校	

○ 区域の設定

分類	施設・事業名	区域
教育・保育	教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)	4ブロック
	地域型保育事業	
地域 子ども・子育て 支援事業	地域子育て支援拠点事業 延長保育事業 一時預かり事業	
	放課後児童健全育成事業	小学校区

	利用者支援事業 妊婦健康診査 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子育て短期支援事業 ファミリー・サポート・センター事業 病児保育事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業 妊婦等包括相談支援事業 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 産後ケア事業	市内全域
--	--	------

2. 幼児期の学校教育・保育

①保育の必要性の認定について

本制度では、教育・保育を利用する子どもについて認定区分を設定しており、保護者の申請を受けたあと、客観的基準に基づいて市が保育の必要性を認定したうえで、給付の支給を行います。

アー１ 教育・保育給付認定区分と対象施設

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号	満3～5歳、保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

アー２ 施設等利用給付認定区分と対象施設

認定区分	対象者	対象施設・事業
新1号	3～5歳、保育の必要性なし	幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校等
新2号	3～5歳、保育の必要性あり	幼稚園等（新制度未移行）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
新3号	0～2歳、保育の必要性あり、 市民税非課税世帯	

イ 認定基準

【保育の必要な事由】

就労	フルタイム、パートタイム、夜間就労など、基本的にすべての就労 ※就労下限時間は1か月あたり48時間とする。
就労以外	保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、虐待やDVのおそれがある場合、またはそれらに類する状態として釜石市が認める事由

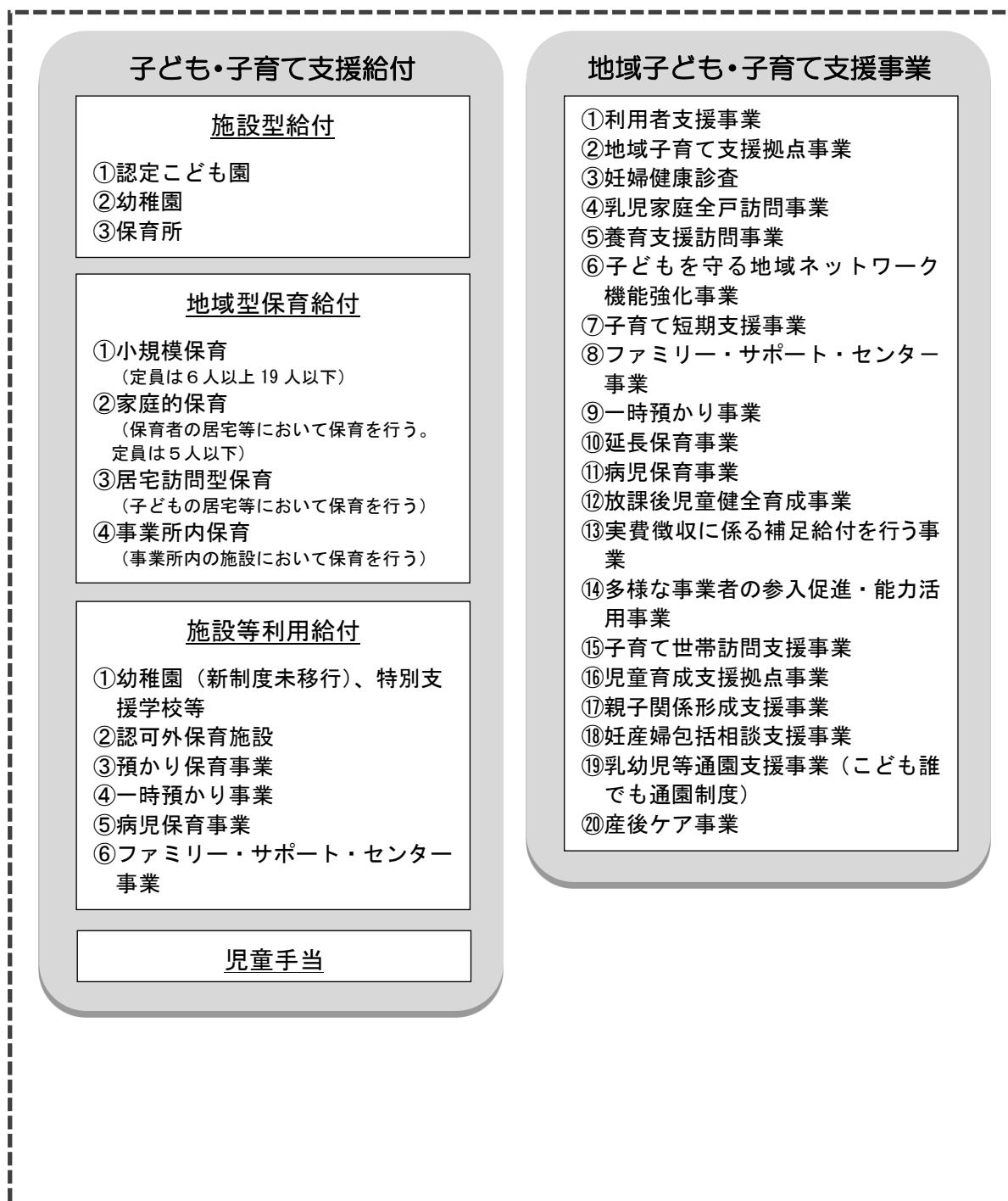
【区分（2・3号認定のみ）】

保育標準時間	主にフルタイム（月120時間以上）の就労を想定した長時間利用
保育短時間	主にパートタイム（月120時間未満）の就労を想定した短時間利用

【調整（2・3号認定のみ）】

加点点調整	①生活保護世帯 ②経済的困窮世帯 ③虐待やDVのおそれがある場合 ④特定教育・保育施設等の従事者の子の場合（月120時間以上の従事者に限る） ⑤ひとり親家庭 ⑥準ひとり親家庭（離婚前提の別居中、一方が単身赴任中の場合等） ⑦きょうだい（保育所入所中のきょうだいがいる場合、又は、保育所申込み中のきょうだいがいる場合） ⑧育休などで退所した児童が再度入所する場合 ⑨小規模保育事業の卒園児童 ⑩児童が障がいを有する場合（障害手帳を取得、特別児童扶養手当を受給）、通所受給者証を取得している場合、または、発達支援室に当該子どもに関わる相談をしている場合 ⑪市外からの転入に伴う申込みの場合（前住所地での保育施設入所児に限る） ⑫入所待機期間が継続して10か月以上の場合 ⑬ひとり親または準ひとり親世帯で、同居者がいない場合
減点点調整	①18歳以上65歳未満の未就労等の同居者がいる場合 ②6か月以上の保育料滞納があり、納付誓約がない又は誓約を履行しない場合

【参考】事業の全体像について



②量の見込み

計画期間(令和7年度から令和11年度)における教育・保育の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果と人口推計結果をもとに定めます。

③提供体制の確保内容及び実施時期

■現状

令和2年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		129人		449人	244人	90人
	②実績	教育・保育施設	239人		476人	215人	72人
		地域型保育事業				44人	15人
		その他	70人		0人	0人	0人
	②-①		180人		27人	15人	▲3人
令和3年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		99人		424人	218人	82人
	②実績	教育・保育施設	206人		461人	205人	67人
		地域型保育事業				44人	15人
		その他	70人		0人	0人	0人
	②-①		177人		37人	31人	0人
令和4年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		98人		415人	199人	93人
	②実績	教育・保育施設	191人		455人	204人	64人
		地域型保育事業				44人	15人
		その他	70人		0人	0人	0人
	②-①		163人		40人	49人	▲14人
令和5年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		64人		371人	201人	78人
	②実績	教育・保育施設	176人		444人	193人	66人
		地域型保育事業				38人	17人
		その他	0人		0人	0人	0人
	②-①		112人		73人	30人	5人
令和6年度	支給認定区分		1号	2号		3号	
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		1歳・2歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		52人		337人	192人	71人
	②実績	教育・保育施設	155人		385人	172人	52人
		地域型保育事業				25人	15人
		その他	0人		0人	0人	0人
	②-①		103人		48人	5人	▲4人

■見込み・確保

令和7年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		52人		323人	84人	105人	74人
	②確保の内容	教育・保育施設	145人		392人	101人	92人	64人
		地域型保育事業				11人	14人	11人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		93人		69人	28人	1人	1人	
令和8年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		49人		300人	103人	101人	72人
	②確保の内容	教育・保育施設	135人		383人	104人	94人	68人
		地域型保育事業				11人	14人	11人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		86人		83人	12人	7人	7人	
令和9年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		49人		304人	100人	98人	69人
	②確保の内容	教育・保育施設	135人		383人	104人	94人	68人
		地域型保育事業				11人	14人	11人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		86人		79人	15人	10人	10人	
令和10年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		48人		295人	96人	95人	68人
	②確保の内容	教育・保育施設	109人		383人	104人	94人	68人
		地域型保育事業				11人	14人	11人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		61人		88人	19人	13人	11人	
令和11年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		50人		308人	93人	93人	66人
	②確保の内容	教育・保育施設	104人		383人	104人	94人	68人
		地域型保育事業				11人	14人	11人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		54人		75人	22人	15人	13人	

【釜石西ブロック】

■見込み・確保

令和7年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		11人		17人	4人	5人	2人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		30人	0人	0人	0人
		地域型保育事業				5人	5人	2人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		4人		13人	1人	0人	0人	
令和8年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		11人		16人	5人	5人	2人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		30人	0人	0人	0人
		地域型保育事業				5人	5人	2人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		4人		14人	0人	0人	0人	
令和9年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		11人		16人	5人	4人	2人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		30人	0人	0人	0人
		地域型保育事業				5人	5人	2人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		4人		14人	0人	1人	0人	
令和10年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		11人		16人	5人	3人	2人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		30人	0人	0人	0人
		地域型保育事業				5人	5人	2人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		4人		14人	0人	2人	.0人	
令和11年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		11人		17人	4人	3人	2人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		30人	0人	0人	0人
		地域型保育事業				5人	5人	2人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		4人		13人	1人	2人	.0人	

【釜石東ブロック】

■見込み・確保

令和7年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		27人		230人	58人	78人	54人
	②確保の内容	教育・保育施設	69人		272人	74人	70人	45人
		地域型保育事業				6人	9人	9人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		42人		42人	22人	1人	0人	
令和8年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		24人		213人	70人	73人	53人
	②確保の内容	教育・保育施設	59人		268人	74人	70人	49人
		地域型保育事業				6人	9人	9人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		35人		55人	10人	6人	5人	
令和9年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		24人		216人	69人	71人	50人
	②確保の内容	教育・保育施設	59人		268人	74人	70人	49人
		地域型保育事業				6人	9人	9人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		35人		52人	11人	8人	8人	
令和10年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		23人		209人	65人	70人	49人
	②確保の内容	教育・保育施設	59人		268人	74人	70人	49人
		地域型保育事業				6人	9人	9人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		36人		59人	15人	9人	9人	
令和11年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		25人		218人	65人	68人	48人
	②確保の内容	教育・保育施設	54人		268人	74人	70人	49人
		地域型保育事業				6人	9人	9人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		29人		50人	15人	11人	10人	

【釜石北ブロック】

■見込み・確保

令和7年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		37人	10人	10人	9人
	②確保の内容	教育・保育施設	46人		45人	15人	10人	10人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		39人		8人	5人	0人	1人	
令和8年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		35人	13人	10人	8人
	②確保の内容	教育・保育施設	46人		45人	15人	10人	10人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		39人		10人	2人	0人	2人	
令和9年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		35人	12人	10人	8人
	②確保の内容	教育・保育施設	46人		45人	15人	10人	10人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		39人		10人	3人	0人	2人	
令和10年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		34人	12人	10人	8人
	②確保の内容	教育・保育施設	20人		45人	15人	10人	10人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		13人		11人	3人	0人	2人	
令和11年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		36人	11人	10人	8人
	②確保の内容	教育・保育施設	20人		45人	15人	10人	10人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		13人		9人	4人	0人	2人	

【釜石南ブロック】

■見込み・確保

令和7年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		39人	12人	12人	9人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		45人	12人	12人	9人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		8人		6人	0人	0人	0人	
令和8年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		36人	15人	13人	9人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		40人	15人	14人	9人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		8人		4人	0人	1人	0人	
令和9年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		37人	14人	13人	9人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		40人	15人	14人	9人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		8人		3人	1人	1人	0人	
令和10年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		7人		36人	14人	12人	9人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		40人	15人	14人	9人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		8人		4人	1人	2人	0人	
令和11年度	支給認定区分		1号	2号		3号		
	年齢		満3歳以上	満3歳以上		2歳	1歳	0歳
	施設・事業区分		教育	教育	保育	保育	保育	保育
	①量の見込(必要利用定員総数)		+		37人	13人	12人	8人
	②確保の内容	教育・保育施設	15人		40人	15人	14人	9人
		地域型保育事業				0人	0人	0人
		その他	0人		0人	0人	0人	0人
②-①		8人		3人	2人	2人	1人	

■方向性

- 不足分については、定員見直しを施設に働きかけ協議を行います。
- 定員枠を超えた場合でも、定員の弾力化と余裕のある年齢層との調整など柔軟な受け入れを実施します。

3. 地域子ども・子育て支援事業

①量の見込み

計画期間（令和7年度から令和11年度まで）における地域子ども・子育て支援事業の量は、就学前児童保護者対象のニーズ調査結果と人口推計結果をもとに決めました。

②提供体制の確保内容及び実施時期

ア 利用者支援事業

利用者支援事業は、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するために、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業です。

■実績（母子保健型）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績（か所数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実績（延べ利用者数）	1,811 人	1,767 人	1,570 人	1,612 人

■見込み・確保（こども家庭センター型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

■見込み・確保（地域子育て相談機関）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所
②確保の内容	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所

■方向性

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を備えたこども家庭センターを令和6年度に設置したことから、施設・事業の総合的な利用者支援及びワンストップ型の相談支援に努めます。

また、妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる相談機関を各地域に設置します。

イ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児や保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

釜石市では、子育て支援センターを5か所（西ブロック1か所、東ブロック2か所、北ブロック1か所、南ブロック1か所）設置しています。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	10,105 人回	10,018 人回	9,828 人回	9,621 人回
②確保の内容	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
実績(か所数)	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
実績(延べ利用者数)	4,801 人回	3,831 人回	3,895 人回	4,858 人回

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,346 人回	4,216 人回	4,090 人回	3,967 人回	3,848 人回
②確保の内容	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

■方向性

保護者の就労者の増加や出生数の減少により利用者数の減少がみられることから、子育て支援センターの在り方について検討します。

ウ 妊婦健康診査

妊婦健診は、妊婦の健康の保持及び増進を図り、安全で安心して妊娠、出産するための、事業です。釜石市では医療機関に委託して健診を実施しており、14回までの公費助成を行っています。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	276 人	269 人	265 人	259 人
②確保の内容	276 人	269 人	265 人	259 人
実績	281 人	220 人	191 人	201 人

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	222 人	216 人	210 人	205 人	200 人
②確保の内容	222 人	216 人	210 人	205 人	200 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■方向性

妊婦に対し100%の実施を目指すとともに、フォローが必要な妊婦が増加していることから関係機関との連携にも努めます。

助成対象健診回数：14回 実施場所：県内の医療機関 実施体制：委託

検査項目：血圧、体重測定、保健指導及び超音波検査、各種感染症の検査等

エ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	188 人	183 人	180 人	176 人
②確保の内容	188 人	183 人	180 人	176 人
実績(訪問数)	132 人	146 人	111 人	133 人
実績(出生数)	135 人	140 人	117 人	125 人
実績(訪問率)	97.8%	104.3%	94.9%	106.4%

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	130 人	126 人	122 人	119 人	116 人
②確保の内容	130 人	126 人	122 人	119 人	116 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■方向性

乳児に対し100%の実施を目指すとともに、児童虐待防止に向けて母親に対し必要に応じてフォローを継続します。

実施体制：一部委託

オ 養育支援訪問事業（養育訪問相談）

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	65 人	63 人	62 人	61 人
②確保の内容	65 人	63 人	62 人	61 人
実績	83 人	43 人	61 人	77 人

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	66 人	66 人	66 人	66 人	66 人
②確保の内容	66 人	66 人	66 人	66 人	66 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■方向性

支援が必要な家庭に対し100%の実施を目指します。

実施体制：直営

カ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、当該児童を児童福祉施設において一定期間、養育（短期入所生活援助及び夜間養護等）をする事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日
②確保の内容	38 人日	38 人日	38 人日	38 人日
実績	9 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日
②確保の内容	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日	16 人日
②-① 過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■方向性

令和元年度より県内2施設（乳児院と児童養護施設）と委託契約を締結し実施しています。今後も利便性の向上及び事業の周知を進めます。

キ ファミリー・サポート・センター事業：就学児

ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての援助をしてほしい人と子育てを援助したい人を会員として、会員組織による地域の子育てを支え合う事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
②確保の内容	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
実績	0 人日	0 人日	0 人日	3 人日

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
②確保の内容	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日	6 人日
②-① 過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■方向性

児童の預かりや送迎等の支援が可能となるため、事業の周知を進め、地域全体で子育て家庭を支援していくことができるように提供体制の確保を図ります。また、サポーターの増加を目指し、希望するタイミングで利用できるような環境整備に努めます。

ク 一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の疾病や親族の看護など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所その他の場所において、一時的に預かる事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	5,726 人日	5,531 人日	5,517 人日	5,426 人日
②確保の内容	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日	10,000 人日
実績	3,232 人日	2,138 人日	1,931 人日	1,258 人日

■見込み・確保

【市全域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,335 人日	1,116 人日	1,064 人日	1,047 人日	1,030 人日
②確保の内容	4,300 人日	4,100 人日	4,000 人日	4,000 人日	4,000 人日
②-① 過不足	2,965 人日	2,984 人日	2,936 人日	2,953 人日	2,970 人日

【釜石西ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25 人日	24 人日	23 人日	22 人日	21 人日
②確保の内容	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
②-① 過不足	475 人日	476 人日	477 人日	478 人日	479 人日

【釜石東ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	978 人日	840 人日	793 人日	781 人日	769 人日
②確保の内容	2,600 人日	2,400 人日	2,300 人日	2,300 人日	2,300 人日
②-① 過不足	1,622 人日	1,560 人日	1,507 人日	1,519 人日	1,531 人日

【釜石南ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	162 人日	159 人日	156 人日	153 人日	150 人日
②確保の内容	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日
②-① 過不足	438 人日	441 人日	444 人日	447 人日	450 人日

【釜石北ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	170 人日	93 人日	92 人日	91 人日	90 人日
②確保の内容	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日	600 人日
②-① 過不足	430 人日	507 人日	508 人日	509 人日	510 人日

■方向性

本市では一時預かり事業を認定こども園6か所、幼稚園1か所、保育所3か所、小規模保育事業所2か所で実施しております。今後、乳児等通園給付事業との整合性を図りながら事業を実施してまいります。

ケ 延長保育事業

延長保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を延長して認定こども園や保育所等において保育を実施する事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	295 人	298 人	281 人	274 人
②確保の内容	295 人	298 人	281 人	274 人
実績	252 人	238 人	258 人	217 人

■見込み・確保

【市全域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	241 人	239 人	237 人	235 人	233 人
②確保の内容	241 人	239 人	237 人	235 人	233 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【釜石西ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②確保の内容	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【釜石東ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	197 人	195 人	193 人	193 人	191 人
②確保の内容	197 人	195 人	193 人	193 人	191 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【釜石南ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	19 人	19 人	19 人	18 人	18 人
②確保の内容	19 人	19 人	19 人	18 人	18 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【釜石北ブロック】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25 人	25 人	25 人	24 人	24 人
②確保の内容	25 人	25 人	23 人	22 人	24 人
②-① 過不足	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

■方向性

延長保育を実施しているのはこども園4か所、保育所5か所で、今後の量の見込みに対し、提供体制は十分に確保されています。

コ 病児保育事業

病児・病後児保育事業は、保護者が就労している場合等、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業です。

■実績（病後児保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	190 人日	190 人日	190 人日	190 人日
②確保の内容	360 人日	1,470 人日	1,470 人日	1,470 人日
実績(病後児対応型)	7 人日	17 人日	7 人日	16 人日
実績(体調不良児対応型)	55 人日	100 人日	102 人日	153 人日

■見込み・確保（病後児対応型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	410 人日	410 人日	410 人日	410 人日	410 人日
②確保の内容	735 人日	735 人日	735 人日	735 人日	735 人日
②-① 過不足	325 人日	325 人日	325 人日	325 人日	325 人日

■見込み・確保（体調不良児対応型）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	980 人日	980 人日	980 人日	980 人日	980 人日
②確保の内容	980 人日	980 人日	980 人日	980 人日	980 人日
②-① 過不足	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

■方向性

本市では病後児保育を1か所実施し、1日の定員数は3人となっています。また、体調不良児対応型保育を2か所で実施しています。今後も利便性の向上及び事業の周知を進めます。

サ 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に学童育成クラブの施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供することで、その健全な育成を図る事業です。

■実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	531 人	534 人	502 人	504 人
②確保の内容	567 人	567 人	567 人	567 人
実績	495 人	535 人	490 人	457 人

■見込み・確保**【市全域】**

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	458 人	424 人	394 人	379 人	358 人
②確保の内容	538 人	538 人	538 人	538 人	538 人
②-① 過不足	80 人	114 人	144 人	159 人	180 人

【釜石小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35 人	33 人	31 人	30 人	28 人
②確保の内容	29 人	29 人	29 人	29 人	29 人
②-① 過不足	▲6 人	▲4 人	▲2 人	▲1 人	1 人

【双葉小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	48 人	40 人	38 人	33 人	31 人
②確保の内容	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②-① 過不足	▲8 人	0 人	2 人	7 人	9 人

【白山小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	24 人	18 人	19 人	21 人	19 人
②確保の内容	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②-① 過不足	16 人	22 人	21 人	19 人	21 人

【平田小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	63 人	64 人	60 人	57 人	53 人
②確保の内容	59 人	59 人	59 人	59 人	59 人
②-① 過不足	▲4 人	▲5 人	▲1 人	2 人	6 人

【小佐野小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	105 人	92 人	80 人	75 人	81 人
②確保の内容	114 人	114 人	114 人	114 人	114 人
②-① 過不足	9 人	22 人	34 人	39 人	33 人

【甲子小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	93人	91人	89人	84人	72人
②確保の内容	97人	97人	97人	97人	97人
②-① 過不足	▲4人	6人	8人	13人	25人

【鶴住居小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	49人	46人	44人	46人	42人
②確保の内容	76人	76人	76人	76人	76人
②-① 過不足	27人	30人	32人	30人	34人

【栗林小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11人	11人	8人	4人	5人
②確保の内容	55人	55人	55人	55人	55人
②-① 過不足	44人	44人	47人	51人	50人

【唐丹小学校区】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30人	29人	25人	29人	27人
②確保の内容	28人	28人	28人	28人	28人
②-① 過不足	▲2人	▲1人	3人	▲1人	1人

■方向性

本市では全ての小学校区で開設しています。小学校規模適正化に伴い、学童育成クラブの統廃合について検討します。また、指導員の育成、確保を進め、適切な運営を安定的に行えるように取り組みます。

シ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	372人日	372人日	372人日	372人日	372人日
②確保の内容	0人日	0人日	372人日	372人日	372人日
②-① 過不足	▲372人日	▲372人日	0人日	0人日	0人日

■方向性

令和9年度を目途に実施できるよう整備します。家事・子育て等に不安を抱えている子育て世帯に対して支援できるよう努めます。

ス 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開放し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等への相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど個々の児童等の状況に応じた支援を包括的に提供する事業を行います。

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7人	7人	7人	7人	7人
②確保の内容	0人	0人	7人	7人	7人
②-① 過不足	▲7人	▲7人	0人	0人	0人

■方向性

令和9年度を目途に実施できるよう整備します。学校、家庭以外の居場所として、安心して児童等が利用できるよう関係機関と連携し支援を提供します。

セ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業を行います。

■見込み・確保

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
②確保の内容	10人	10人	10人	10人	10人
②-① 過不足	0人	0人	0人	0人	0人

■方向性

子どもへの接し方などに悩みを抱えている保護者に対して、こども家庭センターの公認心理師を講師として、ペアレント・トレーニングを開催します。

ソ 妊婦等包括相談支援事業

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した身近な相談支援と経済的支援を一体的に実施する事業です。

伴走型相談支援として、妊娠届出時、妊娠8か月頃、出産後の各時期に保健師等による面談や訪問を実施し、妊産婦や子育て家庭をサポートします。経済的支援として、妊婦の届出や出生の届出を行った妊産婦・子育て家庭に対し、妊娠期から子育て期における出産育児関連用品の購入費や、子育て支援サービスの利用料負担軽減を図るための「出産・子育て応援給付金」を支給します。

■見込み・確保

【市全域】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
妊娠届出数	130 人	126 人	122 人	119 人	116 人
1組当たり 面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
面談実施 合計回数	390 回	378 回	366 回	357 回	348 回
②確保の内容	390 回	378 回	366 回	357 回	348 回
こども家庭 センター	390 回	378 回	366 回	357 回	348 回
上記以外	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
②-① 過不足	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

■方向性

妊産婦に対し100%実施を目指すとともに、フォローが必要な妊産婦等をもれなく把握し、確実な支援につなげます。

タ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

令和8年度からの子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として実施する事業で、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、教育・保育施設に通っていない児童を受け入れる事業です。

■見込み・確保**【市全域】**

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み	300人日	300人日	300人日	240人日	240人日
	②確保の内容	0人日	240人日	360人日	360人日	360人日
	②-① 過不足	▲300人日	▲60人日	60人日	120人日	120人日
1歳児	①量の見込み	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
	②確保の内容	0人日	120人日	180人日	180人日	180人日
	②-① 過不足	▲120人日	0人日	60人日	60人日	60人日
2歳児	①量の見込み	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
	②確保の内容	0人日	120人日	120人日	120人日	120人日
	②-① 過不足	▲120人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■方向性

令和8年度事業実施を目指して整備を進めます。また、一時預かり事業の利用者数との整合性を図りながら事業を実施してまいります。

チ 産後ケア事業

出産後の悩みや子育てに不安を抱える産婦が安心して子育てができるよう、日帰りでの心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。産婦の体調や育児に関する相談のほか、出産や育児で疲れた体を休めたいときも利用できます。岩手県立釜石病院と県内各所で妊産婦支援を行っているNPO法人まんまるママいわてに、この事業を委託しています。

■見込み・確保**【市全域】**

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	156人日	156人日	156人日	156人日	156人日
②確保の内容	156人日	156人日	156人日	156人日	156人日
②-① 過不足	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

■方向性

必要とする産婦が利用できるように、事業の周知に努めるとともに、関係機関と連携してフォローが必要な産婦等の支援を行います。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、行政と教育・保育関係者や地域住民など多様な関係者等と連携することが重要です。

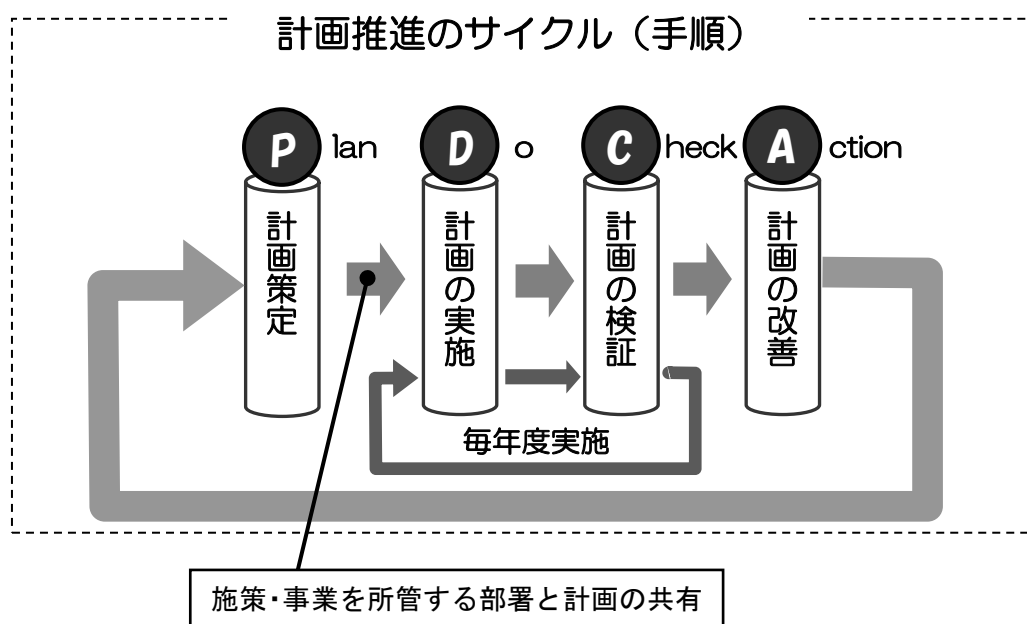
そのため、本計画の推進にあたっては、主管課や庁内関係課との検討に加え、行政と関係者が、本計画の進捗状況について議論し、地域における課題や資源を共有化することなど、計画推進に必要な取組について検討する場が重要となります。そのため、本計画策定にあたって設置した「釜石市子ども・子育て会議」を活用することとします。

2. 計画の進捗管理

本計画策定後、計画に記載されている施策・事業を所管する部署と共有し、当該部署は計画理念の基で施策・事業の実施状況等を毎年度点検・評価します。

計画担当部署である子ども課が、その点検・評価結果を収集・整理し、計画全体の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて取組の改善に努めます。

また、計画の進捗管理にあたってはPDCAサイクル（「Plan（計画）」「Do（実施・実行）」「Check（検証・評価）」「Action（改善）」）のプロセスを踏まえて行うとともに、実施した評価については、広く市民に周知するために公表します。



資料編

1. 計画策定の経過

開催日	会議等	内容
令和5年5月25日	令和5年度第1回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の変更について ②第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ③釜石市幼児教育振興プランの進捗状況 ④第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画 重点プロジェクトの進捗状況 ⑤その他
令和5年11月21日	平成30年度第2回釜石市子ども・子育て会議	①第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について ②こども家庭センターの設置について ③「こども施策」の実施について ④保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業の実施について ⑤第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画 重点プロジェクトの進捗状況 ⑥その他
令和5年12月	子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	[調査対象] 723世帯 [調査方法] 郵送・施設を通じて [調査期間] 12月4日～12月18日
令和6年1～2月	保育サービス等に関する調査	[調査対象] 18施設 [調査方法] E-mail [調査期間] 1月23日～2月6日
令和6年2月29日	令和5年度第3回釜石市子ども・子育て会議	①委員長、副委員長の選任 ②特定教育・保育施設の利用定員の変更について ③小規模保育事業所の設置者の変更について ④釜石市こども家庭センターについて ⑤第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画の重点プロジェクトの見直しの検討について ⑥その他
令和6年7月19日	子ども・子育て支援に関するヒアリング調査	[調査対象] 教育・保育施設の代表者 [調査方法] ワークショップ
令和6年6月5日	令和6年度第1回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の廃止等について ②特定教育・保育施設の利用定員の変更について ③第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況 ④釜石市幼児教育振興プランの進捗状況について ⑤釜石市の子育てを取り巻く状況 ⑥ニーズ調査結果の概要について ⑦こどもの生活状況調査の実施について ⑧その他

開催日	会議等	内容
令和6年6～7月	こどもの生活状況調査	[調査対象] 小学5年生 177人 中学2年生 172人 保護者 349人 [調査方法] 学校を通じて [調査期間] 12月3日～12月17日
令和元6年10月11日	令和6年度第2回釜石市子ども・子育て会議	①釜石市こどもの生活状況調査結果の概要について ②第2期釜石市子ども・子育て支援事業計画及び釜石市幼児教育振興プランの評価と第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ③その他
令和7年1月30日	令和6年度第3回釜石市子ども・子育て会議	①特定教育・保育施設の利用定員の変更について ②第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画の素案について ③その他
令和7年3月24日	令和6年度第4回釜石市子ども・子育て会議	①第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画について ②その他

2. 釜石市子ども・子育て会議条例

釜石市子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日

条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市長の附属機関として釜石市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(協力要請)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、保健福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 釜石市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日

区 分	氏 名	所属・役職等
子どもの保護者	※藤 原 伸 哉	
	※鈴 木 ゆりえ	
	佐々木 江 利	
	平 松 寿 倅	
	八 幡 英 貴	
	木 村 仁 寿	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	松 岡 公 浩	幼稚園型認定こども園正福寺幼稚園 園長
	藤 原 けいと	かまいしこども園子育て支援センター センター長
	※八 幡 雅 子	釜石保育会 会長（鶴住居保育園 園長）
	※植 田 志津子	小規模保育事業所 スクルドエンジェル保育園かまいし園 園長
	芳 賀 睦 美	県立釜石病院つくし保育所 園長
	佐々木 晴 美	釜石市上中島児童館 統括主任
	高 橋 仁 美	釜石保育会 会長（神愛こども園 園長）
	赤 崎 成 子	小規模保育事業所 虹の家 施設長
事業主・労働者を代表する者	※伊 東 公 一	松草塗装工業 株式会社 代表取締役
	菊 池 利 行	連合岩手釜石・遠野地域協議会 事務局長
	○藤 原 伸 哉	特定非営利活動法人 障がい者自立センターかまいし 代表理事
子どもに関わる地域活動を行う者	◎福 成 菜穂子	小さな風
	黍 原 豊	一般社団法人 三陸駒舎 理事
	佐 藤 奏 子	海と子どもの未来プロジェクト実行委員会 共同代表

◎は委員長 ○は副委員長 ※は任期が令和4年1月1日～令和5年12月31日

(敬称略・順不同)

事務局：釜石市こども家庭課

所 属	職 名	氏 名
釜石市保健福祉部	部 長	鈴 木 伸 二
釜石市保健福祉部こども家庭課	課 長	村 山 明 子
同上	主 幹	前 川 奈津江
同上	こども家庭センター長補佐	松 下 智 子
同上	課長補佐兼子育て支援係長	菊 池 喜 子
同上	子育て支援係 課付係長	芳 賀 沙 織

**第3期釜石市子ども・子育て支援事業計画
(釜石市子ども・子育て応援プラン)**

発行：釜石市 保健福祉部こども家庭課
〒026-0025 釜石市大渡町3-15-26
電話：0193-22-5121 FAX：0193-22-6375